

フィリピン国

フィリピン国  
信用リスク情報データベース  
構築に係る情報収集・確認調査

ファイナル・レポート

平成31年3月  
(2019年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

株式会社日本経済研究所



# 目次

<b>1. 業務の概要</b> .....	<b>1</b>
1.1 業務の背景 .....	1
1.2 業務の目的 .....	2
1.3 業務の内容 .....	2
<b>2. 調査結果</b> .....	<b>7</b>
2.1 信用リスク分析に基づく融資（無担保、無保証）の現状調査および課題分析 .....	7
2.2 CRD 構築に係るステークホルダーの特定.....	9
2.3 CRD 実現可能性に係る初期的品質調査.....	18
2.4 CRD 実施・運営主体の検討、CRD 運営計画の検討 .....	19
2.5 CRD 構築に係る効果の検討 .....	25
2.6 財務諸表の作成・利用の強化に係る調査.....	26
2.7 調査結果のまとめ：フィリピンにおける CRD 構築に係る提言.....	31

**別添 1**：ワーキンググループ会合の結果

**別添 2**：信用リスク分析に基づく融資に係る調査報告書w

**別添 3**：CRD 実現可能性に係る初期的品質調査報告書

**別添 4**：CRD 構築に係る効果の検討報告書

**別添 5**：財務諸表の作成・利用の強化に係る調査報告書



## 略語表

略語	英語	邦訳
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
BIR	Bureau of Internal Revenue	内国歳入庁
BPI	Bank of the Philippine Islands	フィリピン諸島銀行
BSP	Banko Sentral ng Philipinas	フィリピン中央銀行
CB	Credit Bureau	(民間) 信用情報会社
CDA	Cooperative Development Authority	協同組合開発庁
CIC	Credit Information Corporation	フィリピン信用情報公社
CRD	Credit Risk Data base	信用リスク情報データベース
DBP	Development Bank of the Philippines	フィリピン開発銀行
DOF	Department of Finance	財務省
DPA	Data Privacy Act	個人情報保護法
DTI	Department of Trade and Industry	貿易産業省
FINEX	Financial Executives Institute of the Philippines	フィリピン財務専門家協会
FRSC	Financial Reporting Standards Council	財務報告基準委員会
F/S	Financial Statements	財務諸表
GCG	Governance Commission for GOCC	国有・国営企業ガバナンス委員会
GOCC	Government Owned or Controlled Corporation	国有・国営企業
LDP	Land Bank of the Philippines	フィリピン土地銀行
McSS	Management consulting Support System	中小企業経営診断システム
MORB	Manual of Regulations for Banks	銀行規定マニュアル
PCCI	Philippine Chamber of Commerce and Industry	フィリピン商工会議所
PFRS	Philippines Financial Reporting Standards	フィリピン財務報告基準
PSA	Philippine Statistics Authority	フィリピン統計局
SBC	Small Business Corporation	中小企業金融会社
SEC	Securities and Exchange Commission	証券取引委員会
UPSS	University of the Philippines, School of Statistics	フィリピン大学統計学部
WG	Working Group	検討委員会



# 1. 業務の概要

## 1.1 業務の背景

フィリピンは、急速な経済成長の成果として、数多くの中小企業が存在し、雇用、関連部品産業の拡大、技術革新の側面からその重要性が高くなってきている。これらの中小企業に対して、フィリピン政府は「The Micro, Small, and Medium Enterprise Development Plan 2011-2016」に基づき、積極的な育成政策を実施しているが、様々な制約・課題により、重層的な産業構造を支える企業層を構成するには至っていない。その課題のひとつが、中小企業の資金調達である。中小企業の信用リスクに関する情報が不足することで十分な審査をすることができず、中小企業向け融資は 2017 年末現在、全銀行ベースで 2,138 億ペソと総融資残高 6 兆 4,383 億ペソの 3.3 %を占めるに過ぎない<sup>1</sup>。

我が国においても、以前から同様の問題が存在してきたが、公的融資や信用保証制度等の制度の充実・改善を繰り返し、近年においては信用リスク情報データベース（Credit Risk Database、CRD）の整備等により、中小企業への信用供与が担保主義に偏っているため限定的にしか行われていないというボトルネックを解消する試みがなされている。CRD とは、銀行及び信用保証協会から匿名で集めた融資先中小企業の財務諸表とデフォルトデータから構成される信用リスク情報データベースであり、データベースを会員の金融機関間で共有して使用する形態は我が国において独自に発達してきたものである。中小企業金融振興目的に加えて、中央銀行等金融当局の監督目的としても活用されており、CRD はマクロ・ミクロ両面の信用リスクの計測・分析のツールとなっている（表 1）。

フィリピンにおいても、我が国の経験に基づく CRD の導入により、銀行セクターの信用リスク管理強化による中小企業向け金融環境の整備が期待できる。

一方で、CRD を構築するためには膨大なデータ量が必要となり、フィリピンにおいて CRD を導入するためには、構築に必要なデータの量・質の有無とともに、提供し得る機関の特定、運営主体の設立について検討を要する。本業務では、CRD 導入と利用可能性を検討するための調査が実施された。

表 1 CRD の活用状況

機関	活用状況
民間金融機関	<ul style="list-style-type: none"><li>企業経営の内容を評価し企業の信用力の判定（倒産確率・リスク分析）を実施</li><li>自行の持つ既存スコアリングモデルの評価、検証および見直し</li><li>上記判定に基づきリスクに応じたプライシング（金利設定、融資期間等の決定）を実施</li><li>取引先企業向け経営アドバイス・指導に活用</li></ul>
公的金融機関	<ul style="list-style-type: none"><li>中小企業向けローン債権の証券化の際、デフォルト確率の判定、資産</li></ul>

<sup>1</sup> 中堅企業向け融資残高を加えると 5,376 億ペソ、全銀行総融資残高の 8.4%。なお、政府は 1991 年以降 Magna Carta for Micro, Small and Medium Enterprises（RA No.9501、通称 Magna Carta）を制定し、現在銀行に対し、中小零細企業向け 8%および中堅企業向け 2%、計 10%の融資残高シェアの達成を義務付けている。

	評価状況の確認等に利用
信用保証協会	・ 保証料率の決定に利用
金融監督当局	・ 金融機関のポートフォリオのリスク状況の変化および分布を把握 ・ 信用リスク分布、中小企業の資金調達環境の把握 ・ 銀行監督の際、金融機関が用いているスコアリングモデルの妥当性評価に利用
格付機関	・ リスク判定指標として利用

## 1.2 業務の目的

本件は、我が国が実施し効果を上げてきた中小企業向け金融支援の経験に基づき、フィリピンにおいても、公共財としての CRD およびスコアリングモデルの構築により、金融セクターにおける企業信用リスク情報制度の整備を図ることを調査目的とする。銀行およびその他金融機関による中小企業向け融資促進を図ると同時に、金融行政・監督当局に対し企業信用リスク情報の提供により政策・監督手段の多様化・多角化を図りフィリピン金融セクターのインフラを強化するべく、CRD の導入とその利用可能性を検討するため実施されたものである。CRD の導入は、近年積極的にフィリピンに進出している本邦中小企業が現地中小企業と取引する際、相手企業の信用把握を容易にすること、及び現地に進出した我が国金融機関の現地取引にかかる信用リスク管理の改善を図ることにより、我が国中小企業や金融機関の現地でのビジネス展開支援にも寄与する。

本業務は、フィリピンにおいて、リスクベース融資を促進することにより企業活動の活性化を図るため、財務諸表をベースとした CRD を構築することの可能性を調査する。主要調査項目は、以下の通り。

- ・ 信用リスク分析に基づく融資（無担保、無保証）の現状調査および課題分析
- ・ CRD 構築に係るステークホルダーの特定
- ・ CRD の構築実現可能性に係る初期的品質調査
- ・ CRD の実施・運営主体の検討
- ・ 財務諸表作成・利用強化に係る現状調査および課題分析

## 1.3 業務の内容

本調査は、フィリピン側の実施機関として特定された財務省 (Department of Finance) と JICA との間で 2016 年 6 月に締結されたミニッツ (“Minutes of Discussion on the Study for Introduction of Credit Risk Database (CRD) in the Philippines between Japan International Cooperation Agency and Department of Finance”) に基づき、ワーキンググループが結成され、同ワーキンググループを通じてフィリピン側との政策対話・コンサルテーションを行いつつ、実施された。同ワーキンググループは CRD 構築およびスコアリングモデル導入に向けたロードマップの作成およびデータの初期的品質調査のためのアドバイスメーカーとして設立されたものである。

ワーキンググループのメンバーは、財務省のほか、中央銀行 (The Bangko Sentral ng Pilipinas, BSP)、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC)、貿易産業省 (Department of Trade and Industry, DTI) であり、これに加え、統計分析の専門機関であるフィリピン大学

統計学部（University of the Philippines、School of Statistics、UPSS）もオブザーバーとして参加し、ワーキンググループは、(1) 調査の進捗および結果をモニターすること、(2) 関係する政府機関と民間組織の間を仲介するとともに必要に応じ支援すること、および(3) 導入に伴う障害、特に法律やデータの収集等の面の障害等の解決につき必要なアドバイスないし示唆を与えることをその役割とすることが謳われた。

本調査は表2の業務フローに基づき実施された。具体的な業務内容は表3のとおりである。

表 2 作業工程表

作業項目	期間		2017												2018												2019			
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
(1) 事前調査及びIC/Rの説明・協議、WGへの提示	■																													
(2) 信用リスク分析に基づく融資に係る調査	■	■	■	■	■	■	■	■	▲				▲																	
(3) CRD構築に関するステークホルダーの特定		■											■																	
(4) CRD実現可能性に係る初期的品質調査																														
（フェーズ1）データ収集に関する実現性の確認、機密保持契約締結		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																	
（フェーズ2）データ作成サポート、受領確認及びデフォルト定義の検討										■	■	■	■	■	■	■														
（フェーズ3）指標の作成、相関関係の確認													■	■	■	■														
（フェーズ4）説明変数の組合せ検討、スコアリング・トライアルの実施																		■												
初期的品質レポートの作成																														
関係者への初期的品質レポートの説明と協議																														▲
(5) CRD実施・運営主体の検討及び運営計画案の作成													■																	■
(6) CRD構築に係る効果の検討		■	■	■	▲	■	■	■	▲	■	■	▲																		
(7) 財務諸表の作成・利用の強化に係る調査		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▲																		▲
(8) プロGRESSレポートの作成・協議																														
(9) ドラフトファイナルレポートの作成・協議																													■	▲
(10) ファイナルレポートの作成・提出																													■	■
【WG会合の開催】		★			★							★		★															★	

■実施期間

▲報告書の説明

★WG会合

表 3 作業項目

(1) 事前調査及びインセプション・レポートの説明・協議、WG への提示
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前調査、インセプション・レポートの作成</li> <li>・ インセプション・レポートの説明、WG への提示</li> </ul>
(2) 信用リスク分析に基づく融資に係る調査
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文献調査の実施</li> <li>・ 調査対象金融機関の選定</li> <li>・ 金融機関に対する聞き取り調査実施</li> <li>・ 報告書の作成、WG への報告、協議</li> </ul>
(3) CRD 構築に関するステークホルダーの特定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD 構築に係るステークホルダーの検討</li> <li>・ 類似事業の確認、分析</li> <li>・ 報告書の作成、WG への報告、協議</li> </ul>
(4) CRD 実現可能性に係る初期的品質調査
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェーズ 1 <ul style="list-style-type: none"> <li>- データ収集に関する実現性の確認</li> <li>- 政府系金融機関 3 行へのデータ提供依頼</li> <li>- 政府系金融機関 3 行との機密保持契約の締結</li> </ul> </li> <li>・ フェーズ 2 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府系金融機関 3 行に対するデータ作成サポート</li> <li>- 受領データの確認</li> <li>- デフォルト定義の検討</li> </ul> </li> <li>・ フェーズ 3 <ul style="list-style-type: none"> <li>- データ項目から指標の作成</li> <li>- 相関関係の確認</li> </ul> </li> <li>・ フェーズ 4 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 説明変数の組み合わせの検討</li> <li>- CRD モデルによるスコアリング・トライアルの実施</li> </ul> </li> <li>・ 報告書の作成、WG への報告</li> </ul>
(5) CRD 実施・運営主体の検討及び運営計画案の作成
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD 実施・運営主体について設立計画を検討</li> <li>・ 報告書の作成、WG への報告、協議</li> </ul>
(6) CRD 構築に係る効果の検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分析デザインの検討</li> <li>・ CRD 構築に係る効果分析</li> <li>・ 報告書の作成、WG への報告、協議</li> </ul>
(7) 財務諸表の作成・利用の強化に係る調査
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文献調査の実施</li> <li>・ 企業での財務諸表作成・管理状況に関する聞き取り調査実施</li> <li>・ 課題の特定、解決策の検討</li> <li>・ 信用リスクベース融資促進のための環境整備への提言検討</li> <li>・ 報告書の作成、WG への報告、協議</li> </ul>
(8) プロGRESS・レポートの作成
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロGRESS・レポートの作成・提出</li> </ul>
(9) ドラフトファイナルレポートの作成
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドラフト・ファイナル・レポートの作成、WG に報告、協議</li> </ul>
(10) ファイナルレポートの作成・提出
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファイナル・レポートの作成・提出</li> </ul>

本調査では、ワーキンググループ会合の開催を通じて、各調査結果の進捗状況を共有した。開催時期と主要なアジェンダ、討議内容は以下のとおりである（各ワーキンググループ会合の議事録については別添1参照）。

<p><b>【第1回ワーキンググループ会合】</b></p> <p>開催時期：2017年1月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インセプション・レポートにつき説明</li> <li>・ ワークプランの説明およびワーキンググループ会合スケジュールの確認</li> <li>・ JICA から本件スタートまでの経緯、および本件実施の意義につき説明。</li> <li>✓ インセプション・レポートに基づき、実施内容およびスケジュールを、コンポーネント毎に説明、フィリピン側の協力を要請。中央銀行から実施に対する強い支持が表明された。</li> <li>✓ CRD データベースの内容、データ収集の内容等につき、WG から中央銀行、政府系3行、SEC に対し個別追加説明を行うよう求められ実施。（なお、個別面談において、匿名データの提供は個人情報保護法（Data Privacy Act、DPA）に抵触しないとする法律事務所意見も伝えたと、政府系3行からは、さらに、データ提供にかかる財務省からの依頼文書と、中央銀行の確認がほしいとの意見が出され、必要性につき議論。）</li> </ul>
<p><b>【第2回ワーキンググループ会合】</b></p> <p>開催日：2017年4月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用リスクベース融資に関する調査に関する結果説明</li> <li>✓ 信用リスクベース融資に関する調査に関する結果説明に関し、出席者から現状にかかる見解が述べられた後議論。議長から CRD の導入は中小金融機関の信用リスク管理の強化に資すると期待されるとのコメントに加え、調査結果は、与信管理強化のため、政策担当者のみならず民間金融部門とも共有されるべきと考える旨の発言あり。</li> <li>・ 他コンポーネントの進捗状況にかかる説明</li> <li>✓ 中央銀行からは、政府系3行からのデータ収集が不十分な場合は対象金融機関を増やしてはどうかとのコメントあり。</li> </ul>
<p><b>【第3回ワーキンググループ会合】</b></p> <p>開催日：2017年9月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018年度の技術協力要請書の提出に関する確認</li> <li>✓ 日本側から CRD 導入にかかる技協要請書（Technical Cooperation: Introduction of Credit Risk Database (CRD) in Philippines）提出期限が近く現状未提出であると報告。フィリピン側では内部決裁を得るため CRD の初期的品質調査結果の提示が必要となるとの意見が大勢を占め、継続議論することとなった。</li> <li>✓ また、上記データ収集の遅れ等を背景に、案件実施スケジュールの修正を提案、フィリピン側の了承を得た。</li> <li>・ 政府系3行からのデータ入手の現状</li> <li>✓ 調査チームから、データ収集の現状について説明。</li> <li>・ CRD 実施主体・運営計画に関する協議</li> <li>✓ 技協要請書未提出の状況下、財務省 Lester 氏の求めにより、本協議は次回の WG 会合に持ち越しとなった。</li> <li>・ 経済インパクト調査の進捗状況説明</li> <li>✓ 経済インパクト分析につき UPSS から中間報告。分析手法につき中央銀行から、金融機関からの中小企業向け融資への影響を分析してはどうかとのコメントあり。</li> <li>・ その他</li> <li>✓ 日本側から信用リスクベース調査報告書に対するコメントの提出を再度要請。</li> <li>・ 2018年度技術協力要請書は、その後中央銀行および財務省の高官レベルの意見調整が行われ、財務省の Bertlan 次官の署名をもって日本政府へ提出された。</li> </ul>

#### 【第4回ワーキンググループ会合】

開催日：2017年12月6日

- ・ CRD 実現可能性に係る初期的データ品質分析に関する報告
  - ✓ 調査結果の中間結果報告。データ数は限られているが、分析結果は有意で、分析モデルの作成は可能との結論を伝達。
- ・ 技術協力に移行する場合の準備課題に関する打合せ、意見交換
- ・ 技協に向け CRD 技協のフィリピン側受け入れ（実施主体）、運営体制案につき案を提示、議論を行う。フィリピン側からは、既に 2018 年度予算は編成済みで、本件の実施予算は織り込まれていない旨の報告があり、銀行協会を活用する等今後の取り運び方につき複数のアイデアが出され議論。フィリピン側において、運営形態につき検討することとなった。
- ・ 経済インパクト分析にかかる中間報告
- ・ 本調査のスケジュールにかかる確認

#### 【第5回ワーキンググループ会合】

開催日：2019年1月25日

- ・ JICA 本部より、技術協力に関する比政府からの要請の検討状況を伝達。
- ・ ドラフト・ファイナル・レポートの構成につき説明
  - ✓ 目次案を示し、本日は以下を中心に報告する旨説明。また1月末を目途に DFR 案を提出、フィリピン側にも送付する予定である旨伝達。
- ・ CRD 構築に関する初期的品質調査結果報告
  - ✓ 調査結果を報告。データ数は限られているが、分析結果は有意で、分析モデルの作成は可能との結論を再度伝達。
  - ✓ SEC の出席者から必要データ数の確認に加え、改めてデータ収集に関し CIC との連携を促す発言があり、日本側から両者の哲学が根本的に異なることを再度説明。
- ・ 財務諸表の利用・作成にかかる調査報告
  - ✓ 調査結果の概要を報告。報告後財務省から、CRD 導入に当たってはデータ収集が鍵であり、どのようなデータをどこが保有しているか確認する必要があると考え調査を依頼したものである旨付言あり。
- ・ 上記以外の DFR 内容に関する説明
  - ✓ 準備期間における運営体制の考え方を中心に説明。フィリピン側（財務省）から運営主体の概念図が示され、議論（中央銀行も賛同）。特にプロジェクトマネージャーの人材及び人件費確保が問題として、必要費用の捻出を如何に行うかフィリピン側にて検討を急ぐこととなった。
  - ✓ 技術協力プロジェクト実施の場合の日本側・フィリピン側における費用負担につき質問あり。また運営主体に配置する人材に求められる資格要件等につき、日本側から提示することとなった。
- ・ 今後のスケジュール等
  - ✓ 1月末にドラフト・ファイナル・レポートを提出、フィリピン側にも送付し、2月8日を目途に JICA および WG メンバーからのコメントを聴取し、それを踏まえファイナライズすることです承。

## 2. 調査結果

### 2.1 信用リスク分析に基づく融資（無担保、無保証）の現状調査および課題分析

本調査では、信用リスク分析に基づく融資（リスクベース融資<sup>2</sup>）に関する現状と課題の分析を行った。上記分析を行うため、フィリピン国内の金融機関 21 行を対象としたヒアリングを実施した。

上記調査を通じて、ユニバーサルバンク<sup>3</sup>や商業銀行等の大規模な金融機関<sup>4</sup>は、近年大幅に融資を拡大していることに伴い、取引先の信用リスクを計測したうえで無担保融資にも積極的に取り組む姿勢が見られたものの、貯蓄銀行や地方銀行等の小規模銀行は、個人向けの融資に偏重していることもあってか、依然として担保ベースの融資を行っていることが確認された。

確認された内容と課題は、以下の通りである。

表 4 リスクベース融資に関する確認事項と課題

	大規模行	小規模行
融資残高	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模行の融資残高は、2013 年から 2016 年にかけて 4.2 兆ペソから、5.9 兆ペソに増加。</li> <li>「経済活動向け融資<sup>5</sup>」が 4.0 兆ペソから 5.4 兆ペソに増加する一方で、「家計消費向け融資<sup>6</sup>」は 0.2 兆ペソから 0.4 兆ペソに増加している。大規模行の家計消費向け融資の割合が小さいのは、大規模行傘下の小規模行が家計消費向け融資に特化していることによるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模行（地方銀行）の融資残高は、2013 年から 2016 年にかけて 1,430 億ペソから 1,280 億ペソに減少。</li> <li>特に、小売・卸売業や不動産業向け融資などの「経済活動向け融資」が 1,320 億ペソから 950 億ペソに減少。他方、「家計消費向け融資」は 110 億ペソから 300 億ペソに増加している。この背景としては、小規模行は信用リスクの小さい家計消費向け融資に偏重していること、経済活動向け融資は大規模行、家計消費向けはその傘下の小規模行という役割分担が進んだことが挙げられる。</li> </ul>
融資姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模行は取引先の信用リスクを把握したうえで無担保融資も許容しており、無担保割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模な金融機関の無担保融資に対する取り組み姿勢は、情報が公開されていないため、明</li> </ul>

<sup>2</sup> 担保によらず、計測されたリスクの大きさに基づいて、融資判断・プライシング（金利の決定）を行う融資を指す（より詳しくは、添付資料 2、1.1 を参照されたい）。

<sup>3</sup> フィリピンにおいて預金・融資・為替等の商業銀行業務に加え、投資信託、証券引受、株式売買などの業務を行うことがみとめられている総合金融機関。なお、ユニバーサルバンク上位 10 行で銀行総資産の 7 割を占めている（2017 年末現在）。

<sup>4</sup> ユニバーサルバンクおよび商業銀行を大規模行、貯蓄銀行、農村銀行、協同組合銀行を小規模行として記載。ユニバーサルバンクおよび商業銀行上位 20 行の 2017 年末融資シェアは 86%を占める。

<sup>5</sup> 家計消費向け融資以外の事業性融資。

<sup>6</sup> 自動車ローン、サラリーローンなど、家計における消費を目的とした融資。

	<p>は拡大傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無担保融資の割合は金融機関により異なる。例えば、Bank of the Philippine Islands (BPI) の無担保融資割合は 2015 年時点で 38.14%である一方、Security Bank の無担保融資割合は 83.20%となっている。</li> <li>・ 担保カバー率は低下傾向にあるとのこと。これは、融資残高が増加しているにもかかわらず、銀行間の競争激化などにより、徴求できる担保資産が相対的に減少していることによるもの。</li> </ul>	<p>確ではないが、信用リスクに対してより保守的な姿勢をとっている。ある農村銀行は、担保のカバー率は約 70%と回答しており、ユニバーサルバンク・商業銀行の担保カバー率 (20～60%) よりも高い水準。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済活動向け融資、家計消費向けとも担保は不動産が中心であるが、給与融資のように、給与入金により返済を確実にしているものもある。</li> </ul>
融資審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒアリングを行った大規模行の全てが、内部格付制度やスコアリングモデル (経験モデル) を保有しており、融資審査に活用している。一部の金融機関は、外部のベンダーからスコアリング・モデルを購入し、自行の融資先の特徴などを反映させて使用。数年前に導入した銀行や、10 数年前に導入した銀行があるなど、導入時期は様々。</li> <li>・ 銀行は、格付やスコアリングを行ったあと、融資先の財務内容、経営の質、市場状況などを分析するなど、より詳細な融資審査を行う。融資審査にあたり、金融機関は、財務諸表に記載されていない企業の実態を把握することを重視。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒアリングを行った小規模金融機関の約半数が、十分な人的資源をもっておらず、内部格付制度やスコアリングモデルを構築できていない。</li> <li>・ そのため、無担保融資を許容していない金融機関が多いほか、顧客との人間関係に基づいて、融資判断・融資、モニタリングを行っている。</li> </ul>
リスクベース融資に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引先企業の財務諸表の信憑性が低く、口座の推移や在庫の量から売上・利益を推測するなどの対応を行っており、実態確認のための取引コストが大きい。</li> <li>・ また、融資審査に関するキャパシティ不足から、融資先の信用リスクを行わず、他行に追随して融資を行う金融機関も存在する。スコアリングの改善は、そのような銀行の信用リスク管理の改善に繋がることが期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融規制 (Circular 855) に準拠した内部格付制度やスコアリングモデルの構築が出来ておらず、信用リスクの分析ができていない小規模金融機関が多く存在する (別添 2、P25 参照)。<b>CRD</b> 導入などによる信用リスク管理メカニズムの強化は、小規模行によるリスクベース融資の拡大につながることを期待される</li> <li>・ 顧客である中小・零細企業が、財務諸表だけではなく、その他</li> </ul>

	待される。	融資申請の際に必要な書類を十分準備できないことも課題の一つ。
--	-------	--------------------------------

(注) なお、上表中、大規模行とは、ユニバーサルバンク 21 行および商業銀行 15 行、中規模行は貯蓄銀行 70 行、小規模行は地方銀行および農村銀行 566 行を想定している。

上記のフィリピンにおける金融機関に対するヒアリング調査のほか、日本におけるリスクベース融資の経験も踏まえ報告書にとりまとめた。また、2017 年 4 月に開催された第 2 回ワーキンググループ会合において、報告書の内容を関係者に対して説明した。なお、同年 9 月にも最終確認を得るため再度説明。

作成した報告書については、[別添 2](#)を参照。

## 2.2 CRD 構築に係るステークホルダーの特定

本調査では、CRD 構築に関わるステークホルダーを特定するため、以下の情報収集と検討を行った。

### (1) ワーキンググループメンバーおよび政府機関、金融機関、監査会社、学術関係機関に対し、CRD のサービスやアウトプットを説明し、意見・評価を聴取、分析・整理

2017 年 1 月に開催された第 1 回ワーキンググループ会合において、CRD について説明の上、関係者との意見交換を行った。ワーキンググループ会合には、政府機関、政府系金融機関、学術関係機関が参加した。

このほか、上記のリスクベース融資のヒアリングの際に、金融機関 21 行<sup>7</sup>に対しても CRD についての説明を行い、意見を求めたほか、会計事務所 2 社、政府機関 4 機関に対しても CRD についての説明を行った。

表 5 金融機関等ヒアリングの主な内容

	期待・要望	懸念
金融機関 (21 行)		
政府系金融機関 (3 行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資先の状況をより客観的に把握する上で有効。</li> <li>・ 融資先スコアリングの精緻化に有効。自行モデルの客観的な評価にも使える。</li> <li>・ より客観性の高いスコアを用いることにより審査時間の短縮が可能となり融資審査の迅速化が図られる。</li> <li>・ 金利や保証料の適正化を図ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ提供における守秘義務に違反しないかを懸念。</li> <li>・ 財務諸表の信頼性の低さ、実態を反映していない財務諸表を用いて的確な分析が可能か、アウトプットを見るまで分からない。</li> <li>・ 運営主体が官となった場合、法律に規定されるため、自由かつ柔軟な制度運営ができなくなるか心配。</li> </ul>

<sup>7</sup> ヒアリングを行った金融機関は、政府系金融機関 3 行、ユニバーサル・商業銀行 10 行、貯蓄銀行および地方銀行 8 行、計 21 行。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD のアウトプットとして日本の McSS のような企業分析情報までに行っていないので、それが得られれば、取引先の経営指導に有益。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データのカバレッジとしては、ノンバンクもデータ収集先として取り込むべき。</li> </ul>
大手ユニバーサル・商業銀行（6行） <sup>8</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD からより客観的な情報が得られればスコアリングモデルの改善に参考情報が得られるかもしれない。</li> <li>・ 中小企業は財務諸表はじめ企業関連情報が偏りがちなので、業界における当該企業の位置づけ等がわかれば融資先判定の際補強材料となる。</li> <li>・ 産業別、分野別等の情報が得られれば、業界等全体像の把握につながる情報が得られ、融資方針の決定にも活用できると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自行で開発、活用しているモデルには自信を持っており、敢えて CRD を利用する必要は感じない（ただし参考までにどのようなアウトプットが得られるか、それで何ができるかについて見てみたい）。</li> <li>・ 中央銀行は銀行監督の目的で CRD モデルをどのように使うつもりかには関心がある。</li> <li>・ 財務諸表データの質の低さが CRD モデルの分析結果を損ねることがないかという点にも関心あり。</li> <li>・ 財務諸表の信頼性が低いフィリピンで、信頼度の高い日本の財務諸表データを用いて開発されたモデルは果たして有効か確認する必要あり。</li> <li>・ データ提供の際の守秘義務は厳格に守られるのか、運営主体は信頼できる公的機関か第三者機関であるべき。</li> </ul>
中堅ユニバーサル・商業銀行（4行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自行のスコアリングモデルの妥当性を確認するため、CRD モデルとの対比を試みることは必要と考える。</li> <li>・ また、融資先企業の位置づけを把握するためのベンチマーク情報としても活用できるならば、CRD の導入には関心がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定性情報は分析指標としてどのように織り込まれるのか、信頼度の低い財務諸表データでも客観的な分析結果が得られるのか、実際に結果を見たうえでなければ判断できない。</li> <li>・ 運営主体がどこになるのか、コストはどれぐらいか知りたい。</li> <li>・ 当行は、地域や業種等で融資先に偏りがあるが、そうした先に対して CRD の分析指標はどのように活用できるのか、詳細を知ったうえで参加・利用するか否かを決めたい。</li> </ul>
貯蓄（スリフト）銀行および地方銀行（8行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD によるスコアリングの結果を用い融資審査の精度を上げていきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表の信頼度が低いのに、CRD の分析はどのように対応するのか、分析結果をどのように使えるのか知りたい。</li> </ul>
政府諸機関・団体等（8機関）		
SEC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD を通じ中小企業向けリスクベース融資の促進が図られることを期待。</li> <li>・ また統計分析により、より客観的な業界分析、地域産業分析等ができることを期待。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データの収集でどれだけ先をカバーするのか、それにかかるコストはどれぐらいでだれが負担するのか、また運営主体はどこになるのかにつき検討が必要。</li> </ul>
CIC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集面で協力が可能。アウトプットに関心あり、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どれだけデータ収集が可能か、またデータ入力、分析にかかるコスト負担</li> </ul>

<sup>8</sup> 資産規模が 10 位以内の金融機関

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD が CIC 情報を補完、補強することを期待。</li> </ul>	<p>(所要人員、業務量を含め)につき懸念。</p>
フィリピン商工会議所および業界団体等 <sup>9</sup> (3 団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 匿名によるデータ収集は、データの提供を促すことを期待。</li> <li>・ 客観的な統計分析結果に基づき、金融機関の与信態度が変わり中小企業経営の改善が図られるようになることを期待。</li> <li>・ 中小企業の金融アクセスの改善に活用できるならば大いに期待したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表データの信頼度が低いことは影響しないのか、その点が心配。</li> <li>・ 中小零細企業にとって、金融機関との取引コスト面で負担が増さないかどうか心配。中小金融機関への CRD 導入に際し、政府等からの支援はあるのか。</li> <li>・ 実施母体がどのようなものになるのか、民間代表が参画できるような体制を望む。</li> </ul>
会計事務所等 (3 社) <sup>10</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方では土地登記簿の未整備等から担保の確認、実査が難しいのが現状。CRD 導入によりリスクベース融資の拡大に向けた地盤整備が図られることを期待する。</li> <li>・ CIC が収集しているデータの信頼度は今一つで、客観性のあるデータの提供が得られるとともに、業界別分析等に活用できるアウトプットが得られることを期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD 導入に際しては、利用可能データの入手が最大の課題となるのではないかと。金融機関からデータの入手を図るのは時間と労力がかかりすぎるように思う。SEC 保有データの活用を考えるのが現実的ではないか。</li> <li>・ 上述の金融機関からのデータ入手の難しさの背景には、実際上守秘義務を盾に取った金融機関の情報独占体質がある。金融機関は、保有データを、社会的な見地からもっと有効に活用することを考えるべき。</li> <li>・ 関係政府機関も保有するデータベースを連結し相互有効活用ができるようにすべき。</li> </ul>

金融機関からは全般的に CRD に対して大きな関心が寄せられた。ユニバーサル・商業銀行からは、自行のスコアリングモデルの妥当性検証を行いたいとの声が聞かれた一方、貯蓄銀行・地方銀行等の規模の小さい銀行からは、CRD によるスコアリングを活用して、融資審査の改善を行いたいとの声が聞かれた。

他方、規模に関わらず、複数の金融機関が、CRD に対してデータを提供することが守秘義務違反とならないかを懸念していることが分かった。後述するとおり、債務者データを匿名化すれば守秘義務違反には当たらないことが現地弁護士の見解として示されたほか、金融監督機関である中央銀行からも、匿名化されたデータの提供は中央銀行による銀行を対象とした規定集である「銀行規定マニュアル、Manual of Regulations for Banks、MORB」<sup>11</sup>で規定する機密保持をすべき借手情報ではなく、データと考えられるので機密保持義務の対象にはならないとの見解が示されたため、今後金融機関に CRD 参加を呼び掛ける際には、このような弁護士・中央銀行の見解についても説明する必要があるものと思われる。

また、複数の金融機関が、取引先から提出される財務諸表の信頼性が低く、そのような

<sup>9</sup> Philippine Chamber of Commerce、Financial Executives Institute of the Philippines (FINEX)、Electri Vehicle Association of the Philippines。

<sup>10</sup> SGV、KPMG、CIBI Information, Inc.。

<sup>11</sup> 中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas) により管理・更新される銀行関連の規制をまとめたもの。更新は不定期に行われている。

財務諸表の情報を入力して得られたスコアリング結果も実態を反映しないのではないかと懸念していたので、同様に CRD に参加を呼び掛ける際には、本調査で実施された初期の品質調査の結果を説明し、信頼性の低い財務諸表を用いても、得られる結果には問題ないことを説明することが必要となる。

## (2) データを保有し提供し得るとみられる機関に対し、データの利用可能性を調査・確認

フィリピンでも、公的な信用情報機関として 2008 年に特別法<sup>12</sup>に基づき CIC (Credit Information Corporation) が設立され、金融機関に各種情報の提供を義務付けている。

CIC は、金融機関やその他の団体から信用情報の収集を行っており、CIC が運用するデータベースにはすでに約 6 百万件のデータが蓄積されている。CIC は、認定した民間の信用情報会社 (Credit Bureau、Special Accessing Entities ともいわれる) 数社に対し、個別借入人の情報を含めデータベースへのアクセスを認めており、信用情報会社各社は CIC データを用い借入人の信用状況報告書や「クレジット・スコア」を算定、金融機関に提供している。

CIC が保有するデータには、借入人 (法人) の収入、支出、資産等の財務情報などの「信用情報」や、延滞日数やデフォルト状況などの「ネガティブ情報」も含まれているものの、法人の「信用情報」には、詳細な財務諸表項目が含まれているわけではない。そのため、CIC が保有するデータから、CRD によるスコアリングモデルを構築するために必要となる財務指標などの情報を入手することはできないことが判明した。

そのため、調査開始当初には、データを保有し提供し得る機関の候補としてユニバーサルバンク・商業銀行などの金融機関が想定されたものの、そのような金融機関は、匿名ベースであってもデータの提供には消極的であり、民間金融機関から情報の提供を受けることは困難であった。そのため、調査開始当初より、主要なデータの提供先としては、政府系 3 行が想定された。

とはいえ、本調査では、将来的にそのような金融機関も CRD に参加し、データ提供先となる可能性もあることから、民間金融機関に対しても、CRD のサービスやアウトプット等の概要を説明するとともに、金融機関ごとの取引先数や、融資残高、財務データ、非財務データの保有状況等を確認した。

そのような金融機関を対象としたインタビュー調査では、大手行であれば数万件の取引を有しているものの、小規模行であれば取引先数は 1,000 件程度にとどまっていること、大手行の多くは財務データ・非財務データをデータベースに入力しているものの、小規模行の多くは紙ベースでしかデータを保有していないことが分かった。

データ提供については、大手行の中には、自行は既に独自のスコアリングモデルをもっており、それで十分として参加に消極的な姿勢を示した先があったが、中規模以下は、スコアリングモデルをまだ利用していない先が多く、概ね各行とも利用価値のある分析ツールが提供されるのであれば参加・利用したいとの意向を示した。しかし、各行が保有する中小企業データは、大手の Bank of the Philippine Islands (BPI) が約 80,000~100,000 社程度としてい

<sup>12</sup> Credit Information System Act of 2008 (RA9510)

るものの、ユニバーサルバンク・商業銀行の中堅クラスでは5,000～10,000社程度、貯蓄銀行では、2,000～10,000社（マイクロファイナンスを含めても10,000～15,000社）程度と分散しているため、データ数を確保するため相当数の銀行に参加・利用を呼び掛けていく必要があるものと考えられる。

なお、参加を呼び掛けるに当たっては、(i) 匿名化の手法に加え、(ii) CRDからのアウトプットとして利用可能なデータ、フィードバック情報の内容に関する詳細説明、(iii) 会費、利用料等につき、説明も求める先が多かった。

### (3) 関係機関がデータ提供を了承するための条件、拒絶し得る理由・制約等を調査

(データ提供に関する法的な制約)

当初、関係機関から顧客データの提供を受けるにあたり、個人情報保護法 (Republic Act No. 10173、Data Privacy Act<sup>13</sup>、2012年7月発効、以下「DPA」) による個人データの守秘義務への抵触が懸念された。

DPAでは、個人が特定される情報は開示してはならないとの規定があり、金融機関ではこれに基づき借入人にかかる情報は開示してはならないとされている (同法 Section 3, 4等)。ただし、学術目的または統計分析目的での利用はこの規制の対象とはならないとされている (同法 Section 19 および Implementing Rules and Regulations of Republic Act No. 10173、Section 37)。

あわせて、金融機関は、中央銀行による銀行規定マニュアルにより守秘義務を負っており、また取引先との取引契約約款により、取引先の同意がない限り第三者へのデータ提供は不可とされている。

しかし、CRDが収集するデータは、提供金融機関により事前に匿名化されたものであり、DPAによる法規制には抵触しないものと考えられたが、データの提供を依頼した政府系3金融機関 Development Bank of the Philippines (DBP)、Land Bank of the Philippines (LBP)、Small Business Corporation (SBC) から、その点につき法的確認を強く求められたため、現地弁護士に意見を聴取した。現地法律事務所 SyCip Law<sup>14</sup> の見解は下記コラムのとおり。

また、上記3行からは、DPAの解釈に加え、中央銀行が銀行規定マニュアルにより規定している顧客情報の機密保持義務についても抵触し、処罰対象となるのではないかと懸念が示されたため、ワーキンググループメンバーである中央銀行にも、確認を求めた結果、「一旦匿名化された顧客情報は、銀行規定マニュアルが提供を規制している情報には該当しない」との確認が得られた。

また、CRDが、匿名データとはいえフィリピン国民にかかるデータを、モデル作成にかかる確認のための試行目的とはいえ、国外に持ち出すことが許されるかどうかという点についても懸念が示された。

<sup>13</sup> 正式名称は、An act protecting individual personal information in information and communications systems in the government and the private sector, creating for this purpose a national privacy commission, and for other purposes であり、主管庁は National Privacy Commission。

<sup>14</sup> SyCip Salazar, Hernandez & Gatmaitan.

加えて、匿名化されたデータでも、匿名化の方法によっては、財務諸表や住所等から対象企業が特定できてしまう恐れがあるのではないかとの懸念も示された。

これらに対して、上記の確認に加え、さらに本プロジェクトを主催している財務省からも、データ提供につき協力を依頼するレターを3行あてて発出すること、また、匿名化とはいっても、提供データを集計するうえで必要な名寄せ作業のために提供する識別情報のつけ方によっては、結局対象者が特定できてしまうのではないかとの懸念も示されたため、匿名化の方式につき、CRD 協会から詳細説明するとともに、提供先が懸念ありと感じたデータは提供リストから削除すること、また、対象企業の特定とは直接的には関係しないが、データ提供への負担感を減ずるため、要望のあった一部の金融機関に対し、加工後のデータであっても、個別行のみの分析結果については、提供者からの事前の書面同意なしには開示しないことを機密保持契約書に織込むこと等により、これらの懸念はクリアした。

The DPA protects only “personal information”, which the DPA defines as “any information whether recorded in a material form or not, from which the identity of an individual is apparent or can be reasonably and directly ascertained by the entity holding the information, or when put together with other information would directly and certainly identify *an individual*. Thus, the DPA does not apply to information regarding corporate entities.”“We are not aware of any precedents, but we believe that there is basis for the argument that once the information has been anonymized, FIs should be able to share the same with the analyzer (for as long as the analyzer does not have access to any key that would allow the de-anonymization of the information).”

(データ提供に関するその他の制約)

金融機関との面談時に、調査団より日本における CRD の会員にデータ提供が義務付けられていること、定額の会員料を支払う必要があること、会員になればスコアリングサービス、統計情報提供サービス等のサービスが受けられることを参考事例として説明したところ、同様の条件がフィリピンにおける CRD で適用された場合、顧客データを大量に保有している大手金融機関は、自行が受ける便益よりも、他行（中小金融機関）が受ける便益のほうが大きくなるとして、データ提供に対して抵抗感を示すケースがみられた。これはいわゆるフリーライダー問題<sup>15</sup>が懸念されたことによるものであると思われる。

既述の通り、フィリピンの金融機関には、顧客データを 1,000 件程度しか保有していないものから、数万件を保有しているものまでであるため、データの保有量・提供量が大きくても、会費や受けられるサービスが同一であれば、よりデータの保有量が大きい大手金融機関にとっては不平等との意識が覗われる。

将来フィリピンで CRD を構築する際に、このようなフィリピン側でもたれた不平等感については、①定額制ならば1件当たりのスコアリング料金はデータ量の多い金融機関ほど安

<sup>15</sup> フリーライダー問題とは、小規模金融機関は自身から提供するデータ数が少ない一方、大規模金融機関が提供する大量のデータを労せずして利用できることになるのは不公平とする指摘。会員のみの限定利用とすることにより、そうした扱い対象が限定的となるほか、本文記載のようなコスト面の扱いやサービス面でのメリットにより、不公平感は相当払拭されるものと考えられる。

くなること、あるいは②データの提供が多い金融機関については会費を低くしたり、データの提供量が少ない金融機関は、サービスの利用料を高めを設定すること、③利用するサービスによって会費が決まるようにすること、また、④的確な金利・保証料等の情報や中小企業向け証券化の際のプライシング情報の提供、活用による新市場の開拓、⑤日本で活用されている「中小企業経営診断システムサービス (McSS)<sup>16</sup>」のような企業経営情報の提供により、企業指導の質を高めるなどの付加価値を提供することにより、大手金融機関にも参加・利用のメリットが得られるようなアウトプットを用意すること等が考えられる。

また、これ以外にも、(特に明確な理由はないものの) データの提供自体に心理的な抵抗感を感じる金融機関もあるようだが、こうした先に対しては、データを提供する対価として CRD によるサービスを活用することにより、有意な分析結果が得られスコアリングの妥当性が高まる結果融資コストが下げられること、適用金利の適正化が図られ収益の改善が図られること、分析結果を融資先企業の経営指導に活用できること等のメリットが得られることを十分説明することも必要と思われる。

#### **(4) 現在行われている類似業務の有無を確認し、課題等の有無を確認**

信用情報収集にかかる既存公的機関としては上記 CIC があげられる。CIC は、金融機関から個人事業主や法人等の取引先の融資関連データなどの提供を受け、認定した信用情報会社数社に対し借入人にかかるデータへのアクセスを認め、信用情報会社各社は CIC データを用い借入人の信用状況報告書やクレジットスコアを算定、金融機関に提供している。

ただし、CIC は CRD とは全く異なるコンセプトに基づいて作られたデータベースであることには注意が必要である。

CIC は、金融機関から収集した個別の借入人の信用情報や延滞などのネガティブ情報を収集・提供する一方、CRD は借入人の財務データ・非財務データ・デフォルトデータを収集の上、統計分析を行い、スコアリングモデルを構築・提供するものである。また、CRD は融資先のデフォルト確率の分析を行うものであり、CIC のように個別借入人の延滞情報などを提供するものではない。このほか、CRD は、収集した企業の財務情報を活用し、企業の財務やリスク状況の分析、あるいは業態別、地域別、規模別等企業活動に関する多様かつより信頼度の高い現状分析結果も提供する。

各信用情報システムの違いについては下表を参照されたい。

---

<sup>16</sup> McSS (Managemnet consulting Support System) は中小企業の経営診断を行うため CRD が作成し、会員に提供しているシステム。

表 6 信用情報機関の比較

	CIC	CB (信用情報会社)	CRD
根拠法	CIC 設立法	CIC の認定	なし
目的	デフォルト発生の最小化と不良債権の抑制	同左	リスクベース融資の容易化
収集データ	顕名の個別融資関連情報 (デフォルト情報を含む)	同左。CIC 提供情報を含む融資額および不良債権金額。なお、財務諸表データの蓄積は限定的。	会員金融機関提供の匿名情報 (詳細財務諸表データを含み、デフォルト情報との関連付けあり)。
個別データへのアクセス	可 (個別借入れ情報を含む)。データ提供金融機関、信用情報会社のほか、金融機関の借入人で該当情報提供の対象者も自身に係るデータ確認のため、データへの直接アクセスができる。集計データ (匿名) も提供。	CIC 提供データの範囲内で可能。ただし CIC による厳格な制約あり。	不可 (匿名化された集計データのみ)。
プロダクツ/サービス	信用プロフィールを含む報告書およびスコアリング。なお、スコアリングモデルは、定性情報および取引履歴に基づくもの。企業の信用リスクを判定。デフォルト確率の把握にも活用可能。	同左。個別企業の信用報告書やスコアリング等の情報提供 (スコアリングは、定性情報および取引履歴に基づくもの) を通じ、企業信用リスクのコントロールに活用。また債券発行用に一部企業のレーティング情報も提供。	企業の財務情報、非財務情報、デフォルト情報等を活用した統計分析により構築された信用格付モデルを提供 (企業のデフォルト確率、信用格付等の把握が可能)。企業財務状況分析やリスク分析に加え、業界別、地域別、規模別等企業活動に関する多様な現状分析サービスの提供も可能。
その他の特徴	特別法によりデータ守秘義務は免除 (ただし用途には制約あり)。なお、現状はデータ収集も IT 化もまだ途上。	CIC が認定した信用情報会社は CIBI、Compuscan、TransUnion、CRIF の 4 社。	厳しいデータ守秘義務の制約は課されず、比較検討等より柔軟な利用が可能。

(注) ADB Working Paper Series No.547 October 2015, "Role of the Credit Risk Database in Developing SMEs in Japan: Lessons for the Rest of Asia" by Satoshi Kuwahara, Naoyuki Yoshino, Megumi Sagara, and Farhad Taghizadeh-Hesary をもとに作成。

#### (5) CRD 構築に当たり事業に参加・実施できる団体を特定

本調査では、早期に金融機関から顧客データを収集し、初期的品質調査を実施する必要があった。

我が国においては信用保証協会の全面協力により当初から大量のデータを入手して CRD

が発足できたのに対し、フィリピンでは、本調査実施時点において、このような大量のデータを一社もしくは一機関だけで提供しうるような情報源は見つからなかった。

また、民間金融機関から所要のデータ提供を求めることについては、民間金融機関側にデータ提供に対する心理的な抵抗が強く、何らかの法的措置がなければ協力できないとする先も多かったため、限られたプロジェクト実施期間で、複数の民間金融機関の協力を仰ぐのは困難と考えられた。

このため、本調査において試行データ提供を求める先としては、JICAによる財務省、中央銀行への事前打診の結果、政府機関であり、中小企業振興という公的ミッションを与えられている政府系の3行（DBP、LBP、SBC）が主要なデータ提供の候補として特定された<sup>17</sup>。また、CRD構築にあたっては、これら政府系3行が当初の中核金融機関となりえる。

本調査では、CRDに参加することが確実である民間銀行は特定できなかった。CRDの本格運用に向けた準備段階における作業は、ワーキンググループにより設立される準備機関により、以下のような手順を進めていくことが想定される。

- 1) ワーキンググループが当面の実施主体（もしくはCRD導入にあたり後述する技術協力プロジェクト（以下、「技プロ」）が行われることになった場合は同技プロの実施機関）を選定する。
- 2) 当面の実施主体（もしくは技プロ実施機関）は、CRD運用のメリットにつき、本調査で得た初期的データ品質調査の結果を銀行協会等に説明し、その理解を得る。
- 3) ワーキンググループ（もしくは技術協力プロジェクトが実施されることになった場合には同技プロのワーキンググループ）が、本格運用時の実施主体組織体制につき、長所・短所を比較検討のうえ詳細をまとめる。
- 4) 実施主体（もしくは技プロ実施機関）は、多数の取引先データを有する主要金融機関に対し、CRD設立メンバーとしての参加を招請する。
- 5) 実施主体（もしくは技プロ実施機関）は、政府金融機関3行及び創設メンバーと協力しながら、CRDの運用を開始する。
- 6) 実施主体（もしくは技プロ実施機関）は、ワーキンググループメンバーや銀行協会等の支援も得ながらセミナー等を開催し、より多くの民間金融機関に対しCRD参加を働きかける。

なお、民間銀行に対しては、初期的品質調査の結果を用いて、フィリピン企業の財務情報・非財務情報により企業の倒産確率を推測することができること、また既述のMcSSのような、当該企業の業界における位置づけの分析や、財務諸表の分析を行うことのできる情報も利用できること等を説明することにより、CRDへの参加を促しやすくなるものと考えられる。

---

<sup>17</sup> LBP及びDBPの2行の融資残高は、2017年末現在、全銀行融資額の11%を占めている。

### 2.3 CRD 実現可能性に係る初期的品質調査

CRD 実現可能性に係る初期的品質調査では、政府系 3 行から提供された実際のフィリピンのデータを分析することで、日本の CRD のような財務諸表をベースとしたデータベースをフィリピンに導入し、スコアリングモデルの構築が可能であるかどうかを確認した。

本調査では、受領したデータの分布状況や欠損状況、財務項目間の整合性を確認した上でクレンジングが行われ、3,440件（うち133件のデフォルト先）の決算書データを対象として分析が行われた。

初期的品質調査では、ロジット単回帰の結果、連続変数14個、離散化変数39個の有意な財務指標が確認された。また、ロジット重回帰分析においては、財務指標に加え、年フラグや業種の違い、会社形態の違い等を反映させることで全体の精度が向上することなどが確認された。

分析から得られた主要な結果は、以下の通りである。

- ・ フィリピンのデータについても日本同様、デフォルト判別に有意な財務指標が多く存在する。
- ・ 他方、日本のCRDモデルを用いたスコアリング・トライアルの結果からは、フィリピンと日本の財務指標の違い等から、日本のモデルをそのままフィリピン企業の評価に用いることは難しく、モデル化に当たっては、フィリピン企業の特徴を反映させる必要性がある。
- ・ 財務指標に加え、年フラグや業種の違い、会社形態の違い等を反映させることで全体の精度が向上する。一部のデータのみを用いた分析では、地域の違い（ルソン島か否か）を入れることで精度が向上するケースもある。
- ・ 一般的にデータ数が限られており、特にデフォルトデータが少ない場合には、モデル化に当たり、選択できる説明変数（財務指標）に限界がある。今後より多くのデータを収集することで、利用可能な財務指標が増加し、これら地域や業種といったカテゴリーの違いも、財務の組み合わせだけで表現できる可能性がある。あるいは、データ数が確保できれば、業種や地域といったカテゴリー別のモデル構築の是非の検討も可能となる。加えて、離散化手法（財務指標の加工手法）の高度化等により、より精度が高く、安定的なモデル構築の検討も可能となる。

全般的には、本調査を踏まえ、今後のさらなるデータ収集により、フィリピンの特性を活かした、より頑健なモデル構築を行うことが望まれるという結論が得られた。

初期的品質調査の詳細については、**別添3**を参照。

## 2.4 CRD 実施・運営主体の検討、CRD 運営計画の検討

### (1) CRD・実施運営主体の検討

フィリピンにおいても、公共財としての CRD 運営主体の形態としては、暫定的ではあるが①非営利法人、②教育機関ないし公的研究機関、③政府機関あるいはその一部機関の3形態が考えられる。日本の場合、設立に際しては、経済産業省の支援のもと、信用保証協会の全面的な協力を得て公益法人として設立された。

フィリピンにおいて CRD を本格運用する場合の具体的な運営主体としては、①銀行協会を中心に、当初は政府の一部出資も仰ぎつつ、金融機関の幅広い参加を可能とする非営利法人、②DPA の規制対象にならない可能性の高い学術目的および統計分析を行う組織として活動しているフィリピン大学統計学部 (University of the Philippines, School of Statistics、UPSS) などの統計・研究機関、③SEC 傘下にある既存の CIC か、あるいは政府機関の傘下に設置する国有・国営企業 (Government Owned or Controlled Corporation、GOCC) が考えられる。

それぞれの設立方法や、メリット、デメリットは表7の通りである。

表7 本格運用後の CRD 運営主体の比較

	非営利法人	統計・研究機関	国有・国営企業
設立方法	非株式会社 (Non-Stock Corporation)、協同組合 (Cooperative) もしくは、政府出資が 50%以下の国有・国営企業を設立。民間組織 (貯蓄銀行協会のような銀行協会) を中心に出資を募ることを想定。	UPSS 等の既存組織が運営を行う。	SEC (CIC) などが、特別法を制定し、国有・国営企業を設立。政府による出資比率は 50%超。
金融機関からのデータ収集に関する根拠	私契約 (協約に署名)。ただし、DPA 等関連法の規制を受ける。	私契約 (協約に署名)。ただし DPA 等関連法の規制は受ける。	国有・国営企業に関する特別法。
運営主体の予算・運営費用負担等	一部政府出資に加え会員から徴収する年会費・利用料。	政府からの助成金および会員から徴収する年会費・利用料。	政府もしくは SEC が予算を負担。
人員	上記予算により雇用。	統計・研究機関の既存職員を想定。	設立母体 (SEC など) からの派遣を想定。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立手続きがやや容易である (政府系組織に比べ)。</li> <li>・会員である金融機関のニーズに即した分析、ツールの開発が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存組織が運営するため、組織の立ち上げ手続きが不要。</li> <li>・統計処理面、データ収集・分析等の面で優位性を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SEC が保有している既存データの活用も可能で、データ収集コストを低く抑えられる。</li> <li>・特別法に基づき、金融機関より強制的に情報を提供することが可能になる。</li> <li>・設立当初は政府予算により運営するため、財務面の懸念が小さい。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料は安く設定できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営予算の確保、利用料の設定につき詳細検討が必要。</li> <li>・人員の確保、固定費負担などのために、設立当初から、十分な年会費や利用料の確保が必要となる。</li> </ul>	年会費・利用料の収入が、統計・研究機関の他の収入と区別できなくなるおそれがあり、本格運用の際には別途独立した組織を立ち上げる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の立ち上げ、特別法の制定に時間を要する。</li> <li>・データ収集内容やフィードバック面で必ずしも民間金融機関のニーズが反映されない可能性あり。</li> <li>・特別法が制定されたとしても（CICと同様に）金融機関から十分なデータを収集できない可能性がある。</li> </ul>

表7のとおり、データ、情報の入手の容易性および運営コストの安さでは、国有・国営企業に大きな優位性があると考えられる一方、特別法の制定もしくは改訂や、国有・国営企業として設立するための所要の手続き<sup>18</sup>が必要となることがデメリットとなる。金融機関にとっては、データの提供は、CICに対する報告と同様に負担の増加となることもあり、特別法でデータ提供が義務付けられたとしても、収集が容易に行えない可能性も高い。

一方、非営利法人を非株式会社として設立する場合は、SECの登録など、設立手続き自体は国有・国営企業よりも容易である。また、非営利組織であれば、会員である金融機関のニーズを反映した分析・ツールの開発も期待できる。ただし、会員による年会費や利用料が資金源となるため、会員の獲得や十分な運営費用の確保が課題となる。

UPSS等の教育・研究機関は、既存の組織が実施主体となりえるほか、統計・データ分析などの知見を有するため、当面の実施主体としては最適ではあるものの、CRDが本格稼働する際には、別途運営主体となる組織を立ち上げる必要性が生じる。

## (2) 本格運用後のCRD運営計画案の検討

以下では、上記の検討を踏まえCRDの本格運用は非営利法人が行うとの想定のもと、本格運用開始後の運営組織の業務内容、収支計画などを検討する。なお、以下の記載は検討に供するための暫定案であり、必ずしもこれに限られるものではない。

### 1) CRD運営組織の業務内容

CRD運営組織は、会員である金融機関よりデータの提供を受けるとともに、スコアリングモデルを金融機関に提供するほか、各種サービスの提供を行う。

<sup>18</sup> 国有・国営企業の設立に当たっては、所管機関が国営・国有企業ガバナンス委員会に設立趣意書を提出し、その確認を得た後、同確認書を付してSECに登録を申請する（RA No. 10149, Chapter VI, Sec.27.）。

表 8 CRD 運営組織の業務内容概要

定常業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベースのメンテナンス</li> <li>・会員から提供されるデータの入力、クレンジング、データベースへの蓄積等。</li> </ul>
非定常業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベースの検証、改善</li> <li>・スコアリングモデルの定期的な検証、改善</li> <li>・サービスツールの見直し、改善、検証</li> </ul>
営業活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規会員の獲得に向けた金融機関等を対象とした営業活動の実施</li> <li>・CRD に関するセミナーの実施、広報等</li> </ul>

(注) 上記は、日本の CRD 協会の業務内容を参考にした暫定案。

## 2) CRD 運営組織の人員体制、収支計画

CRD 運営組織は、政府による出資を受ける（50%以下）ことを想定するものの、運営費用は会員が負担する会費や各種サービスの利用料により賄い、政府による予算補助や助成金は受けない。

これにより、本格運用後の組織は、会員から支払われる会費とサービス利用料が主な収入源となる一方で、人件費やシステム運営費が主な支出となる。

運営開始後の初期段階における運営組織の人員構成としては、以下が想定される。

- ・ 理事長（常勤）：1名
- ・ 役員（非常勤）：2名
- ・ 職員（常勤）：6名
  - データベース管理・運用、サービスツール開発など：3名
  - 営業職：1名
  - 経理・総務・人事：2名

役員2名については、出資者（政府や金融機関）からの派遣を受け、人件費の支払いは行わないことを想定する（日当のみを支払う）。

表 9 CRD 運営組織の年間運営費用暫定案 (年間)

費目	単価	数量	金額 (ドル)
人件費			
・ 理事長	52,124 ドル/年	1 人	52,124
・ データ管理担当者	17,374 ドル/年	3 人	52,122
・ 営業担当管理職	15,432 ドル/年	1 人	15,432
・ 経理、総務管理職	17,374 ドル/年	1 人	17,374
・ 経理、総務職員	6,885 ドル/年	1 人	6,885
システム運営費	5,000 ドル/月	12 ヶ月	60,000
事務所使用料	21 ドル/m <sup>2</sup> /月	125m <sup>2</sup>	31,500
水道光熱費	42 ドル/m <sup>2</sup> /月	125m <sup>2</sup>	63,000
役員への日当支払 (一人当たり基準上限額 <sup>19)</sup> )	2,255 ドル/年	2 人	4,510
費用合計			302,947

(注) 上記は、CRD 運営組織を立ち上げ直後に必要となると思われる年間運営費用の概算であり、最小限必要となると思われる費用額を示したものである。

(注) 人件費単価、事務所使用料は JETRO の投資関連コスト比較調査 (2018 年 3 月) を参照。事務所面積は、社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会資料より、一人当たり 17.8 m<sup>2</sup> と想定。

CRD の会員 (金融機関) は、顧客データを提供するかどうかにより、①設立メンバー、②正会員、③準会員等に分類することが考えられる。

会費については、上記費用を設立メンバー、正会員、準会員が均等に負担する水準に設定することが考えられる。設立メンバー、正会員、準会員の数が合計で 30 行となるものとする、費用総額が約 30 万ドルであるため、会費は 10,000 ドルとなる。

表 10 会員の分類案

	データの提供	会費	サービス利用料
設立メンバー	行う	10,000 ドル/年	なし
正会員	行う	10,000 ドル/年	1 件あたり 1 ドル
準会員	行わない	10,000 ドル/年	1 件あたり 3 ドル

(注) 設立メンバーは、本調査にてデータの提供に協力をえた政府系金融機関 3 行を想定。なお、我が国の場合、設立メンバーは入会金は免除され年会費約 30,000 ドル (相当の円貨) のみ、正会員および準会員は入会金 30,000 ドル (同) に加え、データ利用状況に応じた年会費を支払う。なお、コンサルティングや特別サービスについては、全員が追加費用を支払って利用する扱いとなっている。

<sup>19</sup> GCG Execution Order No.24 (February 10, 2011) , Section 9.

サービス利用料による収入が、CRD 運営組織の利益となる。初期メンバーについてはサービス利用料を徴収しないため、収入は発生しない。仮に正会員が 7 行、準会員が 20 行であり、正会員が 1 行あたり年間 2,000 件、準会員が年間 1,000 件利用するとした場合、年間のサービス利用料収入（＝利益）は、74,000 ドルとなる。これは、将来的に設備投資を行ったり、大規模なデータベース・サービスの改訂を行うための資金として内部留保することが望ましい。

表 11 CRD 運営組織の年間収支見込（ドル）

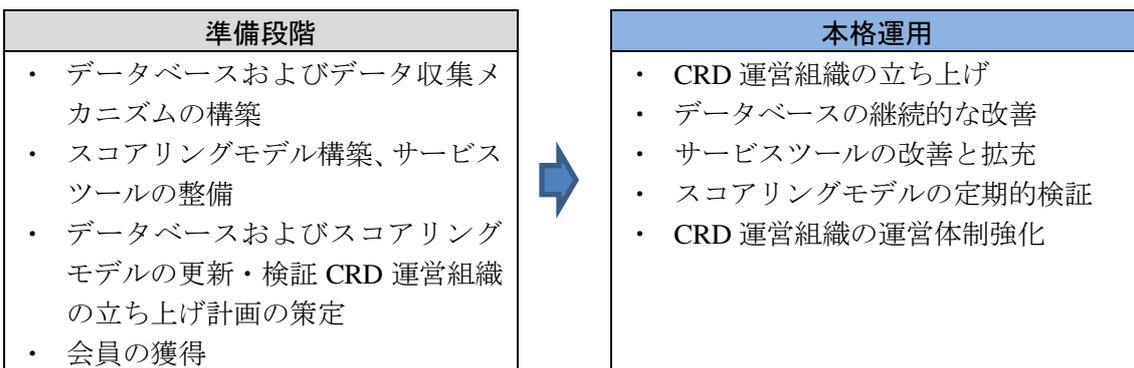
売上	374,000
会費収入	300,000
サービス利用料収入	74,000
費用	302,947
利益	71,053

### 3) CRD の本格運用までの工程

CRD の本格運用を行うためには、準備段階の作業として、金融機関（本調査でデータの提供を行った 3 行以外）からデータの提供を受けてデータベースを拡充する必要があるほか、それらを活用して、スコアリングモデルを構築するとともに、サービスツールの整備を行う必要がある。

また、本格運用が始まると、会員による年会費・利用料により運営費が賄われることになるため、準備期間には、会員の獲得も進める必要がある。

金融機関によっては、企業の財務データをデータベースに蓄積していなかったり、必要な情報の収集が行われていない可能性もあり、準備段階の作業には約 3 年を要するものと思われる。



### 4) 技術協力プロジェクトによる支援の可能性

上記 CRD の本格運用に向けた準備段階の活動内容は、難易度が高く、すでに CRD を運用している我が国の知見を活かすことが不可欠である。そのためには、プロジェクトの前半に、フィリピン側による運営主体等の検討・政策決定等を促し、またデータベース構築に必要な

施策を整備（業務フロー整理、金融機関から情報を取得する枠組み整備等）し、後半、それらの目途がたったところで、日本からの技術協力プロジェクトを通じた技術支援を行うことが望ましい。

考えられる技術協力プロジェクトのプロジェクト目標や、主な成果、活動内容案は以下の通りである。

表 12 想定される技術協力プロジェクト案

プロジェクト期間	3年間
プロジェクト目標	フィリピンにおいて CRD を導入
上位目標	CRD が運用されることによりフィリピンにおける金融機関の信用リスク管理能力が強化され、中小企業向けの融資環境が改善される。
主な成果	<p>成果 1：データベースが構築され、データ収集メカニズムが整備される。</p> <p>成果 2：プロトタイプのスコアリングモデルが構築されるとともに、CRD による各種サービスツールが整備される。</p> <p>成果 3：データベースの更新およびスコアリングモデルの検証が行われる。</p> <p>成果 4：CRD を継続的に運営するための組織の計画が策定される。</p>
活動内容	<p>活動 1：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員金融機関（政府系金融機関）から継続的にデータを収集するための業務フローを確立する。</li> <li>・ 新規会員金融機関獲得に向けた取り組みを行う。</li> <li>・ 新規会員金融機関から継続的にデータを収集するための業務フローを確立する</li> </ul> <p>活動 2：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データベースを構築する</li> <li>・ 収集したデータを活用し、プロトタイプ版のスコアリングモデルを構築する。</li> <li>・ 会員金融機関向けの各種サービスツールを開発する。</li> </ul> <p>活動 3：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規金融機関から提供されたデータでデータベースを更新・拡充する。</li> <li>・ スコアリングモデルを検証する。</li> </ul> <p>活動 4：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CRD 運営組織の設立を支援する。</li> <li>・ CRD 運営組織の経営計画を策定する。</li> <li>・ データベースのメンテナンス、新規会員金融機関からのデータ収集に関する手順に関する暫定マニュアル等をまとめる。</li> <li>・ スコアリングモデルの更新・検証に関する手法を暫定マニュアルにまとめる。</li> </ul>

## 2.5 CRD 構築に係る効果の検討

CRDの構築により融資残高の増加、特に無担保融資の増加といった効果が得られる可能性が高いものの、現時点では、どの程度融資が増加するかを把握することは困難である。

これは、CRDの導入により、融資審査がより客観的・効率的に実施できるようになるものの、それがフィリピンの金融機関の融資姿勢にどのような影響を与えるかを定量的に把握できないこと、現時点ではどの程度の金融機関にCRDが導入されるか定かではないことなどによるものである。

また、すでにCRDが導入・運用されている日本の事例を参考にすることも考えられるが、日本においてもCRD導入による定量的な効果は確認できていない。日本では、CRDが導入されて以来、信用保証協会による有担保での保証承諾額が大幅に減少、無担保での保証承諾額が増加したことが確認されたものの、CRD導入と同時に金融緩和政策、信用保証制度の適用基準緩和、政府等による他の中小企業振興策等が実施されたため、CRDの導入効果のみを切り分けることができない。

そのため、CRD 構築により得られる効果については、定性的な分析を中心に行い、中小企業向け融資残高の増加、無担保融資残高の増加といった定量的な効果については、全ての金融機関に CRD が導入されたとの前提で得られる最大値を推定するにとどめた。

フィリピンにおける CRD 構築の効果については、零細・中小企業の財務諸表の質が低いため金融機関が要する取引コストが大きく、そのため多くの金融機関が中小零細企業向け無担保融資に消極的である（情報非対称性の問題が存在する）が、CRD 導入により、金融機関がスコアリングにより企業の破綻可能性を把握することができるようになり、情報の非対称性の問題が解消され、融資の拡大につながるものとして分析を行った。なお分析内容について、詳しくは別添4を参照されたい。

本調査における「フィリピンにおけるリスクベース融資」に関する聞き取り調査<sup>20</sup>によると、小規模金融機関は、融資審査能力が低いことに加え、スコアリング・システムがまだ導入されておらず信用リスクの評価ができないため、事業融資を行うにあたり、より担保に偏重することがわかった。加えて、スコアリング・システムが導入されていないため、中央銀行による通達 855 号に記載された「リスク管理メカニズム」が運用されていないとみなされ、計上する貸倒引当金が大きくなることも、このような小規模金融機関が無担保融資の拡大に消極的になる原因となっている。

したがって、これらの金融機関が CRD を導入し、スコアリング結果に基づき融資審査の精度を向上させ、またリスクの水準に応じた金利設定を行うようになれば、より多くの事業性融資が行われるようになるとともに、担保に偏重した融資姿勢も解消に向かうものと考えられる<sup>21</sup>。

<sup>20</sup> 2017 年中に現地金融機関 21 行に対し実施。

<sup>21</sup> 詳しくは別添 2 「フィリピンにおけるリスクベース融資」 報告書、3-2 金融機関におけるリスクベース融資、(1) 1) 融資残高と無担保融資の推移を参照されたい。

また、金融機関は、政府の方針である中小企業育成に協力し、有望な中小企業とは取引を拡大したいとの方針を示していた。したがって、フィリピンにおいて CRD が導入された場合、融資対象企業の信用リスクをスコアリングにより評価することが可能になるため、担保資産を十分に保有はしていないものの、信用力が高いとみなされる企業への融資を新たに行うことができるようになったり、信用リスクがそれほど高くない企業に対して信用リスクを反映した金利設定での融資を行うこともできるようになる。これにより、金融機関と零細・中小企業間の情報の非対称性の解消が図られることが期待される。

もし、CRD の導入により情報の非対称性が解消されれば、貯蓄銀行・農村銀行など、すでにマグナカルタに定められた目標値を達成している規模の小さい金融機関よりは、マグナカルタの達成義務を満たしていないユニバーサルバンク、商業銀行において、零細・中小企業向け融資の増加が図られる可能性があると考えられる<sup>22</sup>。

## 2.6 財務諸表の作成・利用の強化に係る調査

金融機関がリスクベース融資を拡大するため、また、CRD をフィリピンで展開するためには借り手である企業・個人事業主が財務諸表を作成していることが条件となる。

そのため、本調査では、金融機関や監査法人、中小企業を対象としたヒアリングを行い、財務諸表の作成に関する情報収集、分析を行った。詳細については、**別添 5**を参照。

### (1) 企業による財務諸表作成状況

フィリピンでは、複数の法律により、企業が財務諸表を作成することが義務付けられている。

2018 年から、改正内国歳入法 (Tax Reform for Acceleration and Inclusion, Republic Act No. 10963, TRAIN) が施行となり、また、SEC も、3 月 26 日付 SEC Memorandum Circular No.5 により、財務諸表の報告基準の見直しを行った。これらにあわせ財務報告基準委員会 (Financial Reporting Standards Council) も、新たに小規模企業向けフィリピン財務報告基準 (Philippine Financial Reporting Standards (PFRS) for Small Entities) を導入し 2019 年から適用する旨発表するなどの改訂が行われている。これまでに判明している主な改定内容を織り込みつつ、財務諸表の作成・利用状況につき要点をまとめると、以下の通りである。

表 13 財務諸表作成に関する規定

会社法	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業：監査済財務諸表の SEC への提出を義務付け（なお、資本金 5 万ペソ未満の企業は、監査を行わず、財務担当者もしくは代表者の宣誓書で代替することが可能）</li> <li>個人事業主<sup>23</sup>：DTI への事業登記を 5 年ごとに更新する必要あり（財務諸表の作成は不要）</li> </ul>
証券取引法	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券を発行するすべての企業：監査済財務諸表の提出を義務付</li> </ul>

<sup>22</sup> 別添 4、2.(2)、p8-11 を参照されたい。

<sup>23</sup> Single Proprietorship ないしは Sole Proprietorship と称し、DTI への登録のみで事業を開始できる。

	<p>け（Circular No.5 により、下記内国歳入法の改正に合わせ、原則として大企業は「フィリピン財務報告基準」、中企業は「中小企業向けフィリピン財務報告基準」に準拠すること、また 2019 年初から、小企業は「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」に準拠して財務諸表を作成、提出することを義務付け。なお、零細企業<sup>24</sup>は、納税申告書か「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」のどちらかを選択することが可能とされている。ただしその場合、少なくとも過去 2 年間の責任者による宣誓書、監査報告書、財務報告書の内容と整合していることが条件とされる）。</p>
改正内国歳入法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間売上が 3 百万ペソ超の企業：原則全社監査済の財務諸表の提出が必要</li> <li>・ うち資産規模 350 百万ペソ超または負債総額 250 百万ペソの大企業はフィリピン財務報告基準に準拠、同 100～350 百万ペソまたは 100～250 百万ペソの中企業は、「中小企業向けフィリピン財務報告基準」に基づく財務諸表の作成・提出が必要。なお、資産・負債とも 3～100 百万ペソの小企業は 2019 年以降、より簡易な「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」の適用が認められる。</li> </ul>

一方、フィリピンにおける各種統計で確認できる企業数・個人事業主数をみると情報源によって差異はあるものの、フィリピンには約 80～90 万社の企業が公的な登録を行い、かつ財務諸表を提出しているとされている。

また、内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue、BIR）は、個人納税者数を約 1,800 万、うち個人事業主が 235 万先あるとしており、これらの個人事業主は、納税申告の際、財務諸表もしくは財務状況を説明する簡易な申告書添付資料を提出しているものと想定される。

財務諸表データの収集については、SEC が法律上の企業財務諸表の提出先と定められているが、内国歳入庁、金融機関、信用情報機関、保険会社（再保険会社を含む）等も業務上の必要に応じ財務諸表を収集している。

SEC の収集企業数は、約 64 万社（2016 年現在、稼働実数）で、財務諸表の全項目が収集対象となっている。収集したデータは、利用登録者に対し、i-View と呼ばれるオンラインシステムにより提供している（ただし、上場企業以外の個別企業名は非公表）。

内国歳入庁も、徴税権限に基づき、事業者に対し財務諸表等の会計書類の作成、提出を求めており、約 78 万社の納税資料データを把握している点で、SEC 以上のデータカバレッジを有している。また、フィリピン統計局（Philippine Statistics Authority、PSA）も、5 年毎に実施する企業センサス統計で、23 万社弱のデータを収集している。

こうした主要機関のデータ収集状況は下表の通りである。

<sup>24</sup> 零細企業は、資産・負債とも 3 百万ペソ未満の先とされている。

表 14 財務諸表収集状況

事柄	現状
1) 財務諸表作成数	SEC で収集している企業数は 949,819 社（2016 年現在登録企業数、うち稼働数 643,637 社、全社に財務諸表提出義務あり）。 うち監査済み財務諸表は 192,782 社（稼働数の 30%。DTI が所管する個人事業主は含まれない）
・ 財務諸表作成対象企業	a) 株式会社（Stock corporations）：払込資本額 5 万ペソ以上 b) 非株式会社（Non-stock corporations）：総資産 50 万ペソ以上、または 年商 10 万ペソ以上 c) 外国株式会社の支店：授權資本 1 百万ペソ以上 d) 非株式会社の支店：総資産 1 百万ペソ以上 e) 外資の地域経営統括本部（Regional operating headquarters）：総収入 1 百万以上
2) カテゴリー別財務諸表収集内訳 （特に注記しない限り SEC 統計）	
・ カテゴリー別内訳	株式会社 351,321 社 パートナーシップ 101,460 社 外国法人 4,209 社。
・ 同カテゴリー別・資本規模別財務諸表数（ただしフィリピン統計局統計ベース）	零細・中小企業 911,768 社（うち小規模 86,955 社、中規模 4,018 社） 大企業 3,958 社、計 915,726 社。
・ 同カテゴリー別・地域別（2017/8 現在）	首都圏：354,103 社 Region4A：74,989 社 Region3：53,700 社 Region7：40,618 社、等。
3) 主要機関別財務諸表収集数	
・ SEC	643,637 社（うち国内資本株式会社 351,321 社）。 うち公認会計士監査済みは 192,782 社。
・ CIC	クレジットカード情報を中心に 6 百万データを収集。 なお、上記には個人事業主、協同組合（14,000 先）、金融機関（161 先）のデータも含む。
・ フィリピン統計局（PSA）	全国企業数は 915,726 社（ただし登録数）。 収集した財務諸表データは下記財務省・内国歳入庁データに準ずる。 なお、5 年に 1 回センサス統計を実施しており、2014 年の統計では、製造業につき 6,653 社のサンプル調査を基に 225,245 社の母集団推計値を発表。 トップ 1000 社の財務諸表データも抜粋、集計。
・ 中央銀行	原則全金融機関 587 行（うちユニバーサルバンク 21 行、商業銀行 22 行、貯蓄銀行 55 行、農村銀行 489 行）
・ 財務省・内国歳入庁	29,752,723 件。 うち企業は 877,660 社（免税先および外資を除く企業数は 645,255 社）。 また個人納税者は 17,919,087、うち個人事業主が 2,350,490 先。

<ul style="list-style-type: none"> <li>協同組合開発庁（CDA）</li> </ul>	対象 28,000 先の約半分につきデータを収集しデータベースを作成（うち協同組合が 3 分の 2、残りは農家を含む個人のデータ）。
（参考）金融機関取引先	金融機関では、銀行検査への対応上、原則として全融資先（世銀 Enterprise Survey によると、2016 年第 3 四半期時点で、全企業の 33.2%が銀行借入れを有するとされている）の財務関連指標を収集しているものと想定される。

（出典）関係先ウェブサイトおよびヒアリング内容をもとに作成。原則 2016 年末現在。

なお、個人事業主は SEC に対し財務諸表の提出義務を負っていないこともあり、小規模な事業主の財務状況についてはデータが把握できないものと思われる。金融機関を対象とした調査でも、個人事業主の多くが現金ベースでの事業を行っており、帳簿すらつけていないことが指摘されている。

また、財務諸表には、原則として認定監査人（Accredited Auditor）による監査が義務付けられているものの、そのような監査人は首都圏に偏在しており、地方部では監査が受けにくいといった問題も指摘されている。

金融機関からの聞き取りでも、財務諸表が監査済であったとしてもその質が必ずしも高くないことが指摘されている。これは主に企業による節税狙いによるものであり、売上や利益、資産等が実態の 3 割程度しか計上していないと指摘する金融機関もある。

## （2）財務諸表の作成・管理に関する改善策

上記より、特に個人事業主の多くは財務諸表の作成を行っておらず、また金融機関からの借入を行っていないことが覗かれる。

企業による財務諸表の作成・管理形態は企業の規模によりまちまちで、大企業及び上場企業では、社内に専門部署および会計担当者を配置し、IT 機器・ソフトも使いながら財務諸表を作成の上、公認会計士の監査を受けて SEC に提出している先が大半である。しかし、中小・零細企業では、企業オーナーが自ら作成している例が多いとされており、記載の誤りも多いことから、①会計専任者を起用する、ないしは②IT 機器を用い市販会計ソフトを利用することなどが推奨されている。また SEC や内国歳入庁等監督機関も、特に小規模企業を対象に、適用会計基準の簡略化による報告書作成負担の軽減、独立会計監査人の監査に代え代表権を有する者の真正署名による提出を認めるなどの扱いを導入したり、市販会計ソフトの利用推奨等により企業の財務諸表作成にかかる負担軽減を図っている。

また商工会議所（Philippine Chamber of Commerce and Industry、PCCI）もメンター制度を導入し、財務諸表の作成を含め中小企業の経営指導に当たっている。しかし、ヒアリングによると、実際は、一部産業部会の有力企業経営者が、自社の主な取引先企業に対して必要に応じ指導を行っている形で、まだ業種を超えた幅広い取り組みにはなっていないとのことである。

る<sup>25</sup>。

この間内国歳入庁でも、認定納税管理人（Accredit Tax Agent）制度<sup>26</sup>を導入し、税務申告書作成指導や問合わせ対応に当たるとともに、フィリピン公認会計士協会（Philippine Institute of Certified Public Accountants）や、国際連携を図りつつ企業ガバナンスの強化や納税義務の見直し提言等の面で活動を行っているフィリピン財務専門家協会（Financial Executive Institute of the Philippines、FINEX）等とも協力しながら財務諸表作成や適切な会計処理に関する普及・広報活動に当たっているとのことである。ただし、予算制約もあって拠点の設置はまだ主な都市をカバーしつつある程度とされている<sup>27</sup>。

フィリピンにおいては、以下の方策をとることにより、企業による財務諸表の作成・管理をさらに強化することが望まれる。

#### ① 制度的側面—簡易申告書の制定・普及

政府・関係機関では財務諸表作成基準の簡便化や税務申告書類のページ数及び項目数を削減し今年度からの実施を決定したが、さらに、財務諸表作成基準の見直しや中小企業向け適用基準の一層の簡素化を進めるべきであろう。

また、簡略化された納税申告書類を金融機関が融資審査の適格書類として受け入れ、手続きの迅速化を図る等により、納税者の適正書類作成への意欲を高めることも必要である。

#### ② 第三者認証機関の整備と BDS 機関の育成・強化

フィリピンではすでにフィリピン商工会議所によりメンター制度も一部実施されているが、日本の中小企業経営診断士、税理士、あるいは経営士等、より利用者側の立場に立って経営相談・税務相談等を行う公認会計士以外の第三者認証機関の整備も必要と思われる。

また、企業と金融機関の間の仲介役になりつつ、経営指導やビジネスマッチングの実現も図ることのできる BDS（ビジネス・ディベロップメント・サービス）機関の育成や機能強化により、中小企業の経営体制を強化することができよう。

#### ③ モニタリングの強化とインセンティブの供与

中小企業経営の透明性と信頼性の向上を促し、経済活動の持続的な発展を図るには、財務の透明性向上を含む企業ガバナンス強化に向けた企業自身の取組みを促す必要がある。

そのため、中小企業納税者に対し財務諸表作成費用負担の控除や補填等のインセンティブを付与するかたわら、上述のような財務諸表作成段階における第三者機関の有効活用に加え、証券取引委員会当局による財務諸表内容審査の強化を図ることも必要であろう。

このほか、フィリピン統計局、証券取引委員会、内国歳入庁等の関係機関が連携して決算書分析情報等をより幅広く提供し、企業及び金融機関による業務分析への活用を図ることも

<sup>25</sup> PCCI、Mr. Amores（2017年4月21日面談）。

<sup>26</sup> Tax Code, Section 6, G.

<sup>27</sup> BIR Mr. Valeroso（2017年8月15日面談）。

有効な措置のひとつになると考えられる。

## 2.7 調査結果のまとめ：フィリピンにおける CRD 構築に係る提言

本調査で実施した「信用リスク分析に基づく融資に係る調査」では、特に小規模な金融機関が、信用リスク管理に関するキャパシティ不足から、リスクベース融資の促進に問題を抱えていることが確認された。また、零細中小企業・個人事業主は、財務諸表を作成していなかったり、作成していたとしてもその信頼性が低かったりするため、リスクベース融資を受けづらい状況にあることも確認された。

このようにフィリピンの財務諸表データについてはその信頼性について疑問を呈する発言がこれまでも聞かれたが、本調査においては、フィリピン政府及び政府系金融機関の協力のもと、CRD ビジネスサポート株式会社により、「データの初期的品質調査」が実施された。フィリピン企業の実際の財務データを用いた、この調査により、フィリピンにおいても日本と同様に、財務データをベースとしたスコアリングモデルの構築が十分に可能であることが確認された。この結果を踏まえ、今後のさらなるデータ収集により、フィリピンの特性を活かした、より頑健なモデル構築を行うことが期待される。

CRD のような統計分析によるスコアリングモデルの構築は、金融機関の信用リスク管理能力の向上につながり、中小企業向けのリスクベース融資の拡大にもつながることが期待される。また、CRD により提供されるデータ分析結果に基づく顧客企業経営指導のためのツールを活用することにより、特に中小金融機関は、取引先の実態をより客観的に把握し取引の深耕を図ることが可能になるとして、こうした面からも CRD 導入への関心は高かった。

中小企業や個人事業主がより質の高い財務諸表を作成すれば、より精度の高い分析およびスコアが得られることとなり、その結果、より融資が受けやすくなることも期待される。したがって、CRD 導入によりリスクベース融資を一層拡大するためには、零細中小企業・個人事業主による財務諸表作成を促進すること、またその質を改善させることも必要である。

以上



**別添 1**

ワーキンググループ会合の結果

**第 1 回ワーキンググループ会合議事録 (2017 年 1 月 23 日)**

**Record of Discussion of the 1<sup>st</sup> Working Group Meeting  
The Study for Introduction of Credit Risk Database (CRD) in the Philippines**

---

---

Date and Time	JANUARY 23, 2017/2:00 P.M.
Venue	4 <sup>TH</sup> Floor, Conference Room, Department of Finance Building, BSP Complex, Roxas Boulevard, Manila.
Attendees:	
Department of Finance	Mr. Lester Jeff Pawid, Economist Ms. Irene Salazar, Technical Staff
Bangko Sentral ng Pilipinas	Ms. Concepcion Garcia, MSME Financial Specialist Group Mr. Maynard Mojica, Bank Officer, Inclusive Finance Advocacy Group
Department of Trade & Industry/SB Corporation	Mr. Marc Quincy S. Talagtag, CEO III, ERM Group, SB Corporation
Securities & Exchange Commission (SEC)	Mr. Ephyro Luis B. Amatong, Commissioner Mr. J.C. de Leon, Technical Staff Assistant Ms. Maria Teresa Bersabal, Staff Assistant
UP School of Statistics	Dr. Dennis S. Mapa, Dean of School of Statistics
Japan International Cooperation Agency(JICA)	Mr. Tetsuya Yamada, Senior Representative Mr. Jiro Tsunoda, Senior Advisor (Financial Sector) Ms. Megumi Omori, Deputy Assistant Director Mr. John Raymar Piscos, Philippines Office
CRD Association / CRD Business Support	Mr. Satoshi Kuwahara, President/COO Ms. Megumi Sagara, Director Business Planning Department
Japan Economic Research Institute Team(JERI)	Mr. Hisatsugu Furukawa Mr. Hirofumi Azeta Mr. Victor C. Abainza, ADFIAP Ms. Sandy I. Lim, ADFIAP

## Results of discussion

### 1. Welcome Remarks and Introduction of Members

- Mr. Lester Jeff Pawid gave a welcome remarks on behalf of USEC Beltran who was absent in the meeting. The Chairman, Mr. Pawid, then requested everybody present to introduce themselves.
- Mr. Tsunoda of JICA then summarized the development since June 2016 to the working group members (hereafter the body).
- He explained that (i) three government financial institutions (GFIs, namely Development Bank of the Philippines, Land Bank the Philippines and Small Business Corporation) will be priority approached for the data collection in this Study, (ii) if data supply would be violate the Manual of Regulation for Banks (MORB) and other relevant rules is needed to be confirmed through the discussion with BSP, and (iii) items of data to be provided by three government banks should be discussed in detail.
- Ms. Concepcion (Ching) Garcia of BSP reported the body other discussions with Office of General Council (OGC) and Deputy Governor Nestor Espenilla Jr. on the above concern of the Study.
- She mentioned that the Deputy Governor said that BSP was supportive of the Study and was willing to provide the views and confirmation from the regulator's perspective for the project.
- She requested the Study Team to provide the list of data to be provided by 3 GFIs, so that BSP could accelerate the internal decision making.
- However, she mentioned that it would still be at the level of the 3 GFIs and/or PFIs that should decide on what data would be provided by them to the Study team.
- Since this was a technical issue, it was requested by the chair and approved by the body that a separate meeting between (i) BSP and the Study Team and (ii) between the 3 GFIs and the Study Team should be conducted on following days to discuss issues of data confidentiality more in detail.

### 2. Presentation on the Inception Report

- Based on the Inception Report, Mr. Furukawa explained the scope of the study, highlighting the proposed work plan, the schedule of the working group meetings and the proposed agenda of each meeting.
- The participants did not raise any questions about the scope of the project and the proposed work plan.

### 3. Presentation on the preliminary data examination

- Mr. Satoshi Kuwahara, President of CRD Business Support Ltd. made presentation on “Preliminary Examination for Establishing CRD in the Philippines”.
- He explained the work plan of preliminary data examination, dividing the work period into four phases; (i) Phase 1: Preliminary study and preparation for collecting data, (ii) Phase 2: Data quality check, (iii) Phase 3: Examination of correlation, and (iv) Consideration of variable combination and trial of scoring by CRD model. He also explained the detailed activities to be implemented in each phase.
- BSP asked whether several scoring models would be prepared for several sectors or not, and Mr. Kuwahara answered that it would depend on the volume of stored data and their statistical characteristics, but probably be a single model for the mean time for Philippines. He also added that a single model was the recent dominant trends and CRD Japan scheduled to change several industry specific models to the model for all type of industries except real estate sector and the real estate sector specific model.
- DOF mentioned that the database constructed with data supplied by 3 GFIs would be a showcase, and more financial institutions were expected to join after its launch.
- DOF also expressed its concern about the quality of data of the financial statement, referring to the large discrepancies between the audited financial statements and actual financial statements. Mr. Kuwahara answered that a statistical model could have meaningful results given that the financial statements were prepared with same biases.

#### 4. Presentation on the outline of the study of Risk based lending (RBL)

- Mr. Furukawa presented to the body the outline of the Study of Risk Based Lending (RBL), referring to the study items such as (i) Current practices of lending at banks, (ii) how to shift from collateral based to risk based lending, (iii) expected benefits from risk based lending and (iv) experiences in Japan.
- He also explained that the Team started interviews with several banks and summarized the initial findings, such as (i) scoring model had been operated by all banks interviewed, (ii) concerns were expressed in the quality of financial statement, as well as (iii) the data confidentiality concerns in complying the BSP regulation even if data is supplied anonymously .

- BSP commented that the requirements of the audited financial statements were eased by BSP's circular and banks can use in-house financial statements for their loan appraisals.

#### 5. Outline of the Economic Impact Study

- Dr. Mapa of the University of Philippines, School of Statistics made presentation about the outline of the Economic Impact Study to be produced by the introduction of Credit Risk Database (CRD), referring to the expected economic impacts of the CRD and study schedule. Dr. Mapa also explained that he conducted similar type of impact survey on SMEs before using Meta data.
- DOF appreciated the presentation made by Dr. Mapa, and suggested that the expected economic impacts could also include (i) the Change in lending behavior/culture of banks, (ii) Effects on SMEs, such as lowering the loan cost, and (iii) Reduction of default rate, in other words, cost benefit of the introduction of CRD.
- BSP agreed to this and added that the introduction of CRD would lead to the enhancement of the credit appraisal at banks and encourage banks to lend more to SMEs.
- SEC raised a question asking whether the access to finance was a demand side problem or supply side problem.
- BSP then answered that banks tended to depend on collateral due to the lack of confidence in extending loans to borrowers, and mentioned that the CRD would generate a favorable pricing effect in the financial market. BSP also emphasized that the introduction of CRD would change the behaviors of banks
- SEC also asked the Study team to have a separate meeting to have another introductory presentation on CRD, about the methodology in particular, and the Study team agreed to hold such meeting.
- SEC also asked the Study Team about the possibility of using financial statement data stored in SEC. The Study team emphasized the importance of the linkage between financial and non-financial statement data to default data, and mentioned that the data from 3 GFIs were the priority.

#### 6. Conclusion of the WG meeting

The chair concluded the meeting summarizing the discussions as follows:

- The Study Team and BSP will hold a separate meeting to discuss the data confidentiality issue.

- The Study Team and SEC will hold a separating meeting for better understanding between each other.

Dr. Mapa of the University of Philippines, School of Statistics suggested DOF to use its moral suasion power over the GFIs and BSP to issue clearance on the confidentiality issue, in case the GFIs are unable to provide their data.

The meeting was adjourned at 3:00 P.M.

第2回ワーキンググループ会合議事録 (2017年4月19日)

**Record of Discussion of the 2<sup>nd</sup> Working Group Meeting**  
**The Study for Introduction of Credit Risk Database (CRD) in the Philippines**

---

Date and Time APRIL 19, 2017/9:00 A.M.  
Venue 4<sup>TH</sup> Floor, Conference Room,  
Department of Finance Building, BSP Complex,  
Roxas Boulevard, Manila.

Attendees:

Department of Finance	Mr. Lester Jeff Pawid, Economist Mr. Jose Mari Layseg
Bangko Sentral ng Pilipinas	Ms. Concepcion Garcia, MSME Finance Specialist Group Mr. Maynard Mojica, Bank Officer, Inclusive Finance Advocacy Office
Department of Trade & Industry/SB Corporation	Mr. Marc Quincy S. Talagtag, CEO III, ERM Group, SB Corporation
Securities & Exchange Commission (SEC)	Ms. Luna Melanie, Examiner II Ms. Rodalice P. Cabe, Client Counsel
Japan International Cooperation Agency(JICA)	Mr. Jiro Tsunoda, Senior Advisor (Financial Sector) Ms. Megumi Omori, Deputy Assistant Director Mr. Akira Fukuyama, Philippines Office Mr. John Raymar Piscos, Philippines Office
CRD Association / CRD Business Support	Ms. Megumi Sagara, Director Business Planning Department
Japan Economic Research Institute Team(JERI)	Mr. Hisatsugu Furukawa Mr. Hirofumi Azeta Mr. Victor C. Abainza, ADFIAP Ms. Sandy I. Lim, ADFIAP

Results of discussion

1. Welcome Remarks and Introduction of Members

- Mr. Lester Jeff Pawid gave welcome remarks and acknowledged the presence of the members of the Working Group.

## 2. Presentation on Risk Based Lending in the Philippines

- Mr. Hirofumi Azeta made presentation on the Risk Based Lending in the Philippines. In the presentation, he explained (i) Definition, benefits and conditions of “Risk Based Lending”, (ii) Risk Based Lending in Japan, (iii) Risk Based Lending in the Philippines, and (iv) Summary: Issues in Risk Based Lending in the Philippines.
- During the presentation on **(i) Definition, benefits and conditions of “Risk Based Lending”**, Mr. Tsunoda mentioned that Risk Based Lending was most important for borrowers during their emergency period to survive crises.
- In **(ii) Risk Based Lending in Japan**, Mr. Azeta explained that Financial Services Agency (FSA) of Japan encouraged financial institutions (FIs) to assess the future business prospects of borrowers, and Ms. Sagara pointed out that CRD has been equipped with a tool called as “Management consulting Support System” which enables banks to (i) conduct future financial simulation for improved management of SME clients and (ii) assess the future business potentials and prospects of borrowers without relying on collaterals and guarantees. Mr. Lester Pawid appreciated the forward looking aspects of CRD.
- Mr. Azeta also explained that FSA in Japan was a regulator of the financial market and at the same time the promoter or facilitator to grade up the financial intermediation functions of banks. Mr. Tsunoda also mentioned that the function played by FSA was essential for strengthening the financial intermediation and the development of RBL.
- Mr. Lester Pawid summarized that the new findings from the presentation were (i) CRD’s output has an aspect of not only backward looking such as probability of default but also forward looking such as assessing future business prospects, and (ii) the function of the supervising body was not only the financial supervision but also the promotion and the facilitation of financial market intermediation.
- During the presentation of **(iii) Risk Based Lending in the Philippines**, Mr. Azeta explained the correlation between the proportion of unsecured loans and the profitability (ROA) at FIs and that FIs which were trying to take more credit risks achieved higher profitability. BSP recommended to review the NPL ratio of FIs, because some FIs were willing to take more credit risks but were successful in reducing credit risks. BSP explained that the unsecured loan portion of BPI (the Bank of the Philippine Islands) was low but the profitability

was high, because BPI was selective and prudent in providing loans. BSP mentioned that BPI was able to increase the number of borrowers by its strong network with potential borrowers and by collecting their qualitative and quantitative information.

- SB Corporation expressed its concerns in the loan disbursement under P3 program (PONDO SA PAGBABAGO AT PAG-ASENSO), which is targeting on achieving affordable micro-financing to micro and small enterprises under the President's directive. It mentioned that the success on realizing the objectives for the the disbursement of PHP 18 billion could not be easily achieved due to the weak capacity of SMEs. BSP also mentioned that the capacity building of SMEs was the key issue.
- BSP, referring to the compliance with Circular 855 of smaller banks, mentioned that Circular itself is principle-based and is not prescriptive, giving FIs the flexibility to adopt appropriate credit risk management practices commensurate to their size, scale, complexity. Mr. Azeta answered that many smaller banks did not have capacity to comply with the circular (especially having limited human resources to set up credit risk management mechanism) without any technical supports. DOF then mentioned that CRD would be the tool to support small FIs to enhance their credit risk management, as CRD would help small FIs to set up their own internal scoring models, which provides borrowers risk rating system and loan classification mechanisms. Ms. Sagara also referred to the recent development of the CRD product, namely Credit Risk Information Superior (CRISP). CRISP calculates credit risk amount (loss amount) of financial institution's portfolio as well as measures credit risk amount by subgroups such as industry, branch, and other classifications.
- After the presentation on **4. Summary: Issues in Risk Based Lending in the Philippines**, BSP expressed its concern on the reaction of small FIs to the financial regulations, mentioning that NPL ratio of small FIs tend to be higher due to the lack of capacity in risk management. Mr. Azeta emphasized the importance of capacity building of credit risk management of small FIs, especially those who were willing to provide risk based lending to business sector.
- Mr. Lester Pawid summarized the discussions mentioning that the presentation was highly informative and provided updates on the banking situation in the Philippines. He commented that the RBL report needs to be

shared by the policy makers and private sector people, as required, for strengthening the credit management of the banking sector and monitoring capacity of the regulator. He also mentioned that the WG members renewed the motivation of setting up the CRD in the Philippines.

### 3. Update on each project component

- Mr. Furukawa summarized the recent development of each component of the study project. He also updated the Preliminary data examination, referring to the status of 3 governmental financial institutions (GFIs) and the schedule was experiencing some delays.
- BSP suggested the inclusion of more financial institutions into the study if data collected from the 3 GFIs for the preliminary data examination might not be enough.
- Mr. Tsunoda mentioned that any problems in the data examinations were going to be reported to the WGM and counteractions were to be determined.

### 4. Conclusion of the WG meeting

The chair concluded the meeting and mentioned that the next WG meeting was to be organized in August.

The meeting was adjourned at 11:00 A.M.

第3回ワーキンググループ会合議事録 (2017年9月5日)

**Record of Discussion of the 3<sup>rd</sup> Working Group Meeting  
The Study for Introduction of Credit Risk Database (CRD) in the Philippines**

---

Date and Time	September 5, 2017 14:00
Venue	4 <sup>TH</sup> Floor, FPPO Conference Room, Department of Finance Building, BSP Complex, Roxas Boulevard, Manila.
Attendees:	
Department of Finance	Mr. Lester Jeff Pawid, Economist
Bangko Sentral ng Pilipinas	Ms. Concepcion Garcia, MSME Financial Specialist Group Mr. Maynard Mojica, Bank Officer, Inclusive Finance Advocacy Group
Department of Trade & Industry/SB Corporation	Mr. Marc Quincy S. Talagtag, CEO III, ERM Group, SB Corporation
Securities & Exchange Commission (SEC)	Mr. Ephyro Luis B Amatong, Commissioner Mr. Ulyssis San Juan, ERTD-ERSD
University of the Philippines, School of Statistics	Dr. Dennis Mapa, Dean Ms. Denise Jannah D. Serrano, University Research Associate II
Japan International Cooperation Agency(JICA)	Mr. Jiro Tsunoda, Senior Advisor (Financial Sector) Mr. Tetsuya Yamada, Senior Presentative, Philippines Office Mr. Akira Fukuyama, Philippines Office Mr. John Raymar Piscos, Philippines Office
CRD Association / CRD Business Support	Mr. Satoshi Kuwahara, President COO Ms. Megumi Sagara, Director Business Planning Department
Japan Economic Research Institute Team(JERI)	Mr. Hisatsugu Furukawa Mr. Hirofumi Azeta Mr. Victor C. Abainza, ADFIAP Ms. Sandy I. Lim, ADFIAP

## Results of discussion

### 1. Welcome address

- Mr. Lester Jeff Pawid gave welcome remarks and presented the agenda of the working group meeting as follows;

1. Opening address
2. Current status for data collection and analysis from 3 GFIs
3. Estimation of the economic impact by the establishment of CRD.
4. Introduction of Credit Risk Database (CRD) in Philippines as 2018 JICA project and the T/C application to be submitted to JICA
5. Consideration on the operating body during the technical assistance
6. Other project-related issues
7. Whole schedule
8. Closing address

### 2. Presentation on Current status for data collection and analysis from 3 GFIs

- Mr. Satoshi Kuwahara from CRD Association made a presentation on the current status of data collection from 3 GFIs. In the presentation, he explained that “Phase 1: Preliminary study and preparation for collection data”, which was originally planned to be done in February 2017, was estimated to be completed in October. He explained that the delay was due to the data format of financial statements and also to the discussion on legal issues in confidentiality agreements.
- He also explained that the amount of datasets provided by 3 GFIs was expected to be approximately 30,000.
- Ms. Garcia from BSP expressed her concerns about the work schedule, referring to the possibility in the further delays in data collection.
- Mr. Kuwahara stated his intention to maintain the current work schedule on the best effort basis

### 3. Estimation of the economic impact by the establishment of CRD.

- Dr. Mapa of University of the Philippines made his presentation of “Estimation of the economic impact by the establishment of CRD”.
- He explained that the analysis would estimate the possible increase in overall loan balance as a result of the introduction of CRD. He also explained that the increase in the overall loan balance were to be estimated in two approaches; (i) Input the aggregated financial information of the enterprises in the Philippines to

CRD Model in Japan to obtain possible additional loan amounts, and (ii) Compare the financial status of SMEs and large enterprises in the Philippines to estimate the possible increase in loan amounts of SMEs.

- Dr. Mapa also stated his intention to estimate the macroeconomic impacts generated by the introduction of CRD. He explained that the introduction of CRD might lead to the decrease in loan interest rates, which would then lead to the increase in domestic credits and the increase in the income and employment levels.
- Mr. Lester Jeff Pawid expressed his appreciation to the presentation and mentioned that the economic impacts were to be generated by the introduction of CRD through changing the behaviors of lenders.
- Mr. Kuwahara, referring to the second approach, mentioned that the increase in asset based lending (ABL) by the introduction of CRD was not realistic, as the model for ABL was currently being explored in Japan and significantly different from the conventional CRD model.
- Ms. Garcia from BSP suggested that the economic impacts would be generated more at the side of financial institutions. She also mentioned that CRD could be a significant approach to increase loans to “missing middle”.

#### 4. Introduction of Credit Risk Database (CRD) in Philippines as 2018 JICA project and the T/C application to be submitted to JICA

- Mr. Tsunoda from JICA made a presentation on “Introduction of Credit Risk Database (CRD) in Philippines as 2018 JICA project and the T/C application to be submitted to JICA”. He explained that the deadline for the official application for a technical cooperation (T/C) was September every year and that the commencement of T/C would be delayed by one year if an application was not submitted in this September.
- Mr. Lester Jeff Pawid mentioned that the current study was pre-feasibility study (Pre F/S) and the following T/C project would be to examine the feasibility of the construction of a CRD model in the Philippines. Then, he emphasized that the result of the current pre F/S was essential for Under Secretary Mr. Beltran to submit the proposal of T/C application to the secretary.
- Mr. Kuwahara from CRD Association mentioned that the construction of CRD model by using 30,000 datasets was not possible and also mentioned that the current study (pre F/S) was intended to examine the quality of data.

- Mr. Tsunoda expressed his concerns about the possible one year gap to be generated by the delays in application. He also asked the working group members about the possibility in proceeding with official processes in T/C applications without waiting for the result of the current pre F/S.
  - Mr. Lester repeated the necessity to show the results of the current pre F/S in order to proceed with application processes. He also expressed his concerns about the quality of financial statements of SMEs and suggested a necessity for the enhancement of financial literacy.
  - Mr. Kuwahawa, referring to the Japanese history, mentioned that the quality of financial statement was expected to gradually improve.
  - Mr. Yamada, Senior representative of JICA Philippines Office explained the flexibility in the official application processes, explaining that such applications could be accepted even after the deadline in September. Mr. Tsunoda then added that the Philippine side needed to convince the Japanese government upon submitting applications.
  - Both Ms. Garcia from BSP and Mr. Lester Jeff Pawid repeated that the justification for the T/C through showing the tangible results by the current pre-F/S would be required.
  - Mr. Tsunoda concluded the discussions mentioning that “the operating body during the technical assistance” was to be discussed in the following working group meeting.
5. Consideration on the operating body during the technical assistance
- Mr. Lester proposed to postpone the discussion on this issue to the next working group meeting and participants agreed.
6. Other project-related issues
- Mr. Hirofumi Azeta from Japan Economic Research Institute distributed the draft report on “Review on Risk Based Lending in the Philippines” and requested working group members to review the report. He also requested members to provide comments in writing by the end of September.
7. Whole schedule
- Mr. Hisatsugu Furakawa from Japan Economic Research Institute presented the revised work schedule for the remaining period of the project.
  - Mr. Furukawa also asked the participants about the preferred dates for the 4th WG meeting. The working group members agreed that the meeting was to be arranged during the first week of December 2017.

#### 8. Conclusion of the WG meeting

The chair, Mr. Lester Jeff Pawid, summarized the meeting that 1) Data collection from 3 GFIs were under process, 2) Economic impacts, which were to be analyzed in this study, could be generated by the change in the behavior of banks, 3) the application for a T/C would be discussed after tangible results were generated in the current study and CRD would be expanded from GFIs to other financial institutions in the next phase (T/C), 4) comments on RBL report were to be collected by the end of September and 5) the next working group meeting was to be organized in 1<sup>st</sup> week of December.

The meeting was adjourned at 16:00.

On the next day of the WG meeting, a senior-level discussion between DOF and BSP, was held and the Usec Beltran agreed to sign and submit the application for T/C 2018. The application was submitted to NEDA on 13 September 2017 (as per attached copy) and reached to the Embassy of Japan in October 2017.

第4回ワーキンググループ会合議事録 (2017年12月6日)

**Record of Discussion of the 4<sup>th</sup> Working Group Meeting  
The Study for Introduction of Credit Risk Database (CRD) in the Philippines**

---

Date and Time	December 6, 2017 15:30
Venue	7 <sup>TH</sup> Floor, PDMSG Conference Room, Department of Finance Building, BSP Complex, Roxas Boulevard, Manila.
Attendees:	
Department of Finance	Mr. Lester Jeff Pawid, Economist
Bangko Sentral ng Pilipinas	Ms. Concepcion Garcia, MSME Financial Specialist Group Mr. Maynard Mojica, Bank Officer, Inclusive Finance Advocacy Group
Department of Trade & Industry/SB Corporation	Mr. Marc Quincy S. Talagtag, CEO III, ERM Group (ABSENT)
Securities & Exchange Commission (SEC)	Ms. Matilde Lim, Economist, ERTD Mr. Ulyssis San Juan, ERTD-ERSD
Japan International Cooperation Agency(JICA)	Mr. Jiro Tsunoda, Senior Advisor (Financial Sector) Mr. Tetsuya Yamada, Senior Representative, Philippines Office Mr. Akira Fukuyama, Philippines Office Mr. John Raymar Piscos, Philippines Office (ABSENT)
CRD Association / CRD Business Support	Mr. Satoshi Kuwahara, President COO Ms. Megumi Sagara, Director Business Planning Department Dr. Lan Hoang Nguyen, Senior Analyst,
Japan Economic Research Institute Team(JERI)	Mr. Hisatsugu Furukawa Mr. Victor C. Abainza, ADFIAP Ms. Sandy I. Lim, ADFIAP
(observer)	
Japanese Embassy	Mr. Noburu Kageyama, Financial Attache

## Results of discussion

### 1. Welcome address

- Mr. Lester Jeff Pawid gave welcome remarks and presented the agenda of the working group meeting as follows;
  - 1) Interim presentation for data analysis
  - 2) Further step of this study: Technical corporation and its implementation
  - 3) Interim presentation for Economic Impact of CRD
  - 4) Update of the schedule of this study
- He also gave a briefing about Logical Framework of CRD Project explaining about expected outcomes together with assumptions for the outputs.

### 2. Presentation on data analysis

- Ms. Megumi Sagara from CRD Association made a presentation on the interim analytical results using the Philippine sample Dataset. In the presentation, she explained first, three analytical methods, 1) Single logistic Regression, 2) Multiple Logistic Regression and 3) Scoring Trial by CRD model, and findings from the analysis.
- She explained that, although the number of data for this analysis was limited (277 financial statements and 11 defaults), the possibility to create a statistical model with Philippine dataset was confirmed, because a) there were some financial indexes which were significant to detect default, b) the accuracy of “Simple model” combining such significant financial indexes are relatively high, and c) the accuracy of CRD model to Philippine sample dataset is reasonably well.
- Then she mentioned the differences of financial indexes’ distribution between Philippines and Japan and explained these differences might bring that the accuracy of “Simple model” created from only Philippine data is higher than that of CRD model created from Japanese dataset and it will be expected to create more accurate and well fitted model to Philippines data by incorporating Philippine characteristics of financial statements/financial indexes into the model.
- Mr. Ulyssis of SEC asked confirmation of the details of dataset used for the analysis and how many enterprises included.
- Ms. Garcia from BSP expressed her concerns about the schedule saying that whether CRD could receive enough dataset for finalizing the analysis.
- Mr. Kuwahara explained that although the accuracy of this “Simple model” was high, this might be over fitted to this small dataset and we need much data in order to create more stable model.

- He mentioned that CRD was going to use full-scale dataset collected from 3GFIs until the end of January, analyze and compile a report in February and March.

-

### 3. Further step of this study: Technical corporation and its implementation

- Mr. Tsunoda from JICA made a presentation on “Introduction of Credit Risk Database (CRD) in Philippines -JICA Technical Cooperation and its Implementation- “.
- He explained the Technical Cooperation (T/C) implementation structure, referring to the Application Form for the Technical Cooperation for the proposed study on introduction of CRD in the Philippines, signed by USEC Mr. Beltran dated September 14, 2017. He invited WGM’s special attention to the establishment of a Project Team (PT) by the Philippines, as the counterpart organization for implementing the next phase of T/C, and the necessity to allocate a Project Manager and a several data management staff with full time assignment to receive technical transfer from T/C for handling the database and the scoring model.
- Mr. Tsunoda explained expected activities of PT as a Provisional Operating Body, functions to be borne by JICA Consultant Team and tentative T/C processing and transition schedule.
- Mr. Pawid mentioned that the budget allocation for 2018 is already finalized and DOF did not allocate any budget for recruiting requested Data Management Staff. As for the Project Manager, he mentioned that current WGM members, for example he or Ms. Garcia of BSP might be functional for such position if nominated.
- Ms. Garcia referred that BSP did not allocate budget for recruiting some permanent staff of PT neither and asked whether the employment of the consultants and staff were inevitable as a part of the Project. She mentioned that as there were no budget allocation for such employment it should be discussed among BSP, DOF and other WGM members including UPSS, if applicable. She also mentioned that the other option is talking to the private sector to take an active role in the project by inviting their participation in the proposed project organizational structure. She said that Deputy Governor Chuchi Fonacier is in exploratory discussions with the Chamber of Thrift Banks in the Philippines (CTB) on this possibility. She also pointed out that later, the project management could also be delegated to the Bankers Association of the Philippines (BAP) or some other NGO to be involved as an implementing organization if necessary.

- Mr. Fukuyama reiterated that JICA T/C needs the Government to prepare a counterparty team, namely PT for implementing the T/C. The Government has expressed its intention in forming up the counterparty team/PT in the application of this T/C submitted. JICA has sought the Government to take a strong initiative in forming up the counterparty team/PT and to assign the necessary talents for implementing required tasks at the next T/C.
- Ms. Garcia suggested that to raise awareness and interest of potential implementing organization, it would be necessary to clearly show the attractiveness of CRD package compared with other commercial scoring models.
- She asked if loan officer can use CRD models as a complete package without making any adjustment with regards to qualitative data.
- Mr. Kuwahara answered that although CRD models capture information provided by financial statements in which qualitative information is already included/reflected, the role of loan officers is still important as they need to adjust their own bank loan portfolio.
- Ms. Sagara mentioned that it would be necessary to forward the project while concerning the practical usage method of scoring model for the internal rating of financial institutions and so on.
- Mr. Kageyama of Japanese Embassy strengthened that the application of T/C for next step was already accepted by the Japanese government and that the Japanese Minister of Finance would refer and confirm the implementation of the T/C at the Ministerial Meeting in the occasion of next ADB Annual Meeting to be held in Manila in May 2018.

#### 4. Interim presentation for Economic Impact of CRD

- Mr. Furukawa made a brief explanation about the current situation of Economic Impact Analysis, making a reservation that as Dr. Mapa was not be able to attend today's WGM, the presentation material was just a tentative one and prepared by JERI alone.
- First 5 slides were copied, he mentioned, from Dr. Mapa's presentation material of last WGM with some additional remarks by Mr. Furukawa and latter 3 slides are the results of calculation of simple correlation ship between the two items shown in each chart with linear regression.
- Mr. Pawid expressed that he was most interested in the analytical result of Case 2, discussing specifically about the possible increase of RBL.

- Mr. Furukawa answered that Dr. Mapa considered to use the result from the analysis of the Philippine dataset under certain conditions and the final report of the impact analysis should be prepared and the result would be reported at the final WGM in March.
- With regards to the study on Risk Based Lending in the Philippines by JERI, Mr. Pawid mentioned that the initial draft of the study is with him and he has given his comments on the study. However, he has not disseminated the study to the other members of the WG because he thought that this should be the duty of JERI as the principal author of the study.
- BSP expressed desire to give their comments also to the study. Mr. Furukawa said that JERI, although distributed the draft for comments before, will request Mr. Azeta to provide all the members of the WG a copy of the final RBL Report for their review.

#### 5. Other project-related issues

- Mr. Furukawa briefly explained the schedule ahead of the project saying that the next final WGM would be held late March of in early April at the latest.
- He also asked the WGM members' cooperation and support for preparing a research report on the preparation and usage of financial statements in the Philippines.

#### 6. Conclusion of the WG meeting

The chair, Mr. Pawid, summarized the meeting that 1) the Philippine side would discuss and consider the allocation of part time and full time staff of the PT for implementing T/C, 2) the draft report of impact analysis would be finalized and circulated to WGM members before the final WGM to be organized in late March, and the FS research documents as well.

The meeting was adjourned at 18:00.

第5回ワーキンググループ会合議事録 (2019年1月25日)

**Record of Discussion of the 5<sup>th</sup> Working Group Meeting (Tentative)**  
**The Study for Introduction of Credit Risk Database (CRD) in the Philippines**

---

Date and Time	January 25, 2019 14:15
Venue	4 <sup>TH</sup> Floor, CMIO Conference Room, Department of Finance Building, BSP Complex, Roxas Boulevard, Manila.
Attendees:	
Department of Finance	USEC Gil S. Beltran Mr. Lester Jeff Pawid, Economist
Bangko Sentral ng Pilipinas	Ms. Concepcion Garcia, Deputy Director, Financial Supervision Department VII Mr. Maynard Mojica, Bank Officer, Center for Learning and Inclusion Advocacy
Securities & Exchange Commission (SEC)	Mr. Ben Joshua A. Baltazar, Executive Assistant II Atty. Rachel Esther J. Gumtang-Remalante, Corporate Governance and Financing Department (CGFD) Mr. Armand Armando P. Carag, CGFD-Supervising Securities Specialist Ms. Melanie Luna, CGFD Security Examiner II
UP School of Statistics	Dr. Dennis S. Mapa, Dean
Japan International Cooperation Agency(JICA)	(Southeast Asia Division 5, Southeast Asia & Pacific Department) Mr. Fumiaki Ishizuka, Deputy Director Ms. Megumi Omori, Deputy Assistant Director  (Industrial Development and Public Policy Department) Mr. Kenji Ishizuka, Assistant Director Mr. Jiro Tsunoda, Senior Advisor (Financial Sector)  (Philippines Office) Ms. Kiyo Kawabuchi, Senior Representative Mr. Akira Fukuyama, Representative, Economic Growth Sector

	Ms. Yuki Kimura, Project Formulation Advisor, Program Group I
	Ms. Leah Penarroya, Section Chief, Economic Growth Sector
	Mr. John Raymar Piscos, Philippines Office (ABSENT)
CRD Association / CRD Business Support	Mr. Satoshi Kuwahara, President CEO
	Ms. Megumi Sagara, Director, Business Planning Department
	Dr. Lan Hoang Nguyen, Senior Analyst,
Japan Economic Research Institute Team(JERI) & ADFIAP	Mr. Hisatsugu Furukawa, Chief Consultant
	Mr. Victor C. Abainza, Senior Consultant, ADFIAP
	Ms. Sandy I. Lim, Executive, Membership Services & Events Management, ADFIAP
(observer)	
Japanese Embassy	Mr. Noburu Kageyama, Financial Attache

## Results of discussion

### 1. Welcome address

- Mr. Fumiaki ishizuka of JICA HQ gave an opening remarks expressing appreciation for the cooperation given by WG member organizations in the Philippines. He mentioned that JICA Executives already gave positive evaluation for the request submitted from the Philippine Government for the Technical Cooperation for CRD introduction as the next step and was now waiting for the final decision by the Japanese Government.
- Mr. Lester Jeff Pawid gave welcome remarks, introduce the participants and presented the agenda of the meeting as follows;
  - 1) The structure of the Draft Final Report and today's main point on the discussion
  - 2) Presentation on the result of Preliminary Data Examination
  - 3) Presentation on the result of "Research on the preparation and utilization of financial statements
  - 4) Overall summary of the Draft Final Report (DFR)
  - 5) Remaining work schedule and further.

### 2. Presentation on the structure of DFR

- Mr. Furukawa from JERI made a brief presentation on the DFR structure, saying that as the study result of item 2.1 "Research on the actual application of the risk based lending" has been already reported to WG and the contents were finalized after requesting comments from

WG members as of January 2018, today's presentation will be on item 2.3 Preliminary Data Examination by CRD, 2.5 "Research on the preparation and utilization of financial statements". Other issues will be explained for discussion altogether, considering limited time of today's meeting.

### 3. Presentation on Preliminary Data Examination

- Dr. Nguyen of CRD Association explained the results of the preliminary data examination based on the 3,440 observations and 133 defaults. She explained the results of examination of correlation between default and non-default data, variable combination for logit multiple regression, scoring trail using Japan model. As a conclusion, she said that the analysis found a high potentiality in establishing CRD database and scoring model by collecting data in the Philippines with reasonable accuracy. . She also added following findings in using Japan model, (i) there are very significant financial indexes but have adverse sign conditions from Japan, (ii) some financial variables are distributing differently from those in Japan, (iii) there are some differences among years, industry sector, etc. and it is possible to improve accuracy of the model by putting those differences into the model and that more data needed to create more accurate, robust and well fitted models to Philippine SMEs.
- Mr. Baltazar of SEC, who presented in place of Mr. Amatong, Commissioner of SEC, asked how many data will be necessary for CRD to get reliable analytical outputs.
- Mr. Kuwahara of CRD answered that at least 20,000 saying that in Japan CRD is using 2 million data. With 10,000 CRD can make model but bigger the better.

### 4. Presentation on Research on the preparation and utilization of financial statements

- Mr. Furukawa explained that the objective of this research is to identify what organization collects how many financial statements (FS) data as collecting FS data is one of the keys for the success of CRD introduction. Saying that no single organization collects business data including financial statements covering all the economic activities, he reviewed data collected by three major organizations, SEC, BIR and PSA, and efforts made by the Philippine government to promote preparation of FS and some additional efforts need to be considered for facilitation of the preparation of FS by SMEs.
- Mr. Lester of DOF added after the presentation that this research was requested to be done to have an overview of data usable by CRD as there is no single organization that collects business data including FS data and that. Collection of fairly good number of data is one of the key to the success of introduction of CRD in the Philippines.

5. Presentation on Overall summary of the Draft Final Report

- Mr. Furukawa explained three types of organization, non-profit organization, educational or research institution and Government organization (GOCC) as the candidate organization for full-scale implementation of CRD and expected action plan for full-scale implementation. And both side found the general findings and recommendations of the study sensible.
- USEC Beltran mentioned that Philippine side/GOP accepted in principle the recommendation of the study

The meeting was adjourned at 16:00.



別添2

**フィリピン国  
信用リスク情報データベース  
構築に係る情報収集・確認調査**

**信用リスク分析に基づく融資に係る  
調査報告書**

株式会社日本経済研究所



## 調査背景

信用リスク分析に基づく融資に係る調査は、2017年1月に開始された「フィリピン国信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査」の一部として行われたものであり、フィリピンにおいてCRD（Credit Risk Database）を導入するための検討材料とするものである。

CRDは、金融機関から提供された融資先の財務データと非財務データを蓄積するデータベースであり、蓄積されたデータにより構築したCRDモデルにより、企業の将来の信用力を予想できるようにするものである。金融機関は、CRDを活用することにより、取引先企業の信用リスクを把握し、担保や信用保証などに過度に依存することなく、融資を行えるようになることが期待されている。

そのような認識のもと「フィリピン国信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査」は、フィリピンにおいてCRDを導入するためのフェージビリティを確認することを目的として実施された。

本調査では、日本のリスクベース融資に関する経験を概観するとともに、フィリピンにおける金融機関の融資実態を確認し、フィリピンにおいてリスクベース融資を促進するための課題を検討する。

本調査は、文献調査のほか、フィリピンのユニバーサルバンク、商業銀行、貯蓄銀行、農村銀行など金融機関21行を対象として聞き取り調査を行い、内容を取りまとめたものである。

# 1. リスクベース融資の定義、メリット、成立要件

## 1.1 リスクベース融資の定義

リスクベース融資（リスクベース融資）についての明確な定義はないものの、既存の文書<sup>1</sup>では、「担保によらず、計測されたリスクの大きさに基づいて、融資判断・プライシング（金利の決定）を行う融資」と説明されている。

また、「リスクベース融資」における「リスク」とは、信用リスクを意味するものであり、バーゼル銀行監督委員会によれば、信用リスクは「金融などの与信取引において、債務者の財務状態が悪化することによって、債権の回収ができない状態に陥るリスク」と定義されている。

金融機関が、上記のように把握した信用リスクをもとに融資を行うのであれば、事業内容に問題のない企業は担保資産を保有していなかったとしても融資を受けることが可能であり、他方、金融機関としても、担保に依存しすぎることなく融資を拡大できるというメリットがある。

## 1.2 リスクベース融資により期待されるメリット

以下では、貸し手である金融機関と、借り手である企業にとってのリスクベース融資のメリットを説明する。

### (1) リスクベース融資による金融機関にとってのメリット

リスクベース融資の特徴としては、融資を行う際に、金融機関が担保・信用保証に過度に依存する必要がないことが挙げられる。

金融機関は、信用リスク管理を行うことにより、融資先の信用リスク量を定量化し、把握した信用リスクに基づいて融資金額や融資条件を設定するため、担保・信用保証に過度に依存せずとも、信用リスクの増加を避けつつ、融資金残高を増やすことが可能となる。

また、バーゼル規制に基づく自己資本比率を達成するためにも、信用リスク管理は不可欠である。バーゼル II では、最低所要自己資本比率（コアとなる自己資本をリスクアセットの合計額で割ったもの）を 8%以上とすることが求められるが、金融機関が抱える信用リスクが小さければ、自己資本比率の算定に含まれるリスクアセットが小さくなり、自己資本比率を高めることができる。つまり、金融機関は、担保に依存せずとも、信用リスク管理を強化し、信用リスクを最小限に抑えることができれば、リスクベース融資を実施したとしても、高い自己資本比率を維持することができると言える。

また、リスクベース融資を提供することは、金融機関の利益率の向上につながることを期待されている。これは、リスクベース融資を実施すれば無担保融資の割合が増加すること、

---

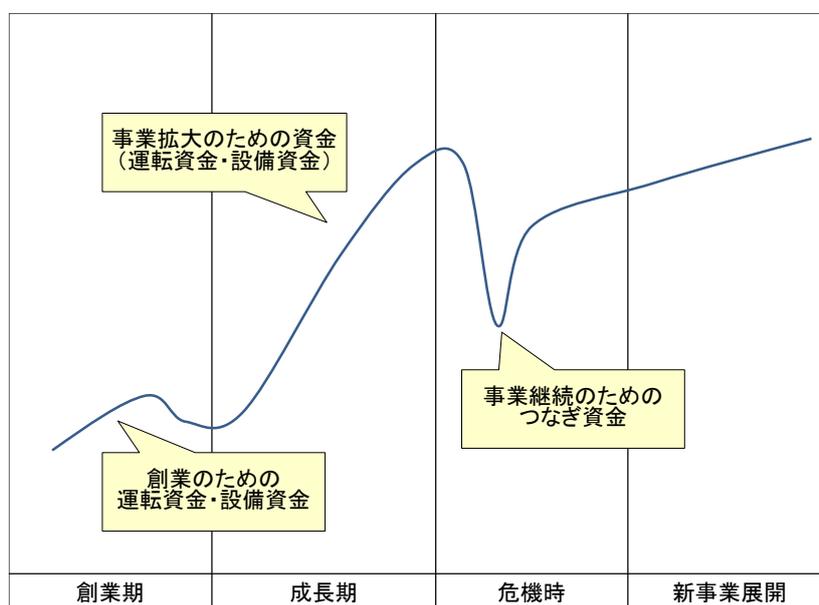
<sup>1</sup> Laguna, B (2013), SBC's Risk-Based SME Lending - Financing Best Practice, Available at: <[http://mddb.apec.org/Documents/2013/SMEWG/SMEWG1/13\\_smewg36\\_016.pdf](http://mddb.apec.org/Documents/2013/SMEWG/SMEWG1/13_smewg36_016.pdf)>

無担保融資の金利は有担保融資の金利よりも一般的には高く設定されることなどが要因として挙げられる。

## (2) リスクベース融資による借り手にとってのメリット

企業には、ライフステージによって、特有のリスクおよび資金ニーズがあるが、そのようなライフステージは、①創業期、②成長・成熟期、③危機時④新事業展開（第二操業）などに分類される<sup>2</sup>。

リスクベース融資を受けることができれば、企業にとっては、ライフステージを通じて事業に必要な資金を確保できるため有益であると言える。



(出典) 中小企業庁「中小企業・小規模事業者のライフステージにおける資金需要・リスクと信用補完制度の意義」をもとに(株)日本経済研究所作成

図 1-1 ライフステージを通じた資金需要

上記のうち、①創業期においては、運転資本と設備投資のための資金が必要になる。企業が、事業の見通しに基づいて金融機関より融資を受けることができれば、創業期を乗り切り、②成長・成熟期に移行することも可能になる。

また、②成長・成熟期においても、企業は運転資金と設備投資の調達を必要としている。この時期には、企業は生産や物流施設を拡大するため、設備投資のための資金を多く必要とすることになる。また、設備投資を行えば、より大きい運転資金が必要となる。そのため、この時期においても、企業にとってリスクベース融資は必須であると言える。同時に、事業

<sup>2</sup> 中小企業庁「中小企業・小規模事業者のライフステージにおける資金需要・リスクと信用補完制度の意義」2016年4月、[http://www.meti.go.jp/committee/chuki/finance\\_wg/pdf/006\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/chuki/finance_wg/pdf/006_04_00.pdf)

履歴が蓄積され、収支バランスが安定してくるため、この時期には、金融機関によるプロパー融資が増加するとともに、複数の金融機関から融資を受けることも一般的になる。

リスクベース融資は、③危機時においても重要である。事業が安定期に入ったとしても、大規模な経済危機が発生したりすると、売上の急減に伴い、キャッシュフローが不足し、債務を計画通りに返済することが困難になる場合もある。そのため、企業がリスクベース融資を受けられる場合、このような危機が去るまでの当分の間、キャッシュフローを安定させ、事業を継続するための資金を確保することが可能になる。

### 1.3 リスクベース融資が成立するための条件

上記のとおり、リスクベース融資は貸し手と借り手の双方にとってメリットがあると考えられる。しかし、リスクベース融資が成功するためには、一定の条件が満たされる必要がある。以下では、貸し手と借り手の双方の視点から、リスクベース融資が成立するための条件を検討する。

#### (1) 金融機関がリスクベース融資を実施するための条件

##### 1) 金融機関が企業のリスクを把握するための情報を入手できること

金融機関がリスクベース融資を実施するための条件としては、金融機関が企業の情報を入手できることが挙げられる。十分な情報が得られない場合、金融機関が企業の信用リスクを評価することができず、また、そのためリスクベース融資を提供することができない。

金融機関が企業の信用リスクを評価する際には、財務情報と非財務情報が必要であり、財務情報には、企業の財務状況（貸借対照表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書）や返済能力、非財務情報としては、事業の見通し、事業内容、経営能力、担保価値、既存の借入金の返済状況などが挙げられる。

#### Box 1：日本において金融機関が審査の際に重視するポイント

- ・ 財務内容：99.0%
- ・ 事業の安定性、成長性：94.1%
- ・ 代表者の経営能力や人間性：76.9%
- ・ 会社や経営者の資産余力：63.8%
- ・ 返済実績・取引振り：59.4%
- ・ 営業力、既存顧客との関係：21.6%
- ・ 経営計画の有無：21.4%

(出典) 平成28年中小企業白書 第2部3章

## 2) 金融機関が企業の信用リスクを分析・把握できること

金融機関は、企業から提供された情報に基づいて、企業の信用リスクを評価し、それに基づいてリスクベース融資を行う。そのため、金融機関がリスクベース融資を実施するための条件としては、金融機関が企業の信用リスクを評価するだけのキャパシティを有していることが挙げられる。

金融機関は、企業の信用リスクを分析するにあたり、企業の財務状況、経営能力や、市場の状況などの情報に基づいて、内部格付やクレジット・スコアリングを行う。そのため、信用リスクを分析・把握するためには、金融機関は、格付システムやクレジット・スコアリング・モデルなどを保有・運用している必要がある。

## 3) 金融機関が信用リスクを許容することができる

前述のように、金融機関がリスクベース融資を提供するためには、企業の情報を入手し、信用リスクを分析・把握する必要がある。ただし、信用リスクを把握できたからといって、信用リスクをあえてとらない金融機関も存在するため、リスクベース融資が成立するための条件の1つとしては、金融機関が信用リスクを許容することが挙げられる。

これは、金融機関が融資先の信用リスクをある程度受け入れ、高い利ざやを確保しようとする姿勢を持つこと、と言い換えることもできる。つまり、金融機関が「ローリスク・ローリターン」の姿勢をとっていれば、これを「ミドルリスク・ミドルリターン」程度には転換する必要があるものと言える。そのような姿勢の転換は、金融機関同士の競争激化によりもたらされる可能性もある。

## (2) 企業がリスクベース融資を受けられるようになるための条件

金融機関がリスクベース融資を行う際の条件とほぼ同様ではあるが、企業がリスク融資を受けられるようになる条件としては、以下が挙げられる。

- 1) 企業が、金融機関が必要とする情報を提供することができる。
- 2) 企業が融資を受けられるだけの信用力を有している（企業の収益性が高い、事業が安定している、業務効率が高い、事業に将来性がある、など）

## 1.4 リスクベース融資を促進するための金融当局の役割

リスクベース融資を促進するためには、金融監督機関の役割も重要であるものと考えられる。

金融監督機関の機能は、金融規制の策定、金融機関の監督など、金融システムの安定性と財務健全性を確保することであり、金融システムの安定性を確保することによって、預金者、保険契約者、投資家の保護を行っている。

一方で、「金融仲介機能の高次化」や「金融システムの円滑化」なども金融監督機関の役割であると言える。このような役割を果たすため、金融監督機関は、金融機関が信用リスク管理を強化したり、リスクベース融資を拡大するよう、ルール作りや指導を行うこともある。日本などのように、金融監督機関の旗振りにより中小企業向けの融資促進が図られる場合もある。

## 2. 日本におけるリスクベース融資

本章では、日本におけるリスクベース融資に関する歴史的背景を説明するとともに、リスクベース融資推進における財務監督機関の機能に焦点をあて、現在の日本におけるリスクベース融資を説明する。

### 2.1 日本における事業融資の歴史的背景

#### (1) 1990 年前半まで

1950 年代半ばから 1970 年代初めにかけて、日本は急速な経済成長を達成し、この時期の GDP 成長率は 10% に達した。この時期、民間企業による設備投資需要は大きく、民間企業は、主に銀行借入により資金調達を行っていた。

このころ、政府による低金利政策により金利が規制されており、リスクを正確に評価した適正な価格付けを行い価格メカニズムによる資金配分という考え方は薄かった。そのため、安全性を確保するために用いられたのが、有担保原則である。そのため、金融機関は、(融資目的、融資条件、融資返済計画が適切かどうかなど) 融資申請の妥当性や、担保保全に力点を置き、担保の質を重視していた。

1980 年代、特に 1980 年代後半には、金利の低下と不動産価格の上昇が発生、金融機関は、不動産価格の上昇にあわせて融資残高を拡大した。結果として、不動産投資に資金が集中し、不動産価格がさらに上昇することとなった。不動産を所有していた企業は、金融機関からさらに融資を受け、事業拡大を図った。

これに対して、政策当局が金融・財政の引き締めにした結果、地価が反落し、バブルが崩壊、多くの金融機関は不良債権問題を抱えることになった。

#### (2) 1990 年代以降

1990 年代初めの景気後退の結果、銀行の不良債権額は大幅に増加した。これに反して、金融機関は債権保全を重視し始め、金融機関はリスクベース融資の提供に消極的になった。

この時期、金融機関も信用リスク管理を強化し、既存の融資のモニタリングを強化した。これに関連して、融資先の財務データを使用して融資先の信用リスクを評価する方法も検討され始めた。

このような状況に対応した政府の取り組みとしては、2002 年に策定された「主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」を目標とした「金融再生プログラム」が挙げられる。

2003 年、日本政府（金融庁）は、「金融再生プログラム」<sup>3</sup>の下、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を打ち出し、中小・地域金融機関の不良債権問題の解決を図り、中小企業金融の再生を行うこととした。

---

<sup>3</sup> 金融庁「金融再生プログラム」<https://www.fsa.go.jp/policy/kinsai/index.html>

この中における「中小企業金融の再生に向けた取り組み」の中で、「取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化」や「早期事業再生に向けた積極的取り組み」を打ち出したほか、「新しい中小企業金融への取り組みの強化」を進めることとした。

「新しい中小企業金融への取り組みの強化」の中では、「事業キャッシュフローを重視し、担保・保証に依存しない融資の促進を図る観点から、ローンレビューの徹底、スコアリング・モデルの活用等の取り組みを金融機関に要請する」とされ、リスクベース融資の重要性が強調された。

同時に、企業の営業力や事業性の的確な評価に基づく融資手法の導入を促すため、2000年以降、信用リスクデータベースの設立が図られることとなった。

### (3) 最近の動向<sup>4</sup>

1990年代初めに発生したバブルの処理が終わり、金融機関全体としては、融資残高は増加傾向にあるものの、超低金利政策が続いていることもあって収益性は低下傾向にある。また、国内の金利水準の低下に伴い、利ざやが低下傾向にある。

特に地域銀行は、地域での人口減少を背景に、貸出規模の減少が予想されており、量的な拡大は困難になってきている。

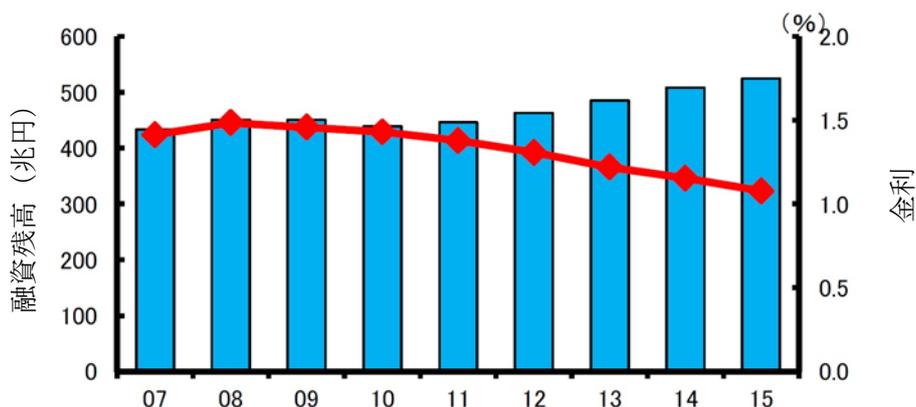
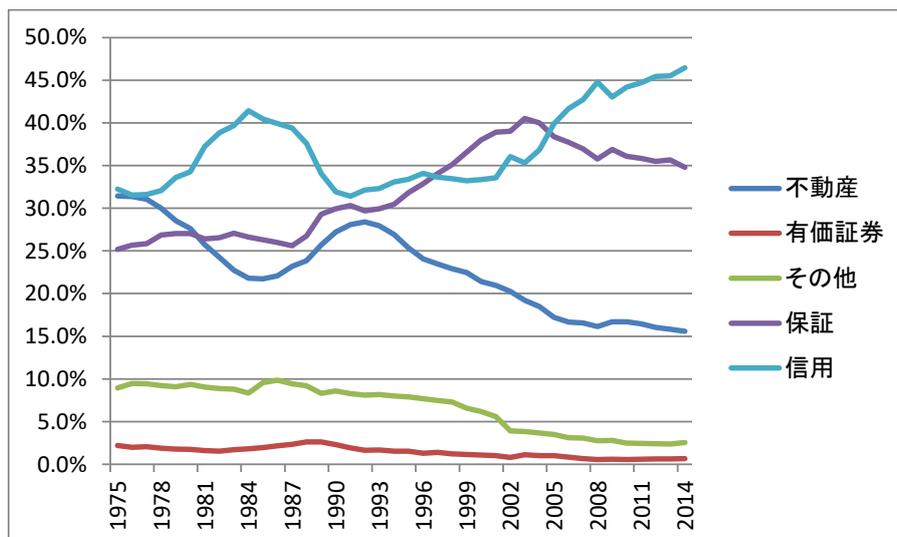


図 2-1 融資残高と金利の動向

## 2.2 日本におけるリスクベース融資の傾向

日本では、1990年代初めに約30%だった無担保融資の割合は、2010年には45%に達するなど、無担保融資の割合が近年高まっている。

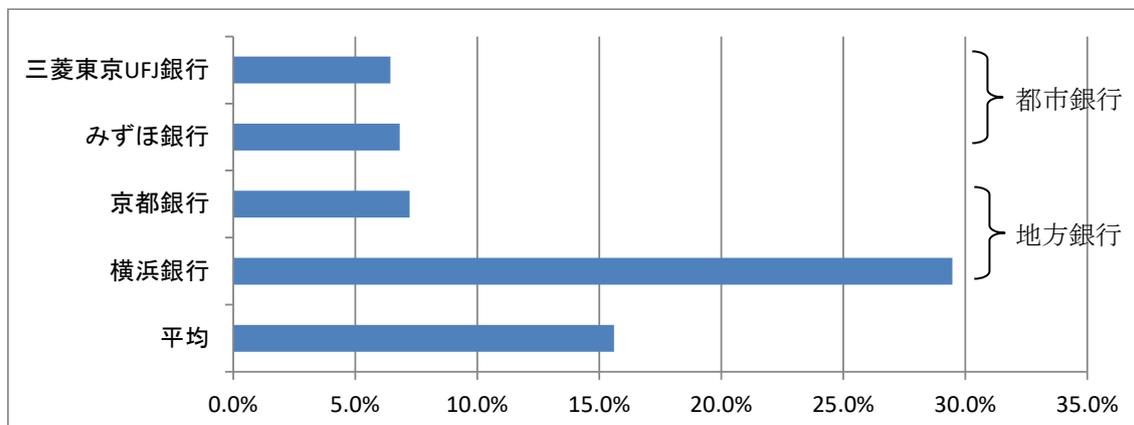
<sup>4</sup> 出所：金融庁「平成27事務年度金融レポート」



(出典) 日本銀行統計 (株) 日本経済研究所作成

図 2-2 日本における有担保・無担保融資の動向

無担保融資の割合は銀行によって異なる。以下の表は、不動産担保融資の割合を示しており、都市銀行がよりリスクベース融資に積極的であることが伺える。



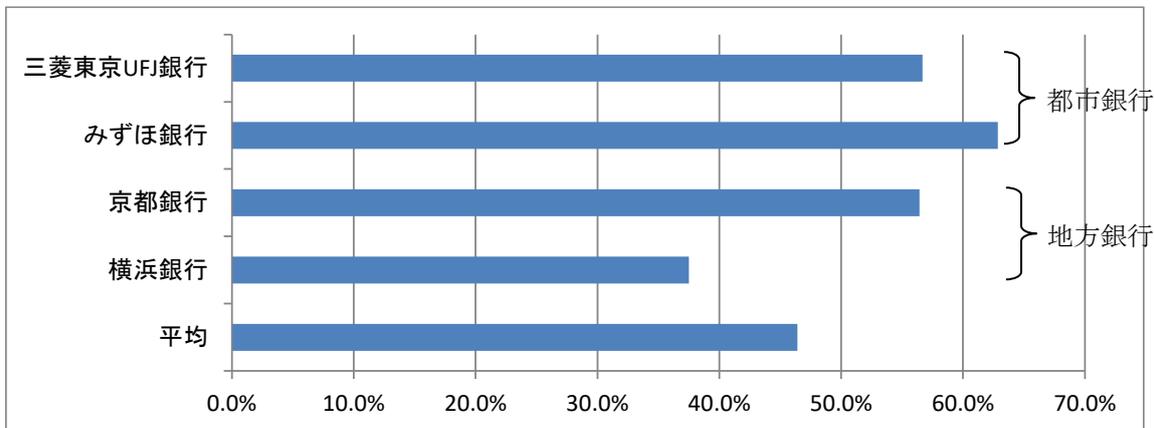
(出典) 日本銀行統計をもとに (株) 日本経済研究所作成

図 2-3 不動産担保融資の割合

上記より、都市銀行では不動産担保による融資の割合が少ないことがわかる。三菱東京UFJ銀行及びみずほ銀行の不動産担保付ローンの割合は、それぞれ6.4%及び6.8%であり、平均(15.6%)を大きく下回っている。

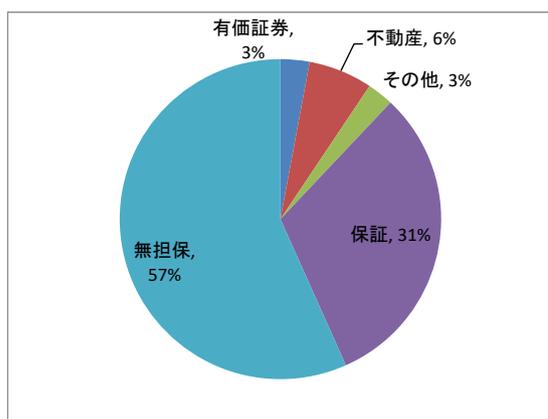
地方銀行の担保付融資の割合は、地域における競争や、銀行の経営方針のためか、銀行によって大きく異なる。例えば、横浜銀行の担保付ローンは25.2%、京都銀行は7.2%となっている。

無担保融資の割合は、上記同様に、都市銀行で高い割合を示す一方、地方銀行での無担保融資は銀行ごとに差が大きくなっている。

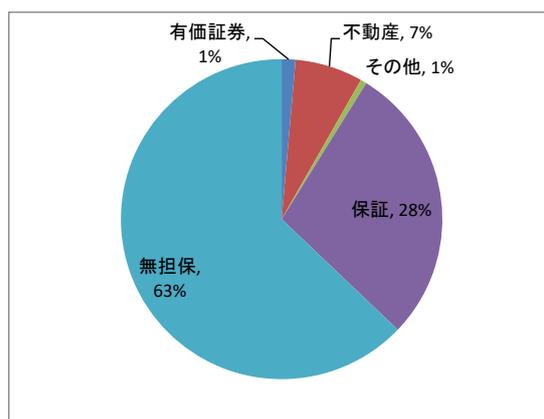


(出典) 日本銀行統計をもとに (株) 日本経済研究所作成

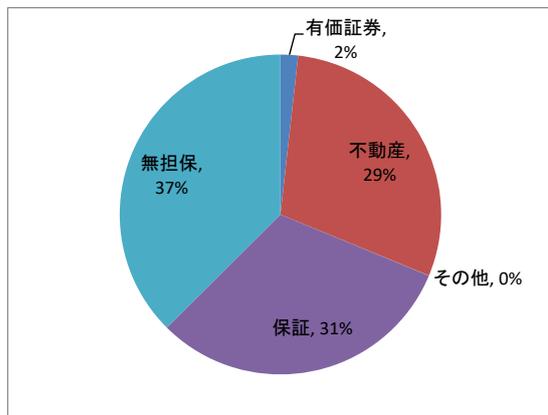
図 2-4 無担保融資の割合



(出典) 三菱東京UFJ銀行ディスクロージャー誌  
図 2-5 貸出金の担保別内訳  
(三菱東京UFJ銀行、2016年)

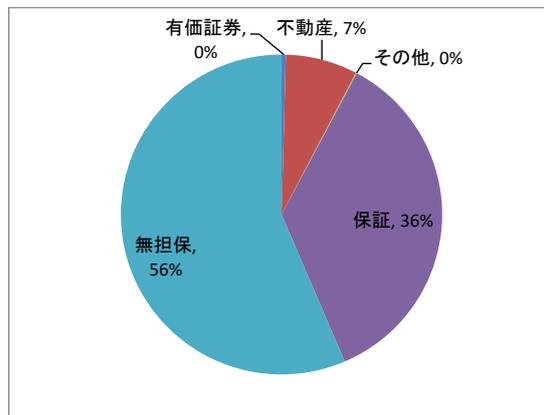


(出典) みずほ銀行ディスクロージャー誌  
図 2-6 貸出金の担保別内訳  
(みずほ銀行、2016年)



(出典) 横浜銀行ディスクロージャー誌

図 2-7 貸出金の担保別内訳  
(横浜銀行、2016 年)



(出典) 京都銀行ディスクロージャー誌

図 2-8 貸出金の担保別内訳  
(京都銀行、2016 年)

## 2.3 金融監督機関による取り組み

日本の金融監督機関である金融庁は、グローバルな競争環境で事業を展開する企業・産業が国際競争力を維持・強化できるようにすること、地域経済圏をベースとした企業・産業が効率性・生産性を向上させられるよう、金融機関（特に地方銀行）に対して、担保・信用保証に過度に依存することなく、融資先の事業性を評価して融資審査を行うようにすることが必要であるとしている。

これにあわせて、金融庁は 2013 年に銀行監督の方向性を大きく転換した。金融庁は、これまで資産査定において、立ち入り検査において、個別の資産査定を中心に金融機関の健全性を評価していたものの、この結果として金融機関の融資は、企業の財務データのほか、担保・保証に過度に依存する傾向が見られた。

そのため、金融庁は資産査定の方針を転換し、より金融機関の判断を尊重することとした。金融機関はこれまでと同様に債権分類を行うものの、金融庁は、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信先についてのみ、選択的に査定を行うこととした<sup>5</sup>。

同時に、金融庁は、金融機関が、取引先企業の事業性に基づいて融資を行うことを奨励し始めた。これに関連して、金融庁は以下のような取り組みを開始した。

### (1) 事業性評価に基づく融資の促進

金融庁は、2014 年 9 月に発行した「金融モニタリング基本方針」<sup>6</sup>において「事業性評価」に基づく融資を促進することとなった。

<sup>5</sup> 金融庁「地域金融機関による担保・保証に依存しない融資による成長資金の供給」  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sports\\_bunka\\_dai1/siryou9.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sports_bunka_dai1/siryou9.pdf)

<sup>6</sup> 金融庁「平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）について」  
<https://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html>

これに基づき、一部の金融機関は、融資先の事業性評価のためのフォーマットを作成した。例えば、日本政策金融公庫による「経営ビジョンシート」には、経営理念のほか、経営の強み・弱み、将来ビジョンを達成するための取り組み事項、事業概要などを記入することになっている。

本ビジョンシートに記載された情報をもとに、金融機関は融資先の事業展望を検討・分析し、融資審査を行う。

## 経営ビジョンシート

事業性評価融資を希望しますので、本ビジョンシートを提出します。

### 1 経営理念【モットー】

【農業経営を行っていくことで何を達成したいのか、また、経営に割いて大切にしている考えは何かについて記入】

- ・ 地域を農業で活性化できる知識と技術を身につけ、納税することができる農業経営者になり、自分と仲間を幸せにする。
- ・ 産地を大事にする消費者とともに産地を拡大し、地域の活性化、消費者の幸せを実現する。

### 2 経営の強み・弱み

【“強み”：自らの経営の「売り」となる要素や、自らの経営から出来ることを記入】

【“弱み”：自らの経営の成功（成程）を阻害する要素や、経営者と比較して劣っている箇所を記入】

項目	強み	弱み
経営規模		
立地		
生産量 (単収)		
品質	J-GAPによる工程管理を実施し、安心・安全な農産物を提供	
(その他)		
仕入		
加工		
販売	契約農家等と連携して外食・中食等へ直接販売	
組織体制	経理担当者など法人内の役割分担を徹底している	
財務		天候不順等により、近年収益が不安定
設備(機械・建物)	施設等はコストを掛けずに整備	
人材労務	新規就農者などの独立支援を実施	
その他( )		

(出典) 日本政策金融公庫「経営ビジョンシート」

図 2-9 日本政策金融公庫による経営ビジョンシート

また、金融庁は、金融機関が、企業の事業性評価に基づいて融資を行うことを促進するため、①金融機関が融資先の事業をどのように評価しているか、②金融機関が事業を適切に評価し、企業の活性化にいかに取り組んでいるかを検証することとしている<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 金融庁「地域金融機関による担保・保証に依存しない融資による成長資金の供給」  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sports\\_bunka\\_dai1/siryou9.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sports_bunka_dai1/siryou9.pdf)

## (2) 「金融仲介機能のベンチマーク」の策定

このほか、金融庁は、金融機関が経営理念や事業戦略に掲げている金融仲介機能を一層高められるようにするためには、自身の取り組みを進捗状況や課題を自己評価できるようにすることが必要として、「金融仲介機能のベンチマーク」を設定した。

設定されているベンチマークには、以下のようなものが含まれる。

- 事業性融資に基づく融資を行っている与信先数・融資額
- 本業支援先のうち、経営改善が見られた先数
- 事業性評価に基づく融資を行っている与信先の融資金利と全融資金利との差
- 創業支援先数

金融庁は、金融機関に上記ベンチマークの達成状況を自主的に情報開示することを奨励している。これにあわせて、地方銀行などは年次報告書の公開にあわせて、上記のベンチマークの達成状況・進捗状況を公開し始めている。

CRD は、上記のような金融庁による取り組みに合わせて、メンバーを支援するツールを提供している。このようなツールの一例としては、CRD により提供されている McSS（中小企業経営診断システムサービス）が挙げられる。

2006 年にリリースされた McSS は、取引先中小企業の決算データを、スコアリングモデル（CRD モデル）で評価し、CRD に集積された約 100 万社の決算データと比較して現状診断を行うものである<sup>8</sup>。

McSS の機能は 2013 年に、取引先の経営計画策定・進捗管理等をサポートするため、シミュレーション機能・管理機能等が強化された。

---

<sup>8</sup> 一般社団法人 CRD 協会「中小企業経営診断システムサービス」<http://www.crd-office.net/CRD/service/mcss/index.html>



図 2-10 McSS によるアウトプットイメージ

McSS を活用して、会員金融機関は、以下のようなサービスを受けることが可能である。

- 信用力の位置づけや、都道府県内順位、全国同業種内順位などの把握
- 財務状況における強みと弱みの分析
- 費用構造、キャッシュフロー、所要運転資金、債務償還年数などの把握

また、2014 年にリリースされた McSS\_Simulation は、会員である金融機関が、対象企業の経営支援計画策定を行う「将来シミュレーション機能」など、より多くの機能を備えている。

McSS\_Simulation には、上記ベンチマークやその他の関連財務指標を計算するなどの機能も備えているほか、上記の「事業性評価に基づく融資」に対応したデータ入力シート、複数の業界の経営陣に対するインタビューシート、事業見通しに基づいた融資審査のオペレーションマニュアルも提供している。

9 一般社団法人 CRD 協会「中小企業経営診断システムサービス」<http://www.crd-office.net/CRD/service/mcss/index.html>

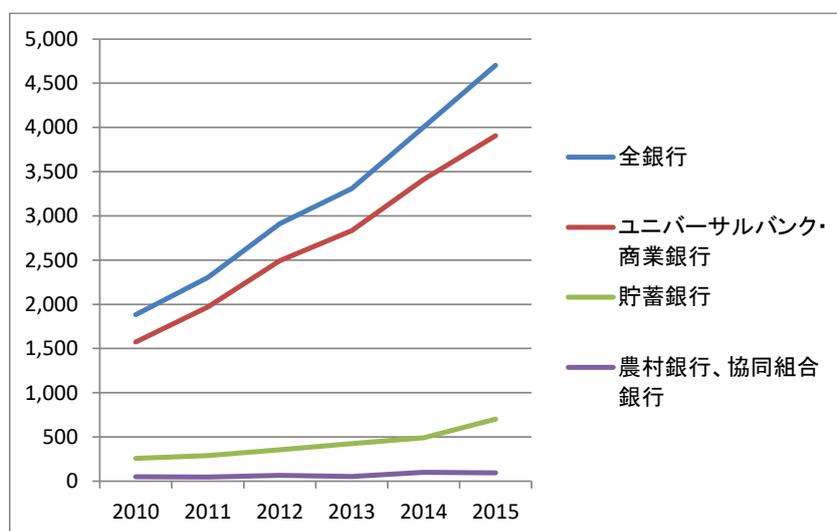
### 3. フィリピンにおけるリスクベース融資

#### 3.1 フィリピンにおけるリスクベース融資の背景

##### (1) フィリピンにおける融資残高の推移

フィリピンにおける融資残高は過去 10 年間で急速に増加しており、1 年あたり、増加率は 15~20%に達している。

しかし、フィリピン国内における融資残高の伸びは、主にユニバーサルバンクと商業銀行によるものである。貯蓄銀行の融資残高は微増にとどまっているほか、農村銀行・協同組合銀行の融資残高はほぼ横ばいである。

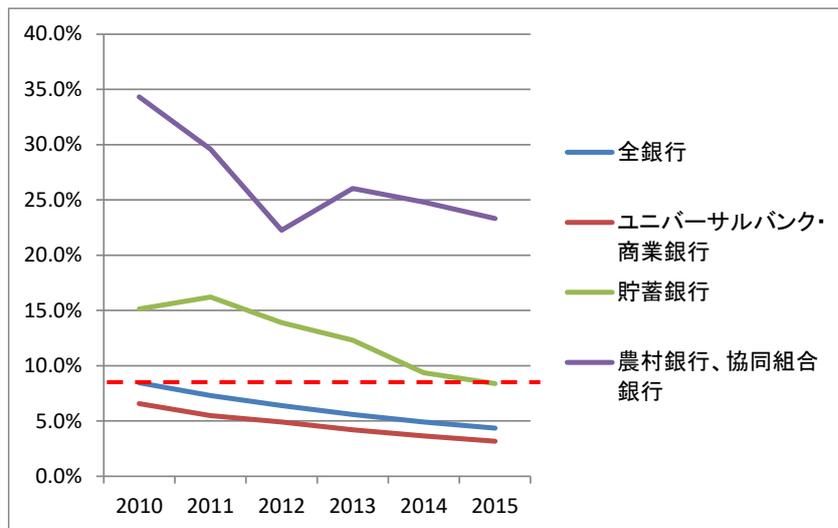


(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics をもとに (株) 日本経済研究所作成

図 3-1 金融機関カテゴリーごとの融資残高の推移

フィリピンでは、2008 年に制定された「零細中小企業マグナカルタ (Magna Carta for Micro, Small and Medium Enterprises)」により、金融機関は、総融資残高の 8%を零細・中小企業向けの融資とすること、そのうち 2%は中小企業向けとすることが義務付けられているものの、ほとんどの金融機関、特にユニバーサルバンク・商業銀行はこれを遵守できていない。ユニバーサルバンク・商業銀行による零細中小企業向け融資は、総融資残高の約 4%にとどまっている。

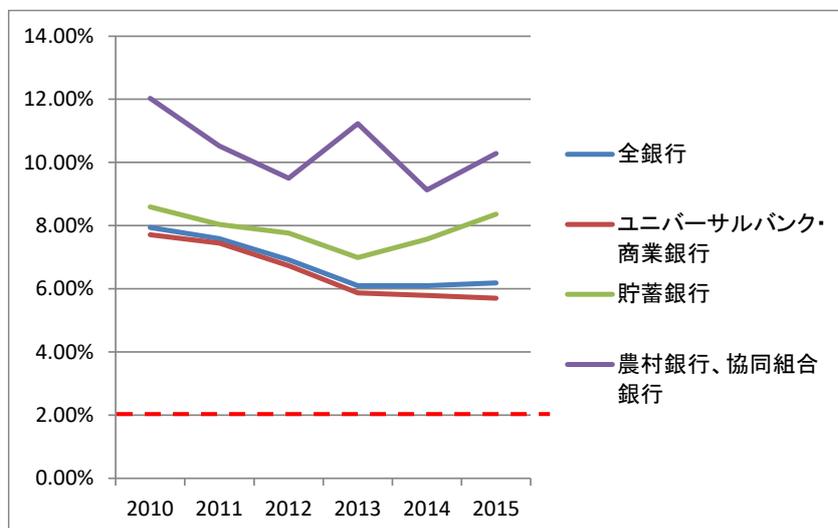
零細中小企業向けの融資の伸び幅は、総融資残高の伸び幅よりも小さいこともあり、零細中小企業向け融資残高の割合は低下傾向にあり、ユニバーサルバンク・商業銀行のみならず、すべてのカテゴリーの金融機関に同じ傾向がみられる。



(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics をもとに (株) 日本経済研究所作成

図 3-2 金融機関カテゴリーごとの零細中小企業向け融資残高割合の推移

また、中小企業向けの融資残高割合は、上記マグナカルタで定められた目標値である 2% を上回っているものの、全般的に低下傾向が見られる。

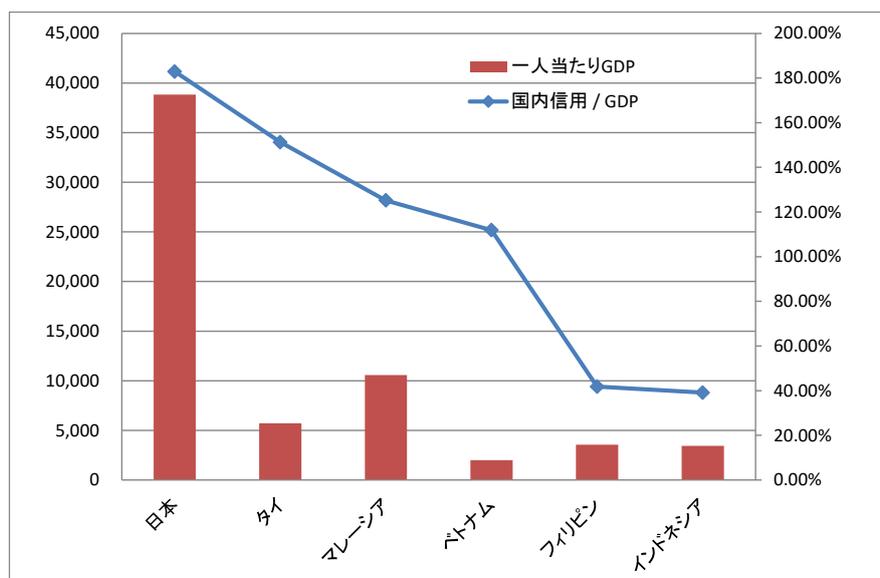


(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics をもとに (株) 日本経済研究所作成

図 3-3 金融機関カテゴリーごとの中小企業向け融資残高割合の推移

フィリピンのリスクベース融資に関する統計情報は入手できないものの、昨今の経済成長にもとない、金額・割合とも増加しているものと予想される。

一般的には、1人当たり国内総生産（GDP）の水準と、GDPに対する国内信用残高の比率（国内信用/GDP）は正比例の関係にある。つまり、フィリピンの1人当たりGDPの増加にともない、国内信用残高がさらに増加することが予想される。たとえば、1人当たりGDPが増加し、国内信用/GDPがマレーシアの水準まで増加すれば、フィリンにおける国内信用残高は、現在の3倍程度まで増加することになるものと予想される。



(出典) 世銀「World Development Indicators」をもとに (株) 日本経済研究所作成

図 3-4 周辺国との国内信用/GDPの比較

同様に、フィリピンにおいては、今後の国内信用残高の増加に伴い、リスクベース融資も増加するものと思われる。

フィリピンでは国内信用残高の増加に伴い、金融機関間の競争激化が見られるが、このため金融機関が融資先から担架を取ることがより困難になっているようである。

そのため、金融機関にとっては、より信用リスクの評価が重要になっていると言える<sup>10</sup>。

## (2) フィリピンにおける中小企業融資拡充に向けた政策

### 1) 零細中小企業マグナカルタ (Magna Carta for Micro, Small and Medium Enterprises)

零細中小企業マグナカルタ (Magna Carta for Micro, Small and Medium Enterprises、マグナカルタ) では、金融機関は、総融資残高の8%以上を零細中小企業向けとすること、2%以上を中小企業向けとすることが定められている。また、金融機関はマグナカルタにより定められた目標に対する達成状況を定期的に中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas、BSP) に報告することが義務付けられており、中央銀行はウェブサイトにて達成度を公表している。上記のと

<sup>10</sup> ただし、銀行によっては、融資先の信用リスクを評価せず、他行に追随して無担保融資を許容するケースもあるようである。

おり、ほとんどのユニバーサルバンク・商業銀行は、大企業への融資ほど、零細中小企業向けの融資を増加させられていないこともあり、上記の目標を達成できていない。

## 2) 零細中小企業開発計画 2011-2016 (The Micro, Small and Medium Enterprise Development Plan 2011-2016、MSMEDP)

零細中小企業開発計画 2011-2016 では、「零細中小企業セクターの国内の総付加価値 (GVA) への貢献度が 40%に達する」という目標と、「零細中小企業セクターの雇用が 200 万人に達する」という目標が定められた。

以下の図のとおり、これらの目標を達成するための戦略の 1 つが「金融へのアクセス (Access to Finance A2F)」であった。



(出典) 零細中小企業開発計画 2011-2016

図 3-5 零細中小企業開発計画の構造

## 3) インフォーマル融資抑制に向けた取り組み

フィリピンにおいて、零細企業は銀行融資を受けられないため、「5-6」と通称される) インフォーマル金融<sup>11</sup>から融資受けることが多い。インフォーマル金融の融資金利は、1 日当たり 20%に達することもあるなど、銀行などのフォーマルな融資に比べて、相当高く設定されている。

また、銀行融資などのフォーマル金融から、インフォーマル金融にシフトする零細企業も増えていることが、本調査における農村銀行・貯蓄銀行からの聞き取り調査でも指摘されている。

零細企業が、フォーマル金融からインフォーマル金融にシフトする理由としては、零細企業は財務諸表や、市長による事業許可、事業主の出生証明書などの融資申請の際に必要な書類を準備できないことが挙げられる。零細企業の事業主が、土地を所有していたとしても、発行された権利証を保有していないことも、フォーマル金融から融資を受けられないことも理由の一つである。

これに反して、フィリピン政府は、ドゥテルテ大統領のイニシアチブの下、インフォーマ

<sup>11</sup> フォーマルな金融機関としては、銀行、融資会社、協同組合、マイクロファイナンス NGO などが挙げられる。インフォーマルな金融機関とは、これらに含まれないものを指す。

ル金融の撲滅に取り組んでいる。

証券取引委員会（SEC）はこのような取り組みの一環として、「SECに法人として登録されていない融資会社または融資投資家が、融資行為を行うことは違法」との勧告を出し、これに違反した場合、PHP10,000～50,000の罰金、または6ヶ月から10年間の懲役が科すこととしている。

#### 4) 変化と進歩のための基金（PONDO SA PAGBABAGO AT PAG-ASENSO、P3）

政府は、「変化と進歩のための基金（PONDO SA PAGBABAGO AT PAG-ASENSO、P3）」と呼ばれる基金を立ち上げ、零細企業が、インフォーマル金融からフォーマル金融へシフトするための取り組みを進めている。

これは、大統領指示に基づき、零細企業が手頃な金利でマイクロファイナンスを受けられるようにするための融資プログラムであり、政府系金融機関である Small Business Corporation（SBC）が、貿易産業省と協力の上、実施している。

### (3) リスクベース融資に関する法規制

フィリピンのリスクベース融資に関する最も重要な規則と規制の1つは、「通達 855 号：健全な信用リスク管理手順に関するガイドライン」であり、これは 2014 年に発行された、金融機関における信用リスク管理のためのガイドラインである。

このガイドラインに基づき、金融機関は「明確な信用供与基準と引受基準を確立する（X178.7）」必要があるほか、「利用可能な範囲で信頼できる監査済み財務諸表、その他の関連文書および情報源を使用する（X178.7c）」することを求められる。

上記の通達に基づいて、金融機関は「信用度と総融資ポートフォリオを管理および監視するための健全かつ適切なリスク管理・測定方法を導入する（X178.13）」必要があり、また、「内部リスク格付システムの開発・活用（X178.13a）」するとともに、「格付システムを効果的に検証するための包括的な方針と手順を確立する（X178.13d）」ことが求められる。また、金融機関は、支払い延滞状況を含む内部信用リスク評価システムに基づいて、「信頼性のある信用分類システムを整備する（X178.17）」必要もある。

上記の規定にも関わらず、「より洗練された貸倒引当手法」を策定できない金融機関は、上記通達の別添 18「貸倒引当金の設定における基本的なガイドライン」に従う必要がある。これは、内部格付などの貸倒引当金計上のための手法を持たない金融機関に適用される代替的な基準であり、主に延滞日数と担保によって債権分類が行われることになる。ただし、この場合、金融機関は、「リスク管理・測定手法」を持つ金融機関に比べて、より保守的に債権分類を行うよう指示されるため、貸倒引当金計上額も大きくなるようである。

通達 855 号の順守度合は、金融機関によって異なる。大規模な金融機関は、同通達に遵守することが可能であるものの、多くの小規模な金融機関にとっては遵守することは必ずしも容易ではない。

大規模な金融機関は、すでに内部格付手法や、クレジット・スコアリング・システムなどのリスク管理手法を構築している。そのような金融機関は、債務者の格付やスコアリングを行い、その結果を融資審査プロセスで活用している。例えば、融資先企業の内部格付結果もしくはスコアリング結果が悪い場合、銀行は融資申請を却下することが一般的である。このほか、金融機関は、融資先の格付および延滞状況に基づいて貸倒引当金の金額を決定する。

小規模金融機関は、リスク管理・測定手法を構築するだけのキャパシティ（人的資源や技術）を有していないこともあり、リスク管理・測定手法を構築していない場合が多く、融資先企業が保有している担保資産や、金融機関との関係性に基づいて、融資を行っているようである。

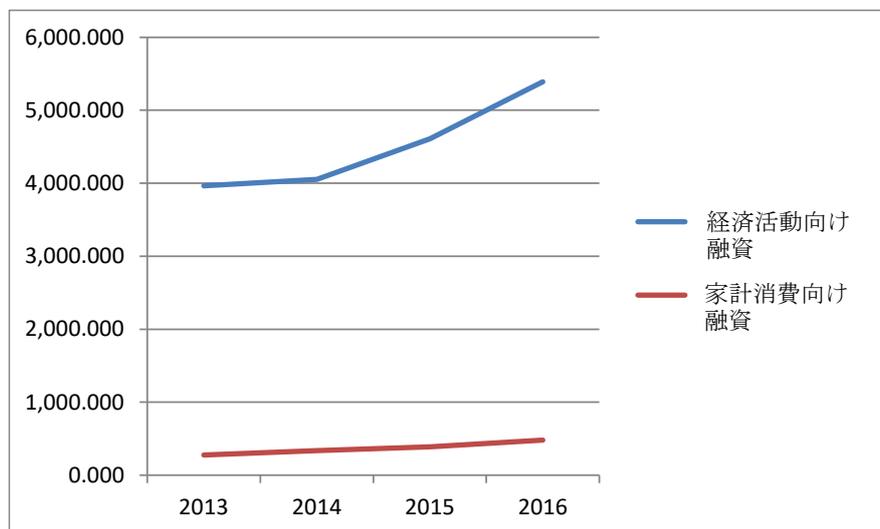
### 3.2 金融機関におけるリスクベース融資

#### (1) ユニバーサルバンク・商業銀行におけるリスクベース融資

##### 1) 融資残高と無担保融資の推移

ユニバーサルバンク・商業銀行のような大規模な金融機関は、融資残高を積極的に増加させており、銀行によっては融資残高の増加率が20～40%に達することもある。

ユニバーサルバンク・商業銀行は、「家計消費」向け融資（消費者融資）ではなく、「経済活動」向け融資（事業融資）に非常に積極的に取り組んでいる。この背景としては、ユニバーサルおよび商業銀行は、傘下に貯蓄銀行や農村銀行などの小規模金融機関を抱えており、そのような小規模金融機関が消費者融資に特化していることも指摘されている。

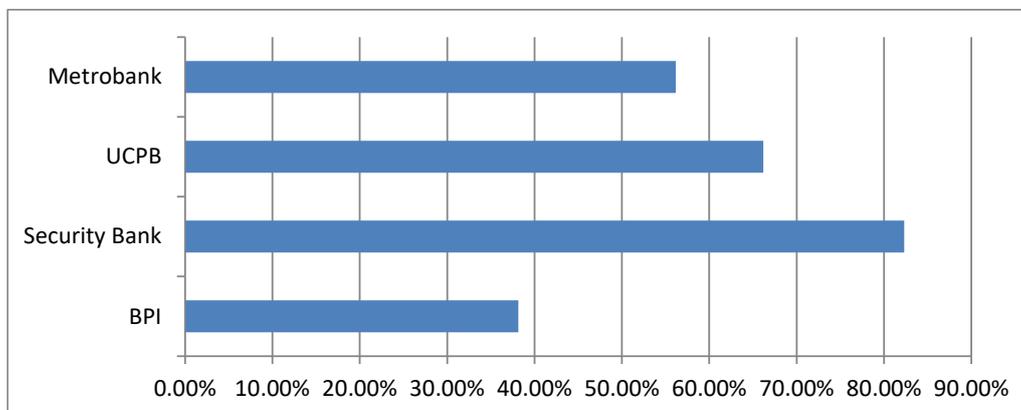


(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics をもとに (株) 日本経済研究所作成

図 3-6 ユニバーサルバンク・商業銀行による目的別融資残高推移

以下の表のとおり、無担保融資の割合は金融機関により異なる。例えば、Bank of the

Philippine Islands (BPI) の無担保融資割合は 2015 年時点で 38.14%である一方、Security Bank の無担保融資割合は 83.20%となっている<sup>12</sup>。



(出典) 各行年次報告書、ディスクロージャー誌をもとに (株) 日本経済研究所作成

図 3-7 フィリピンの金融機関における無担保融資割合

聞き取り調査では、ユニバーサルバンク・商業銀行は、担保によるカバー率は低下傾向にあるとの情報が得られている。これは、融資残高が増加しているにもかかわらず、担保徴求している資産の価値は、融資残高と同程度に増加しておらず、相対的に担保のカバー率が下がっているものであり、以下の図のように表される。

<sup>12</sup> これらの銀行の無担保融資割合は、日本の金融機関の無担保割合平均値 (46.44%) に比べて、相当高い水準にある。ただし、無担保融資の定義はいずれの資料にも記載がなく、日本とフィリピンで無担保融資の基準が同一かどうかは確認できない。

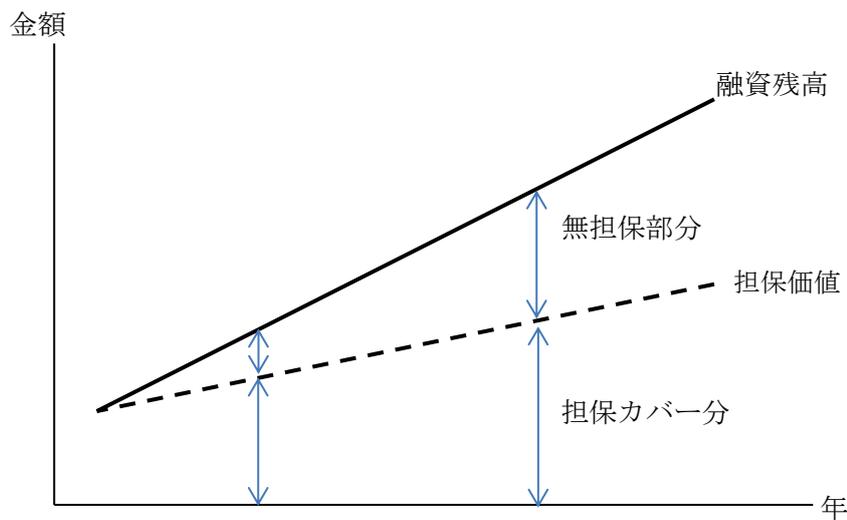


図 3-8 担保カバー割合の相対的な減少

また、金融機関によれば、融資残高が増加していることもあり、他行との競争激化が激化し、担保の徴求が以前よりも困難になっており、担保カバー割合の減少につながっているとのことである。

しかしながら、このような競争の激化は基本的には都市部で発生しているものであり、農村部では同様の競争は発生していないことも指摘されている。

## 2) ユニバーサルバンク・商業銀行における信用リスク評価

聞き取り調査を行ったユニバーサルバンク・商業銀行は、いずれも、内部格付制度またはクレジット・スコアリング・システムを保有しており、融資審査に活用している。そのようなスコアリング・システムは、倒産確率と財務指標を用いた統計分析により構築されたものではなく、経験モデルに基づくものであることが一般的である。また、外部のベンダーからスコアリング・モデルを購入し、自行の融資先の特徴などを反映させて活用している金融機関もある。

融資先の格付やスコアリング結果が低ければ、一般的には、金融機関は、そのような融資先に対しては新規融資を実施しないこととしている。他方、融資先の格付・スコアリング結果が十分に高ければ、金融機関は融資先の財務内容、経営の質、市場状況などを分析するなど、より詳細な融資審査を行う。

融資審査にあたり、金融機関は、財務諸表に記載されていない「実態」を把握することが必要になる。フィリピンにおける融資先の財務諸表には、売上や利益、資産などが過小計上されていることが一般的であるため、金融機関は、融資先の在庫や銀行口座の動きなどを見て、実態の売上高、利益額、資産額を把握する。

ユニバーサルバンク・商業銀行は、一般的には中小企業を主要な顧客としているものの、融資マージンの増加や、他の金融機関との競合を回避するため、農村地域の零細企業向けの融資を拡大しようとするものもある。

### 3) ユニバーサルバンク・商業銀行におけるリスクベース融資の課題

上記のとおり、ユニバーサルバンク・商業銀行の無担保融資の金額は増加しており、担保依存の割合は減少している。また、金融機関は、内部格付制度やクレジット・スコアリング・システムを活用しており、融資先の信用リスクを把握することも可能である。したがって、ユニバーサルバンク・商業銀行は、リスクベース融資に、より積極的であると言える。

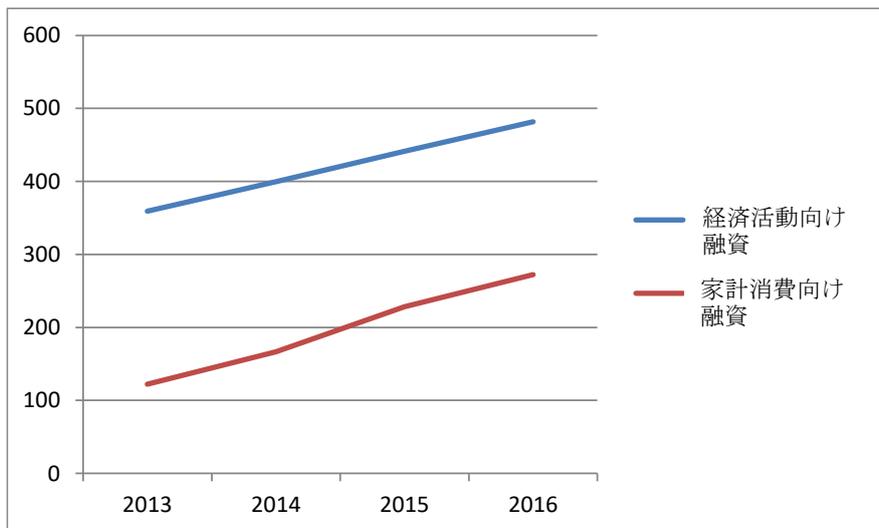
このような金融機関は、リスクベース融資を増加させる際の主要な問題は「融資先の財務諸表の質」であるとしている。融資先の財務諸表（監査済財務諸表を含む）は過小計上されていることが一般的であり、金融機関によれば、提出された財務諸表には実態の売上高、利益、資産の30%程度しか計上されていないとのことである。そのため、金融機関が融資先の信用リスクを把握するためには、実際の売上、利益、資産などをはじめとして、実際の財務状況を把握することが不可欠となる。これらのことから、フィリピンにおける融資審査にかかる手間（取引コスト）は大きいと言える。

このように、提出された監査済財務諸表ではなく、「実態」の財務状態に基づいて融資を行うことにはリスクもある。金融機関の多くは、融資先の実態の財務状況や事業内容を幅広く調査して信用リスクを把握しているものの、他行が融資をすればそれに追随して融資を行い、融資先の信用リスクを詳細に確認していない金融機関も存在する。そのような金融機関は、融資先の実態の財務状況を調べるのに十分なキャパシティを有しておらず、また融資審査のために十分な手間をかけることもない。そのため、景気後退局面に入ると、このような金融機関では、融資審査を詳細に行っていないこともあり、不良債権の割合が急激に増加することが予想される。銀行部門の安定性を確保するためにも、企業の財務諸表の質の改善が求められる。

## **(2) 小規模金融機関（貯蓄銀行、農村銀行、協同組合銀行）におけるリスクベース融資**

### 1) 融資残高と無担保融資の推移

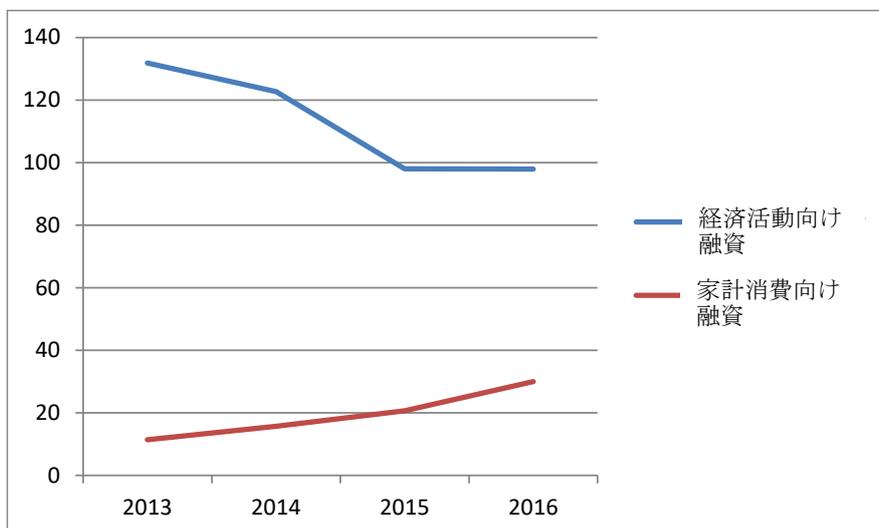
貯蓄銀行の融資残高は年間約10%増加しているものの、ユニバーサルバンクや商業銀行の伸び率（15～20%）よりも低水準にとどまっている。



(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics をもとに (株) 日本経済研究所作成

図 3-9 貯蓄銀行による目的別融資残高推移

また、農村銀行・協同組合銀行では、消費者融資（家計消費向け融資）残高が増加する一方、事業融資（経済活動向け融資）残高は減少している。



Source: Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics (株) 日本経済研究所作成

図 3-10 農村銀行・協同組合銀行による目的別融資残高

多くの農村銀行や協同銀行は、信用リスクをとることなく利子収入を確保できるため、事業融資よりも消費者融資（給与融資など）に偏重している。とはいえ、無担保で事業融資を供与する農村銀行や協同組合銀行も多少存在する<sup>13</sup>。

ただし、農村銀行は多くの場合、大規模金融機関の傘下であり、親会社である大規模銀行が事業融資に注力する一方、農村銀行が消費者融資に取り組むケースも多くみられる。

小規模な金融機関の無担保融資に対する取り組み姿勢は、無担保融資残高を含む財務情報が公開されていないため、明確ではない。聞き取り調査では、小規模な金融機関は信用リスクに対してより保守的な姿勢を取っており、担保ベースで融資を行っていることがわかっており、無担保融資に積極的に取り組んでいる農村銀行であっても、担保のカバー率は約70%と回答しており、ユニバーサルバンク・商業銀行の担保カバー率（20～60%）よりも高い水準であることがわかる。

## 2) 小規模金融機関における信用リスク評価

ほとんどの小規模金融機関では、内部格付システムやスコアリング・モデルは活用されていないものの、コンサルタントを雇用するなどしてスコアリング・モデルを構築し、活用している小規模金融機関も見られる。ただし、そのようなスコアリング・モデルは、統計分析に基づくものではなく、経験に基づいて構築されたもの（経験モデル）である。

リスクベース融資に対する態度は金融機関によって異なる。融資審査においてスコアリング・モデルを活用しているものの無担保融資は許容していない小規模金融機関があったほか、逆にスコアリング・モデルを保有・運用していないものの、無担保融資に積極的に取り組んでいる小規模金融機関もある。このような金融機関は、融資先の零細企業との強い人間関係に基づいてモニタリングを頻繁に行い、信用リスクを最小限に抑えていることが確認された。

## 3) 小規模金融機関におけるリスクベース融資の課題

上記のとおり、聞き取り調査より、小規模な金融機関は無担保融資の供与により慎重な姿勢を取っていることが確認された。この理由としては、小規模な金融機関は、消費者融資をより重視していることが挙げられる。消費者融資の信用リスクは極めて小さいものの、金利マージンを十分に確保することが可能であるため、小規模金融機関が信用リスクをとって、無担保融資を提供するインセンティブが働いていないと言える。

小規模な金融機関が無担保融資に消極的な理由としては、農村部では都市部ほど銀行間の競争が激しくないことが挙げられる。そのような競争がないこともあり、農村部の小規模金融機関は、融資先からの金利引き下げ圧力を受けにくいいため、担保ベースでの融資を供与し続けることになる。

---

<sup>13</sup> そのような農村銀行・協同組合銀行はマイクロファイナンス機関とみなされ、マイクロファイナンス機関のネットワーク団体である「フィリピンマイクロファイナンス評議会」のメンバーとなっている。

他方、小規模な金融機関の中には、事業者向けの無担保融資に積極的に取り組んでいるものもある。このような金融機関の特徴としては、個人事業主や零細企業に対してマイクロファイナンスを提供し、事業融資向け融資を行っていることである。事業者向けにリスクベース融資を提供する小規模金融機関にとってのリスクベース融資の課題は、以下のとおりである。

#### i) 金融規制（通達 855 号など）への準拠

小規模金融機関には、2014 年に出された「通達 855 号：健全な信用リスク管理手順に関するガイドライン」に準拠してリスク管理メカニズム（内部格付やクレジット・スコアリング・システム）を構築できていないものが多い。

そのような小規模金融機関では、融資審査の際に、担保や個人的な関係性を重視することになる。

この理由としては、小規模金融機関では、リスク管理メカニズムを構築するだけの十分な人的資源をもっていないことが挙げられる。また、このような金融機関は、リスク管理メカニズムの構築を行うコンサルタントを雇用したり、ベンダーからシステムを購入するだけの十分な資金を持っていないことも理由として考えられる。

また、通達 855 号と中央銀行からの指示に基づき、リスク管理メカニズムを保有・運用していなければ、銀行が計上する必要がある貸倒引当金の金額は、より大きくなることが指摘されている。そのため、リスク管理メカニズムをもっていない小規模な金融機関は、リスクベース融資を行うことに対して消極的になる。そのため、農村部でリスクベース融資を拡大するためには、CRD 導入による信用リスク管理メカニズムの強化のような、小規模金融機関に対する技術的支援が不可欠であると言える。

#### ii) 融資先零細中小企業による財務諸表と必要書類の作成

小規模金融機関の融資先は一般的には零細企業や個人事業主である。そのような零細企業・個人事業主が融資申請を行う際の主要な課題としては、融資申請書類、特に財務諸表の作成が挙げられる。

零細企業や中小企業は財務諸表の作成を困難に感じていることが多く、簡単な出納簿すら作成していない零細企業・個人事業主も多いようである。

これに反して、金融機関のなかには、融資先に対して財務諸表の作成を支援しているものもある。そのため、そのような融資先に融資を行うための金融機関の取引コストはより大きくなり、結果として金融機関が確保しようとする利ざやも拡大することになる。このような零細企業向けの融資金利は、取引コストを反映して、年利 12～15%程度となるのが一般的である。

零細企業が融資申請の際に提出が困難な書類としては、市長による事業許可証や、事業計画が挙げられる。フォーマルな金融機関から融資を受ける際には、そのような書類の提出が

必須になるため、零細企業がフォーマル金融（銀行融資）から、インフォーマル金融にシフトしていることを指摘する金融機関もある。

### **3.3 まとめ：フィリピンにおけるリスクベース融資の課題**

#### **(1) 融資先中小企業の財務諸表の質**

ユニバーサルバンク・商業銀行は、中小企業を対象としたリスクベース融資に非常に積極的に取り組んでいる。他方、中小企業向けにリスクベース融資を提供する際の主要な課題としては、そのような中小企業の財務諸表の質の問題が挙げられている。中小企業の財務諸表は売上や利益、資産などが過小計上されていることも多く、金融機関が融資審査を行う際の取引コスト・手間が大きくなる傾向にある。

財務諸表の数値が過小計上されている場合、内部格付やスコアリングの結果が低くなってしまい、金融機関は融資を行うことに消極的になり、中小企業は、金融機関からの資金調達の機会を逃すことになる。

そのため、中小企業の財務諸表の質を向上させることは、金融機関・中小企業の双方にとって有益であると言える。このような財務諸表の質の向上を図るためには、税務当局との連携も必要になるものと思われる。

#### **(2) 零細・小企業による融資申請書類の作成**

零細・中小企業は、簡単な出納簿すら作成していないものも多く、財務諸表の作成は容易ではない。また、このような零細企業・中小企業にとっては、市長による事業許可などの公的書類の取得も負担となっている。

インフォーマル融資の金利は非常に高いものの、融資を受けることが容易であるため、零細・中小企業は、フォーマル金融（銀行融資）から、インフォーマル金融にシフトする傾向がある。

そのため、零細・中小企業を、インフォーマル金融から、銀行融資などのフォーマル金融にシフトさせるためには、①事業許可などの公的書類を零細・中小企業が取得するためのプロセスを簡素化すること、②零細・中小企業に対して金融教育を行えるよう、金融機関に対する支援を行うこと、などを検討する必要がある。

#### **(3) 小規模金融機関による金融規制の準拠**

小規模金融機関は担保ベースの融資を行うことが多いものの、リスクベース融資に積極的に取り組もうとする金融機関も存在する。

そのような小規模金融機関にとっての課題としては、金融規制（特に通達 855 号）への準拠が挙げられる。小規模金融機関にとっては、人材面や技術面などのキャパシティ不足から、金融規制（特にリスク管理メカニズムの確立）に準拠することが容易ではない場合も多い。金融規制に準拠してリスク管理メカニズムを構築できない結果、貸倒引当金に対する基準

がより厳しくなり、小規模金融機関が計上する貸倒引当金繰入額が大きくなるなど、金融機関の財務費用が大きくなる。

そのため、小規模金融機関がリスクベース融資に取り組めるようにするためには、小規模金融機関が金融規制に従って、リスク管理メカニズムを構築するための支援が必要となる。

**フィリピン国  
信用リスク情報データベース  
構築に係る情報収集・確認調査**

**CRD 実現可能性に係る  
初期的品質調査報告書**

**CRDビジネスサポート株式会社**



# 目次

I	はじめに .....	2
II	初期的品質調査に至る経緯.....	3
II-1	Credit Risk Database (CRD) について.....	3
II-2	フィリピンへの CRD 導入のアプローチ.....	5
III	品質調査のためのデータ収集について.....	7
IV	品質調査のための分析データセットについて.....	8
IV-1	データセット概要 .....	8
IV-2	財務指標の作成.....	9
IV-3	デフォルト情報.....	11
IV-4	データの分布状況 .....	15
V	分析結果.....	18
V-1	ロジット単回帰分析.....	18
V-2	ロジット重回帰分析.....	21
V-3	スコアリングトライアル .....	33
VI	おわりに .....	35

## 1 はじめに

本稿は「フィリピン国信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査」における「データの初期的品質調査（以下、品質調査）」についてまとめたものである。日本においては貸借対照表及び損益計算書の財務諸表データを中心に収集したデータベースが4つ存在<sup>1</sup>しているが、他の国において、このようなデータベースは存在していない。

国内最大規模の Credit Risk Database (CRD) を例にとると、2001 年の設立以来、貸借対照表から最大 59 項目（最小 26 項目）、損益計算書から最大 26 項目（最小 9 項目）の財務項目及びデフォルト情報を 2000 万超の決算書（法人についての件数）について収集している。これらのデータは、CRD 会員である全国 51 の信用保証協会、政府系・民間金融機関から収集されるが、CRD では、これらのデータを用いて、企業の信用力を評価する統計的なスコアリングモデルを構築し、会員に提供している。

このように数多くの財務諸表項目を大量に収集するデータベースについては、海外からも注目されるようになっており、これまで ADBI や ASEAN 各国の数多くのセミナーにおいて、CRD に関する講演がなされているが、OECD(2017)やサンフランシスコ連邦準備銀行 (Federal Reserve Bank of San Francisco) (2018)なども、ペーパーの中で、CRD の紹介を行い、中小企業金融円滑化の有効な金融インフラとして評価している。

一般的に資金の貸し手である金融機関と借り手である企業、とりわけ中小企業の間には情報の非対称性が存在し、この問題を解消するために、融資に際し、高い金利が設定されたり、担保の提供が不可欠であったりするが、このことが中小企業金融の円滑化の阻害要因となっている。

CRD から構築されたモデルは、財務データを有効に活用することで、この情報の非対称性の問題の解消に役立っている。金融機関や信用保証協会は、CRD モデルを利用することで、企業の信用力を適正に判断し、リスクに応じたプライシングが可能となっている。信用リスクの低い先はより低い金利での融資（より低い保証料率による保

---

<sup>1</sup> 最大規模のものとして一般社団法人 CRD 協会の運営する Credit Risk Database(CRD)、業界団体の運営する CRITS（地銀協データベース）及び SDB（信用金庫データベース）、日本リスク・データ・バンク株式会社の運営する RDB が存在している。このうち RDB は、メガバンク、地域金融機関 22 社の共同出資で 2000 年 4 月に株式会社として設立されたが、CRD についても、1999 年度（平成 11 年度）の第二次補正予算により、「中小企業信用リスクデータ整備事業」が開始し、2001 年 4 月から CRD 運営協議会（後の CRD 協会）を事務局としてスタートした（後述）。

証) が可能となり、信用リスクの高い先についてはリスクに見合った金利を支払うことで融資(保証料を支払うことで保証)が可能となることから、CRDの導入は中小企業金融の円滑化に資することになる。

日本のみならずフィリピンにおいても、中小企業の数が多くを占め、経済を支えているにもかかわらず、資金供給は必ずしもスムーズに行っていない。CRDを導入し、中小企業の信用リスクの適切な評価が可能となれば、課題となっている中小企業への資金供給が拡大し、その後の経済発展に繋げる展望が開けることになる。

そこで、本稿で扱う「データの初期的品質調査」では、フィリピンにおいて、日本と同様に財務データをベースとしたデータベースの導入、スコアリングモデルの構築が可能であるかどうかを実際のフィリピンの財務データを分析することで確認しようとするものである。

## II 初期的品質調査に至る経緯

### II - 1 *Credit Risk Database (CRD)* について

#### ・CRD 構築の背景

以下では、CRD についての説明を行うこととするが、まず CRD が構築された背景から説明することとする。

1980 年代、日本では、右肩上がりの不動産価格を背景に、貸出しに当たっては、担保に過度に依存する融資体制となっていたが、1990 年代にバブルが崩壊し、不動産担保を前提とした融資システムが機能しなくなった。このシステムのもとでは、借り手と貸し手の間の情報の非対称性の問題は解消せずとも、担保を設定することで、信用リスクが回避されていたが、突如として信用リスクを回避するための新たな手法が求められることとなった。当時の日本においては、担保を前提とする融資システムの確立を背景に、金融機関の審査手法の蓄積も損なわれていた。そのような中で、貸し渋りや貸し剥がしといった事態が生じ、とりわけ情報獲得のためのコストパフォーマンスが大企業に比べ低い、中小企業への資金供給が阻害される結果となった。

このような状況に対処するため、財務データから中小企業の信用リスクを効率的、効果的に判断する新たな手法の導入が中小企業庁の主導で進められ、平成 11 年度の第二次補正予算に基づき、信用保証協会、政府系金融機関及び民間金融機関の協力を得て、「中小企業信用リスク情報データベース整備事業」が開始された。

CRD の構築にあたっては、平成 12 年度以降、信用保証協会と 6 政府系・民間金融機関から構成されるリーディング・ユーザー会議を定期的で開催し、CRD 設立を具体化し、2001 年に CRD 運営協議会が設立された。その後、2005 年には法人格を取得し、本格的な運用がスタートすることとなった。特に信用保証協会については、中小企業庁から協力要請が出され、これに応える形で平成 11 年度以降、事業の検討段階から全国 52（合併により現 51）の信用保証協会<sup>2</sup>が参画した。その後、金融機関会員も増え、現在では 174 会員（この他、日本銀行、中小企業庁、金融庁等政府系機関 5 会員）で構成される会員組織となっている。CRD の設立は、政府のイニシアティブで始まり、初期費用としては 13 億円が投じられたが、その後のサービス提供が開始された 2001 年以降は、会員からの会費で運営費用は賄われている。

また、CRD は会員がボランティアに参加している組織であり、データの収集に関しても規制される法律は存在していない。CRD のデータベースは、会員が融資審査、保証審査に用いた匿名の財務諸表（申告書）データで構成されており、質量ともに豊富であるという特徴がある。また、これらのデータは全国の会員から提供されるため、広範な地域を網羅的にカバーするものとなっている。

#### ・ CRD の活用

CRD 会員は、データベースから構築された CRD モデルを用いて、中小企業の信用力を評価しているが、その活用例のいくつかを以下に紹介する。なお、活用を含めた CRD についての説明は、Kuwahara et al.(2016)に詳しい。

ひとつめは金融機関会員の内部格付制度における利用である。金融機関では、内部格付制度を構築し債務者管理を行なっているが、小規模な金融機関では取引先の数も多くなく、自機関のデータベースから財務評価モデルを単独で構築することは困難となる。このような場合に、CRD モデルを財務評価モデルとして用いることで、小規模な金融機関であっても、精度が高く、安定的な内部格付制度を構築することが可能となっている。また、CRD モデルは、自機関の内部格付制度の検証にも用いられている。一般的に、大量のデータから構築されたモデルは安定的に精度を保つことが可能であり、これをベンチマークとして、自機関の評価との違いを継続的に分析し、必要に応じ、適切な対応を行うことで、内部格付制度の経年劣化を回避することが可能となっている。

---

<sup>2</sup> 全国に 47 都道府県の信用保証協会と横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、大阪市の信用保証協会が存在。現在は大阪府と大阪市の信用保証協会が合併し、51 の信用保証協会が存在している。

次に、信用補完制度における CRD モデルの利用について紹介する。中小企業は、金融機関からの融資の際に、信用保証協会からの信用保証を付けることができるが、従来一律で 1.35%となっていた保証料率が、2006 年 4 月以降、中小企業の財務内容（信用リスク）に応じ、9 段階に弾力化されることとなった。この 9 段階の区分決めに CRD モデルの評価が用いられており、融資の際に保証が付されるケースでは、金利とともに保証料についてもリスクに応じたプライシングが適用されている。このことから、リスクの低い先はより低い金利と保証料で、リスクの高い先はリスクに見合った金利と保証料を支払うことで、中小企業の融資機会が拡大している。なお、この CRD モデルを用いた 9 区分については、共通の目線として、信用保証協会と金融機関間の商品設計等においても活用されている。

また、CRD モデルは中小企業の貸出債権の流動化（CLO: Collateralized Loan Obligation）の際にも活用されている。CLO は、個々の貸出債権の信用リスクを一旦プールし、その後、信用リスクに応じたトランシェを形成、各トランシェに対応する証券を発行し、それを投資家に販売するという仕組みである。これにより、金融機関は個々の貸出債権の信用リスクを分散することが可能であり、投資家はリスク・リターンの関係から証券に投資するインセンティブが働くため、中小企業向け融資の拡大に貢献するものである。CRD モデルはこの仕組みの中で、組み込む貸出債権の基準や、プールされた貸出債権の全体としての評価、トランシェの区分けなどに活用されている。また、投資家が適切な判断が可能となるよう、モデルの評価が参考情報として提供されている。

## II-2 フィリピンへの CRD 導入のアプローチ

日本以外の他の国と同様、フィリピンにおいても財務データを中心としたデータベースは存在しておらず、各金融機関が自機関のデータを保有しているのみとなっている。なお、CRD のデータベースとは趣を異にするデータベースとして、フィリピンには CIC が存在している。CIC は、2008 年に Credit Information Systems Act (CISA) に基づき設立された機関であり、主に個人や法人の属性データや過去の取引履歴データ等の信用情報を収集している。

信用情報に係るデータベースといった場合、このような主としてクレジット・ビューローが収集しているような個人や法人の属性データや取引履歴データで構成されるデータベースと CRD とが混同されることがあるが、CRD は匿名で財務諸表データを

収集する統計分析のためのデータベースであり、顕名でリファレンス機能を備えたこれらのデータベースとの機能には大きな違いがある。

CRD は、大量の財務諸表データからデフォルト先の特徴をつかむことで、どのような財務内容の先がデフォルトしやすいかを統計的にモデル化する。企業の評価にあたっては、企業の財務の安定性、収益性、効率性、成長性等といった観点から、現在の企業経営のパフォーマンスを評価することになる。他方、属性データや過去の取引履歴を収集しているデータベースの場合には、基本的にはブラックリストとしてのリファレンス機能がメインとなり、これらのデータから信用力を評価するモデルを構築する場合、個人の過去の行動をモデル化することはできるが、企業経営の内容自体を評価するモデルを構築することは極めて難しい。

フィリピンにおいては、財務省(DOF)、中央銀行(BSP)、DTI、SEC などに対し、これらの違いについて、詳細に数次に亘り説明することで、中小企業の信用力評価を適切に行い、金融の円滑化に資するためには CRD のような財務諸表データを大量に収集したデータベースが必要であるということを理解いただいた。

2016年6月、フィリピンにおける CRD 導入調査に係る TOR が DOF、BSP、DTI、SEC、及びフィリピン大学(UPSS)に承認され、“Minutes of Discussion on the Study for Introduction of Credit Risk Database(CRD) in the Philippines”に DOF と JICA がサインをした。

これを受け、2017年1月に DOF、BSP、DTI、SEC 及びオブザーバー参加の UPSS、JICA チームをメンバーとする第1回ワーキンググループが開かれ、「フィリピン国信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査」が本格的にスタートした。2月には、本初期的品質調査において、フィリピン企業の財務諸表データ、デフォルト関連データ等を提供することに協力する政府系金融機関三行（SBC、LBP、DBP）と BSP、JICA チームが、データ提供に関するミーティングを行い、特に、金融機関側の懸念点であった、匿名化されたデータの提供が BSP の規制に抵触しない点等が確認された。

その後、DOF(Mr. Beltran, Undersecretary)及び JICA から政府系三行に対し、正式な協力要請レターが発出され、各機関ではマンコムの承認のもと、本品質調査へのデータ提供が行われることとなった。なお、データの収集に関しては、各金融機関と個別に機密保持契約書を締結した上で、データの提供がなされている。

### III 品質調査のためのデータ収集について

#### ・匿名化(anonymization)

日本の CRD 会員はデータを送付する際、個別名（企業名あるいは個人事業主名）が分からない形でデータを提供しているが、本品質調査のデータ収集に当たっても、同様な方法をとった。匿名化のためのスクランブルロジックは日本語をベースとして作成されているため、事務局において、英語をベースとしたツールを別途開発し、各行に配布した。

具体的には、このツールを利用すると、債務者番号の暗号化が行われ、3つのキー項目を用いて、債務者を特定化するためのスクランブルコードが作成される。送付側では、債務者番号及び個別名の代わりに、暗号化された債務者番号とスクランブルコードを各データに付してデータを送付する。これにより、受け手側では、何という債務者のデータであるかの判別はできないが、同一債務者のデータを紐づけることができるという仕組みとなっている。

#### ・収集内容

データの収集に関しては、日本の CRD のレイアウトを参考に、事前に収集項目案（wish list）を作成し、これをもとにデータの有無、提供可能性等について各行と打合せを行った。

各行から提供を受けたデータの種類の、①財務諸表データ（Balance sheet, Income statement, Cash flow statement（ある先のみ））、②デフォルト関連データ（財務諸表データに対応する月次データ）、③非財務データ となる。なお、③非財務データについては、各行において収集し、電子化している項目に違いがあることから、提供内容に違いがある。

また、②デフォルト関連データ及び③非財務データについては、本部において電子化がなされているものの、①財務諸表データについては、一部の項目を除き、本部において電子化がなされておらず、紙ベースでの保管となっている場合や、出先のレンディングオフィサーの管理のもと、エクセルファイル（1債務者1ファイルの形式）で保存されている状況にあった。

前者の場合は、データベース構築に最低限必要と考えられる項目について、フィリピンにおいて入力者を手配し、電子化を行いデータベース化した。また、後者については、エクセルをそのまま提供してもらい、エクセルのフォーマットが一定のルールに従っている決算書について、日本において、データ抽出のプログラムを作成し、手入力で補正を加えることで、データベースを作成した。

データは、フィリピンで電子化している場合も、レンディングユニットからエクセルシートを取り寄せる場合も、一定程度の量が確保された段階で順次、日本に提供してもらいデータベースを作成していった。

## IV 品質調査のための分析データセットについて

以下では、本品質調査で用いた分析データセットについて説明する。

### IV-1 データセット概要

各行のデータは、CRD データベースのフォーマットを基準として成形し、各債務者の財務データ、非財務データにデフォルト情報（延滞情報及び債務者区分情報）を決算年ごとに紐づけ統合した。決算年は 2005 年～2016 年のものとなり、デフォルト情報は 2017 年までのものとなる。決算書については、以下に示すような整合性のチェック、データの補正等のクレンジングを行い、最終的に 3440 決算書データ（うち、デフォルト先は 133 件）を分析用データセットとして利用した。

#### ・財務諸表の整合性のチェック

決算書の整合性の観点から、以下に該当するデータを削除している。

- (1) 重複するデータ
- (2) 資産合計が欠損あるいは負債・資本合計が欠損
- (3) 資産項目あるいは負債項目がマイナス値
- (4) 流動資産合計が 0 値
- (5) 資本金がマイナス値
- (6) 貸借対照表あるいは損益計算書のデータがない先
- (7) 売上高が欠損、0 値あるいはマイナス値
- (8) 費用項目がマイナス値 等

また、以下の項目について、会計のロジックに従い、データの補正を行っている。

- (1) 流動資産の内訳項目があるが流動資産合計が欠損となっている場合は、内訳項目を合算し、入力。
- (2) 負債合計が欠損の場合、総資産から資本合計を引いた額を入力。
- (3) 固定負債が欠損の場合、負債合計から流動負債を引いた額を入力。

- (4) 負債資本合計が欠損の場合、資本合計と負債合計の合計値を入力。
- (5) 減価償却費を販管費に振替
- (6) その他流動資産合計が欠損の場合、流動資産合計から現金預金、受取手形、売掛金、棚卸資産合計、有価証券の額を引いた額を入力。等

## IV-2 財務指標の作成

分析データセットの財務項目を組み合わせることで、スコアリングモデルを構築する際の説明変数候補となる財務指標を作成した。作成した財務指標は、以下の通り、財務分析に用いられる基本的な 38 指標を作成した。

### 1. 総合収益性

貸借対照表、損益計算書で企業の経営状態を評価する指標

- ・ v301 "総資本営業利益率" = 営業利益/総資本\*100
- ・ v302 "総資本経常利益率" = 経常利益/総資本\*100
- ・ v303 "総資本当期純利益率 ROA" = 当期利益/総資本\*100
- ・ v304 "自己資本当期純利益率 ROE" = 当期利益/自己資本\*100 (自己資本 > 0)
- ・ v305 "1人あたり営業利益" = 営業利益/期末従業員数【千円】

### 2. 売上高利益

損益計算書の勘定科目で企業の収益性を評価する指標

- ・ v306 "売上高総利益率" = 売上総利益/売上高\*100
- ・ v307 "売上高営業利益率" = 営業利益/売上高\*100
- ・ v308 "売上高経常利益率" = 経常利益/売上高\*100
- ・ v309 "売上高当期純利益率" = 当期純利益/売上高\*100
- ・ v310 "売上高販管費率" = 販売費および一般管理費/売上高\*100
- ・ v311 "売上高対人件費比率" = 人件費(販管費中)/売上高\*100

### 3. 回転率・回転期間

貸借対照表の勘定科目を売上高から見た際に、投下資本の活動を把握・評価する指標

- ・ v312 "総資本回転率" = 売上高/総資本【回】
- ・ v313 "売上債権回転日数" = (受取手形+売掛金)/売上高\*365【日】

- ・ v314 "棚卸資産回転日数" = 棚卸資産合計/売上高\*365【日】
- ・ v315 "有形固定資産回転率" = 売上高/有形固定資産合計【回】
- ・ v316 "買入債務回転日数" = (支払手形+買掛金)/売上高\*365【日】
- ・ v317 "運転資金月商倍率" = ((受取手形+売掛金) + 棚卸資産合計 - (支払手形+買掛金)) / (売上高/12)【月】

#### 4. 短期支払能力

資金調達の源泉と運用を分析することにより短期支払能力を評価する指標

- ・ v318 "流動比率" = 流動資産合計/流動負債合計\*100
- ・ v319 "当座比率" = (現金預金 + 受取手形+売掛金) / 流動負債合計\*100
- ・ v320 "支払準備率" = 現金預金/流動負債合計\*100
- ・ v321 "現預金比率" = 現金預金/売上高\*100

#### 5. 資本の安定性

資金調達の側面から自己資本の安定性を分析する指標

- ・ v322 "自己資本比率" = 資本合計/総資本\*100
- ・ v323 "純資産倍率" // 資本合計/資本金【倍】

#### 6. 調達と運用の適合性

調達資金の負債、自己資本と運用の結果である固定資産とがどの程度適合しているか評価する指標

- ・ v324 "固定長期適合率" = 固定資産合計 / (資本合計+固定負債合計) \*100  
(資本合計+固定負債合計 > 0)
- ・ v325 "固定比率" = 固定資産合計/資本合計\*100 (資本合計 > 0)

#### 7. 借入状況

資金の調達に関連している指標<sup>3</sup>

- ・ v326 "借入金依存度" = (短期借入金 + 社債長期借入金)/総資本\*100
- ・ v327 "デットキャパシティレシオ" = (短期借入金 + 社債長期借入金) / (現金預金 + 有形固定資産合計) \*100
- ・ v328 "預借率" = 現金預金 / (短期借入金 + 社債長期借入金) \*100
- ・ v329 "借入金月商倍率" = (短期借入金 + 社債長期借入金) / (売上高/12)【倍】

---

<sup>3</sup> なお上記 v 326、v327、v328、v329、v331 については欠損状況から長短借入金に変えて負債合計を用いている。

- ・v330 "売上高支払利息割引料率" = 支払利息割引料/売上高\*100

## 8. 債務償還能力

有利子負債に対する利益償還能力を評価する指標

- ・v331 "キャッシュフロー有利子負債比率" = (当期純利益 + 減価償却実施額) / (短期借入金 + 社債長期借入金) \* 100
- ・v332 "インタレストカバレッジレシオ" = (営業利益 + 受取利息・配当金) / (支払利息・割引料) 【倍】
- ・v333 "実質債務償還年数" = (社債・長期借入 + 短期借入金 - 現金預金) / (営業利益 + 減価償却実施額) 【倍】  
(営業利益 + 減価償却実施額) > 0

## 9. 資産の健全性

企業の保有する資産の健全性を評価する指標

- ・v334 "減価償却率" = 減価償却実施額 / (有形固定資産合計 - 土地 + 減価償却実施額) \* 100
- ・v335 "売上高減価償却費率" = 減価償却実施額 / 売上高 \* 100
- ・v336 "流動資産その他流動資産比率" = その他流動資産合計 / 流動資産合計 \* 100

## 10. 成長性

前期と今期の決算書を比較して企業の成長性を評価する指標

- ・v337 "前年比増収率" = ((売上高(当期) / 売上高(前期) - 1) \* 100
- ・v338 "総資本増減率" = ((総資本(当期) / 総資本(前期) - 1) \* 100

## IV-3 デフォルト情報

提供されたデフォルト情報から分析のためのデフォルトフラグを作成した。

### ・延滞フラグ

各行から提供される月次のデータセットを債務者単位で集計<sup>4</sup>し、延滞が発生した年月日、延滞が継続している期間を特定、各債務者の決算年（決算年月）を基準とし、

---

<sup>4</sup> 債務者よりも詳細な区分-のアカウント単位、より詳細な融資実行単位を債務者単位で集計し、他のデータとの紐付けを行った。

決算書に紐付ける1ヶ月以上延滞、2ヶ月以上延滞、3ヶ月以上延滞のデフォルトフラグを作成した。

#### ・債務者区分によるデフォルトフラグ

フィリピン中央銀行（BSP）は、規制の区分として、Pass、Especially Mentioned（EM）、Substandard、Doubtful、Lossの区分を設定<sup>5</sup>しているが、各金融機関はこの区分に対応する債務者区分を設定している。このことから、各行で採用している信用区分にはBSPの規制区分を基準として、対応関係があることから、異なる機関の区分であっても、同じデータベースのデフォルト情報として利用することが可能となる。債務者区分によるデフォルトフラグとしては、いくつかの定義が候補になりうると思われるが、今回の分析においては、Passから信用力が低下したEspecially Mentioned以下をデフォルトフラグとして設定した。

今回の分析においては、データ数が限られていることから、より多くのデフォルト情報を分析に取り入れるため、債務者区分でEspecially Mentioned以下となるか、あるいは1ヶ月以上の延滞先のいずれかに該当する債務者をデフォルト先として分析を行った。なお、債務者によっては複数年の決算書が提供されているが、デフォルトフラグの紐付いた決算書が過去にある場合には、それ以降の決算書については、過去デフォルト先の決算書ということで分析からは除外した。これはデフォルト先の認識をデフォルトしているかどうかというその時点時点の状態ではなく、正常先からデフォルト先への遷移ということで把握しているためである。

#### ・カテゴリーによるデフォルト状況

作成したデフォルトフラグと非財務データを用いて、分析用データセットのカテゴリーによるデフォルト状況を確認した。分析に利用可能であった非財務データは、決算年、会社形態、業種、地域のデータである。なお、これらのデータは欠損を含んでおり、かつ金融機関から提供されたデータは全取引先のデータではないため、このデータセットの傾向がそのままフィリピンの傾向を示していない可能性もある。しかしながら、続く分析において、データセットのデフォルト傾向を把握し、場合によりその傾向を排除するために、ここで整理をしておくこととする。

#### ・決算年

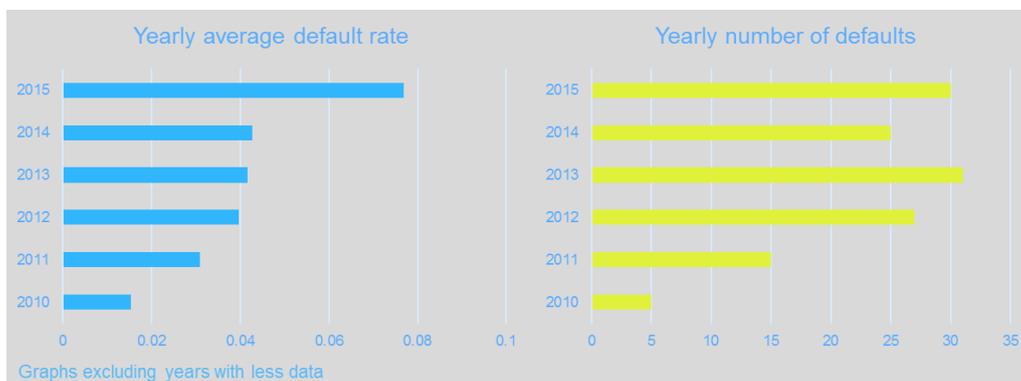
左図は決算年毎のデフォルト率、右図はデフォルト件数となる。これを見ると件数では2013年のデフォルトが最も多く、2015年がそれに続くが、デフォルト率では突

---

<sup>5</sup> Circular No. 855、Bangko Sentral ng Pilipinas

出して 2015 年決算年（デフォルト観測期間は 2016 年）のデフォルト率が高い結果となっている。

図表 1：決算年ごと実績デフォルト率及びデフォルト件数



・会社形態

件数、実績デフォルト率ともに個人事業主が他の会社形態よりも高い結果となっている。

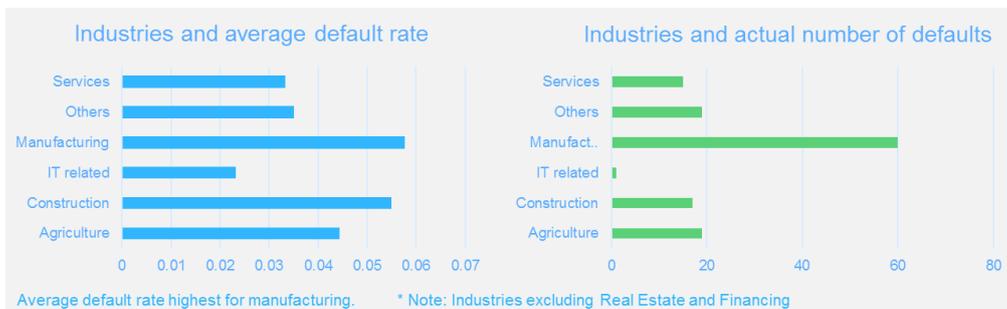
図表 2：会社形態ごと実績デフォルト率及びデフォルト件数



・業種

デフォルト件数では突出して製造業の数が多く、実績デフォルト率も高いが、実績デフォルト率では建設業や農業などもそれに次ぐ水準となっている。

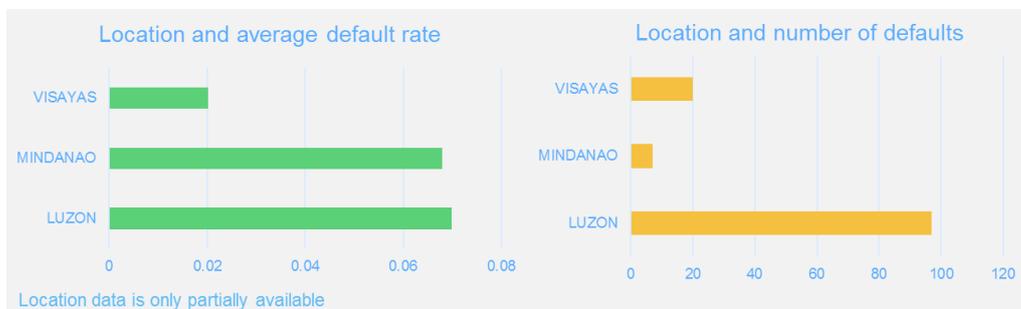
図表 3：業種ごと実績デフォルト率及びデフォルト件数



・地域

デフォルト件数ではルソン島のデフォルトが多く、実績デフォルト率の水準も高いが、実績デフォルト率ではミンダナオ島も高い水準となっている。

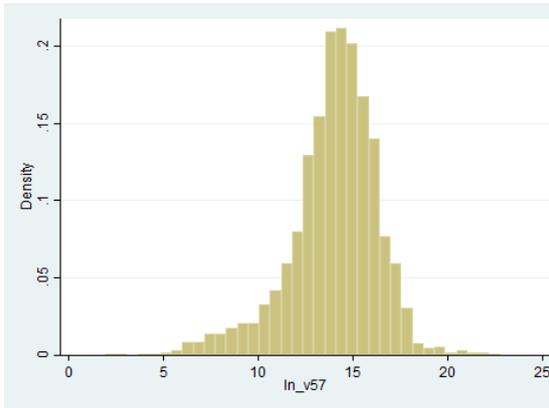
図表 4：地域ごと実績デフォルト率及びデフォルト件数



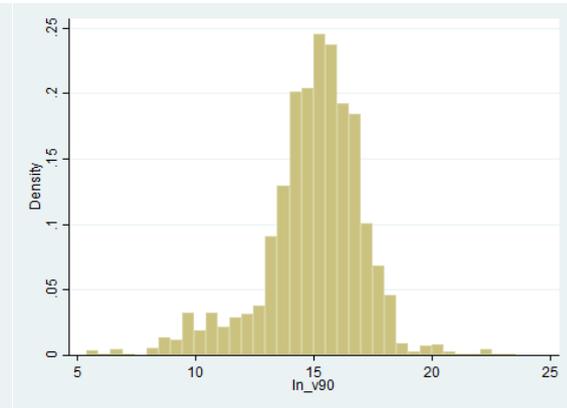
#### IV-4 データの分布状況

分析データセットの財務項目、財務指標について、分布状況を確認した。以下の図表は、v57 流動資産合計、v90 資産合計、v109 負債合計、v110 資本合計、v118 売上高営業収益、v136 経常利益の分布状況である（図表は対数をとってグラフ化している）。

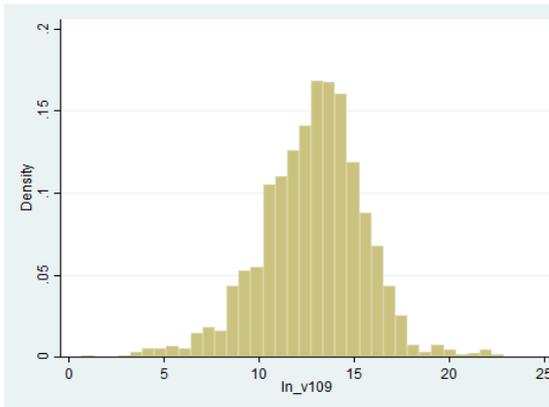
図表 5：分布状況（流動資産合計）



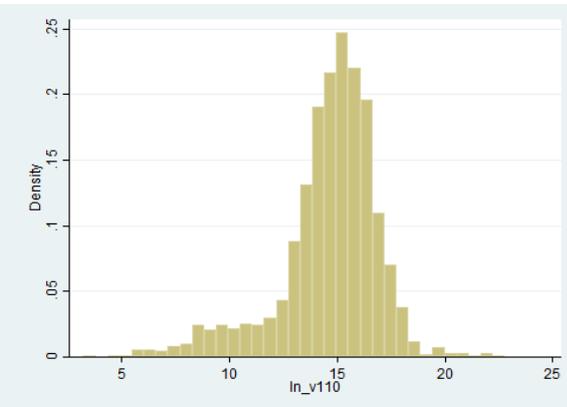
図表 6：分布状況（資産合計）



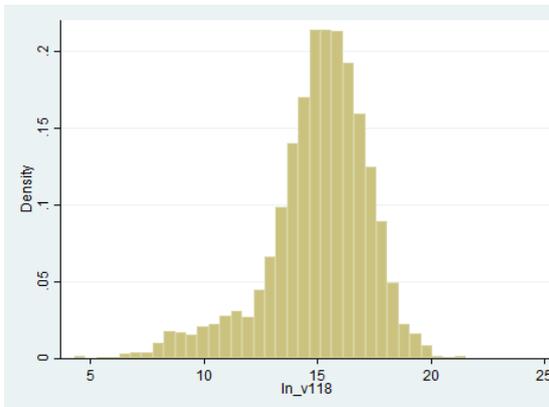
図表 7：分布状況（負債合計）



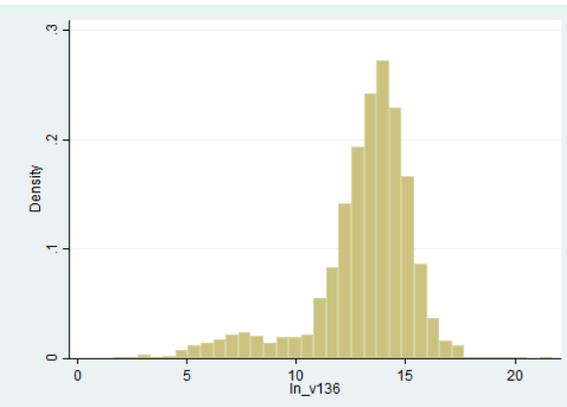
図表 8 分布状況（資本合計）



図表 9：分布状況（売上高営業収益）



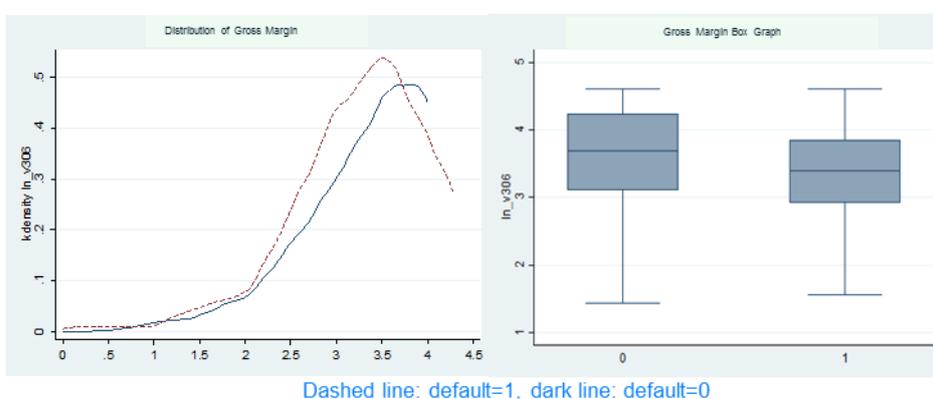
図表 10：分布状況（経常利益）



次に、デフォルト先と非デフォルト先の分布状況の違いを財務項目、財務指標について確認した。以下は、v306 売上高総利益率、v314 棚卸資産回転日数、v90 総資本、v109 負債合計、v110 資本合計についてのデフォルト先、非デフォルト先別の、箱ひげ図、分布関数を描いたものである（図表は対数をとってグラフ化している）。これ以外の財務項目、財務指標については別添資料に掲載している。

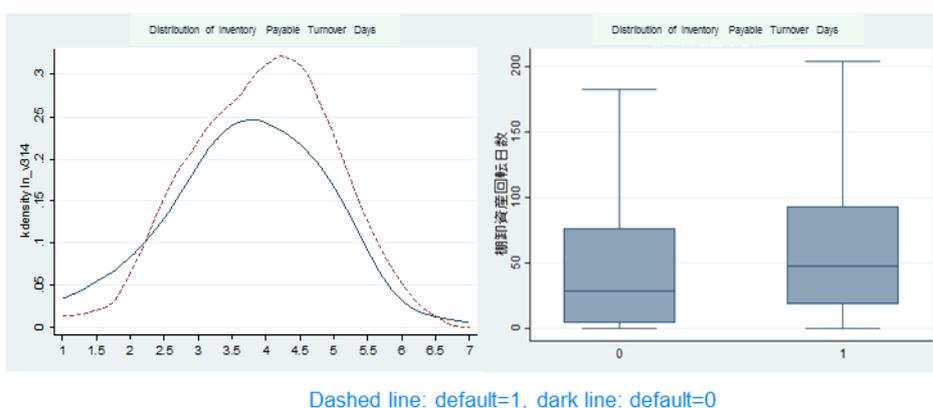
分布関数については、青い線が非デフォルト先の分布、赤い点線がデフォルト先の分布となっている。また、箱ひげ図において、左の0は非デフォルト先、右側の1はデフォルト先を示している。

図表 1 1：分布状況（売上高総利益率）



売上高総利益率については、デフォルト先はより左側の数値の低い方に分布している。右の箱ひげ図でも、25%点、中央値、75%点の全てにおいて、デフォルト先が低い水準となっている。

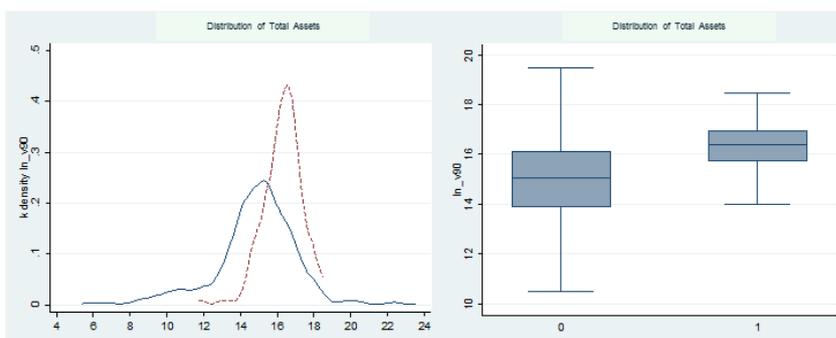
図表 1 2：分布状況（棚卸資産回転日数）



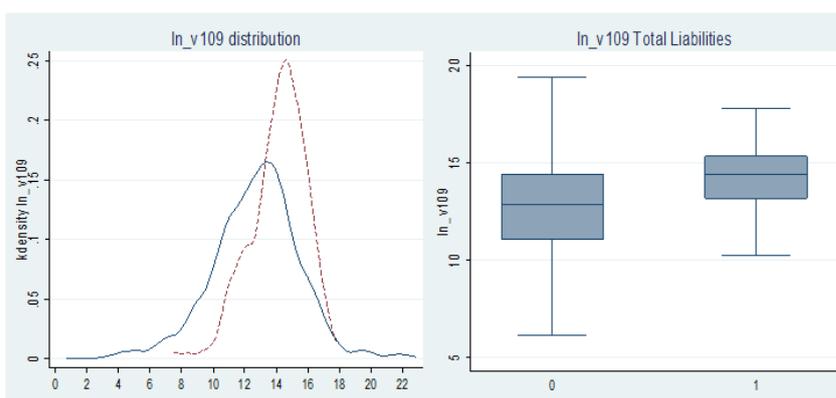
棚卸資産回転日数は、分布関数でも箱ひげ図でも、予想されるようにデフォルト先が日数の高い側に分布する結果となっている。

以下の財務項目についてはいずれもデフォルト先が数値の高い方に分布している。箱ひげ図で見る 25%点、中央値、75%点の全てにおいてそのような結果となっている。なお、デフォルト先は比較的狭い範囲に分布する件数が多く、分散が小さくなっている。

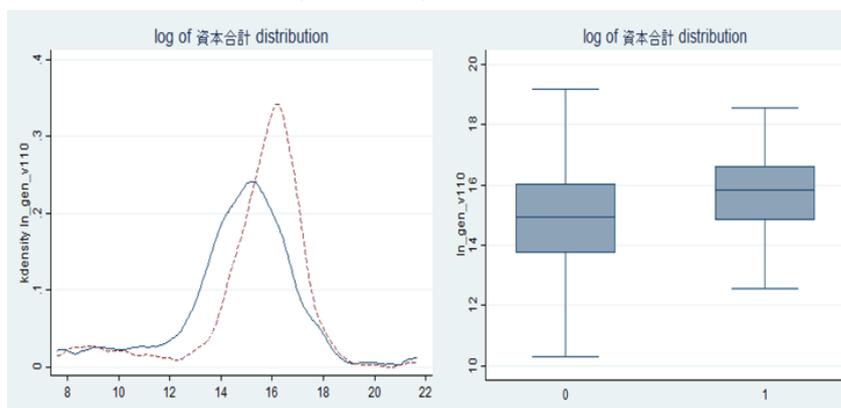
図表 1 3：分布状況（総資本）



図表 1 4：分布状況（負債合計）



図表 1 5：分布状況（資本合計）



Dashed line: default=1, dark line: default=0

## V 分析結果

前章では分析データセットの概要とデータ（デフォルト先、非デフォルト先）の分布状況について確認を行ったが、以下ではロジット単回帰分析によりデフォルト判別に有意な指標を統計的に特定した。その後、これら有意な指標を組み合わせて、ロジット重回帰分析を行った。また、分析データセットに対する CRD モデルのスコアリングトライアルの結果についても以下に示す。

### V-1 ロジット単回帰分析

財務指標が単独でデフォルト判別力を有しているかをロジット単回帰により確認した。以下の式において、デフォルトの場合  $y=1$ 、非デフォルト先の場合  $y=0$  とし、 $\alpha$ 、 $\beta$  の推計を行い、財務指標（説明変数） $x$  の有意性を確認した。

$$y = \frac{1}{1+e^z} \quad (1) \text{ 式}^6$$

$$z = \alpha + \beta \cdot x \quad (2) \text{ 式}$$

$\alpha$  : 定数項  $\beta$  : 係数（パラメータ）  $x$  : 説明変数

ロジット単回帰の結果、デフォルト判別に有意である説明変数は、次項のロジット重回帰における説明変数候補となる。財務項目から作成された 38 個の財務指標と資本合計や総資本といった財務項目について、連続変数及び離散化変数での有意性について確認を行った。

連続変数と離散化変数を比較すると、離散化変数の場合には、比較的簡便に異常値の影響を受け辛くするといったメリット等がある。しかしながら、離散化した区分数や各区分の評価の仕方により違いはあるものの、区切られた区分ごとに評価を行うことで、一般的に連続変数をそのまま用いる（無数の評価を行うこと）よりも、変数の持つ情報量は失われることとなる。連続変数と離散化変数のどちらを用いる方がより望ましいかは、変数の分布状況や、各変数を用いた際のモデルの精度、ユーザーの使い勝手等から判断することとなる。

---

<sup>6</sup>  $e$  は自然対数の底。  $e=2.71828182845\dots$ 。

## V-1-1 連続変数

連続変数として、原数値及び対数化した数値を用いて分析を行った。原数値がマイナス値を含む場合には、そのままでは対数化できないため、neglog変換を行って分析に用いた。

以下は、デフォルト判別に有意であった財務指標である。符号条件にかかわらず、10%以下の有意水準で有意であるもの（ $p$  値 $\leq 10\%$ ）を掲載している。

分析から比較的多くの財務指標がデフォルト判別力を有していることが分かる。また、原数値のままよりも対数変換あるいはneglog変換をすることで財務指標のデフォルト判別力が上昇している。なお、この段階では各財務指標の符号条件に関わらず、掲載しているが、続く、ロジット重回帰における財務指標の組み合わせの中で、検討を加えることとしたい。

図表16：ロジット単回帰において有意である財務指標（連続変数）

指標		原数値		対数変換（neglog変換を含む）	
		係数（ $\beta$ ）	P値	係数（ $\beta$ ）	P値
v305	1人あたり営業利益			0.765	<0.001
v306	売上高総利益率	-0.001	0.096	-1.825	<0.001
v310	売上高販管費率	-0.015	0.001	-0.285	0.001
v313	売上債権回転日数			0.198	0.006
v314	棚卸資産回転日数			0.200	<0.001
v315	有形固定資産回転率	2.E-07	0.088	0.135	0.003
v317	運転資金月商倍率			0.208	0.005
v322	自己資本比率			0.425	0.039
v324	固定長期適合率	-0.006	0.019	-0.132	0.012
v325	固定比率	-0.006	0.003	-0.143	0.004
(v326) v339	借入金依存度			0.126	0.019
(v327) v340	デットキャパシティレシオ			0.119	0.005
(v328) v341	預借率			0.089	0.010
v330	売上高支払利息割引料率			-0.169	0.028
(v331) v343	キャッシュフロー有利子負債比率	-8.E-05	0.097		
v332	インタレストカバレッジレシオ			0.214	0.005
v333	実質債務償還年数			-0.384	<0.001
v335	売上高減価償却費率	-0.070	0.016	-0.196	0.005
v336	流動資産その他流動資産比率			-0.054	0.029

係数（ $\beta$ ）は、上記（2）式における $\beta$ の推計結果、 $p$ 値はその推計結果の $p$ 値。

## V-1-2 離散化変数

離散化変数としては、もっともシンプルにデータセットを等分に分け、ランク付けした。ランクの数は、3ランク、5ランク、10ランクとした。財務指標をランクに分け、離散化することで、より多くの財務指標が有意な結果となった。今回の分析においては、データ数の制約等があり、等分による極めてシンプルな変数変換のみを行ったが、この結果を受け、離散化手法の改善によるモデルの精緻化の可能性を確認した。

図表17：ロジット単回帰において有意である財務指標（離散化変数）

指標	rank3		rank5		rank10		
	係数 ( $\beta$ )	P値	係数 ( $\beta$ )	P値	係数 ( $\beta$ )	P値	
v305	1人あたり営業利益	0.883	<0.001	0.536	<0.001	0.271	<0.001
v306	売上高総利益率	-0.444	<0.001	-0.260	<0.001	-0.114	<0.001
v310	売上高販管費率	-0.362	0.001	-0.212	0.001	-0.108	0.001
v311	売上高対人件費比率	-0.213	0.075	-0.141	0.041	-0.067	0.048
v313	売上債権回転日数	0.462	<0.001	0.334	<0.001	0.161	<0.001
v314	棚卸資産回転日数	0.492	<0.001	0.224	0.001	0.119	<0.001
v315	有形固定資産回転率			0.127	0.048	0.063	0.044
v317	運転資金月商倍率	0.519	<0.001	0.326	<0.001	0.159	<0.001
v318	流動比率			0.119	0.068	0.053	0.096
v319	当座比率			0.109	0.093	0.054	0.092
v321	現預金比率	-0.229	0.037	-0.131	0.038	-0.053	0.091
v322	自己資本比率	-0.196	0.070	-0.136	0.030	-0.062	0.041
v323	純資産倍率	-0.189	0.037	-0.102	0.039	-0.048	0.037
v324	固定長期適合率	-0.296	0.007	-0.180	0.004	-0.087	0.005
v325	固定比率	-0.287	0.009	-0.188	0.003	-0.095	0.002
(v326) v339	借入金依存度	0.213	0.052	0.137	0.030		
(v327) v340	デットキャパシティレシオ	0.283	0.010	0.153	0.016	0.077	0.018
(v329) v342	借入金月商倍率	0.310	0.005	0.130	0.040	0.068	0.035
v330	売上高支払利息割引料率	0.826	<0.001	0.440	0.028	0.187	0.016
v332	インタレストカバレッジレシオ	0.583	<0.001	0.366	<0.001	0.168	<0.001
v333	実質債務償還年数	0.234	0.036				
v338	総資本増減率	0.225	0.036			0.053	0.081

係数 ( $\beta$ ) は、上記 (2) 式における  $\beta$  の推計結果、p 値はその推計結果の p 値。

## V-2 ロジット重回帰分析

### V-2-1 連続変数

次にロジット単回帰分析でデフォルト判別に有意であった財務指標を組み合わせ、ロジット重回帰分析を行なった。組み合わせる説明変数の選択は、ステップワイズ（増減）法<sup>7</sup>によった。有意な説明変数の数が比較的多く存在したため、それらを組み合わせるロジット重回帰分析についても、有意な説明変数の組み合わせがいくつか存在したが、以下ではその中で、精度が高く、比較的バランスのとれた結果について示すこととする。

$$y = \frac{1}{1+e^z} \quad (3) \text{ 式}$$

$$z = \alpha + \beta_1 \cdot x_1 + \beta_2 \cdot x_2 + \dots + \beta_y \cdot x_y \quad (4) \text{ 式}$$

$\alpha$  : 定数項     $\beta_i$  : 係数（パラメータ）     $x_i$  : 説明変数     $i = 1, 2, \dots, y$

デフォルトの場合  $y = 1$ 、非デフォルト先の場合  $y = 0$  としてパラメータの推計を実施した。

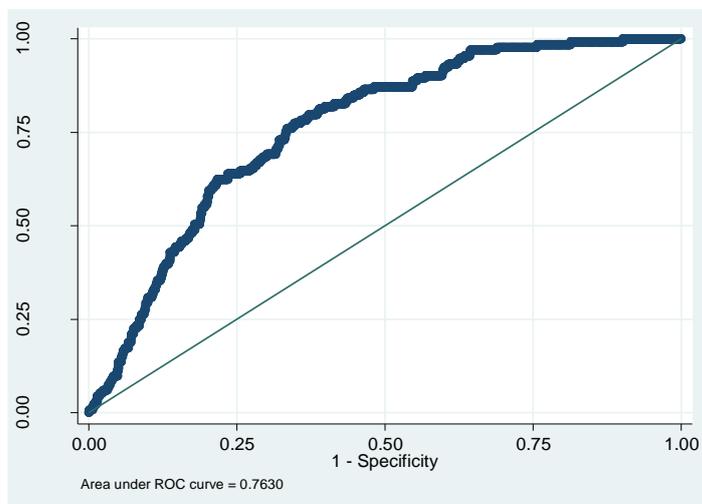
#### (1) パターン Continuous-1

以下のパターン Continuous-1（以下 C-1）は、財務指標のみで構成された推計結果となる。

---

<sup>7</sup> ステップワイズ法は、変数増加法、変数減少法、変数増減法が存在する。いずれも説明変数の組み合わせが最適となるように、有意な説明変数を1つずつ増やしていくか（変数増加法）、逆に、すべての変数から有意でない説明変数を1つずつ取り除いていくか（変数減少法）、あるいは1つずつ説明変数を増やしたり、減らしたりすることを繰り返すことにより（変数増減法）、変数選択を行う方法となる。

図表 18 : パターン Continuous-1



AR=0.526

	説明変数	係数	p 値
ln_v339	① 借入金依存度 II	0.159353	0.011
ngl_v306	② 売上高総利益率	-1.85008	<0.001
ln_v110	③ 資本合計	0.387003	<0.001
ln_v325	④ 固定比率	-0.1119	0.045
ln_v314	⑤ 棚卸資産回転日数	0.113317	0.038
_cons	定数項	-8.83041	<0.001

\*p 値については小数点以下第三位まで表示。小数点以下第三位が 0 の場合は、0.001 未満として記載（以下、同様）。

パターン C-1 は、借入状況を示す「① 借入金依存度 II」、 「② 売上総利益率」、 「③ 資本合計」、調達と運用の適合性を見る「④ 固定比率」、棚卸資産に投下された資本の効率性を示す「⑤ 棚卸資産回転日数」で構成されている。いずれの指標も 5%以下の有意水準で、デフォルト判別に有意となっている。

説明変数全体としての説明力の高さは、Accuracy Ratio (AR)値の高さで把握できるが、パターン C-1 の AR 値は、0.526 となっている。AR 値は、0 から 1 の値をとり客観的な数値で、説明力の高さを表すことができるが、1 に近ければ近いほど、説明力が高いということになる。また、下の図表は ROC 曲線であるが、AR 値と同様にデータセットに対する説明変数全体での精度の高さを示しているが、曲線が北西方向に膨らむほどその精度は高いことになる<sup>8</sup>。

ここで「③ 資本合計」と「④ 固定比率」の説明変数の符号は、日本で想定される符号条件と逆になっている。これらの点について確認をしておきたい。まず、「③ 資

<sup>8</sup> AR 値及び ROC 曲線の説明は、BOX: ROC 曲線と AR 値をご参照のこと。

本合計」についてであるが、今回のデータセットにおいて、債務超過先は、24 件であり、その中でデフォルトしている先は 0 件となっている。日本では中小企業の債務超過先が 3 割以上を占めることと比較すると、本データセットで見ると、フィリピン企業の資本構成の内容はかなり良好であると言える。

また、分析データセットにおいて、資本合計の小さな先は、必ずしも負債合計の大きな先を示しておらず、資本合計の小さな先は、総資本の小さな先となっている。このことから、ここでの資本合計は、経営における資金の調達手段としての観点というよりも、スリムな経営が行われているかどうかといった貸借対照表の大きさ、を示しているものと考えられる。

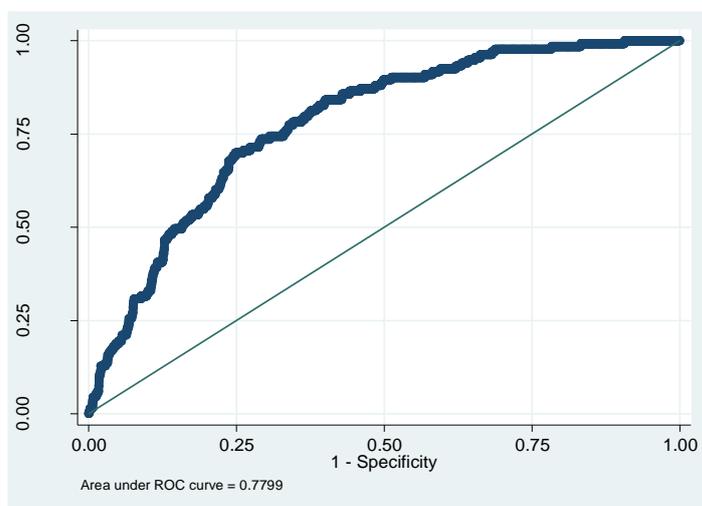
次に、「④ 固定比率」については固定資産合計を資本合計で割ったものであり、一般的には、資本見合いで固定資産が過大となっていないか（過大な設備投資となっていたり、赤字等で自己資本が小さくなっていないか）といった点を評価するため、日本では、この比率は小さい方が良くとされている。

他方、分析からは、この比率が大きい方がデフォルトしにくいという結果となっている。資本の厚いフィリピン企業にとっては、それをベースに将来の収益を獲得するために設備等に積極的な投資が行われ、結果として固定比率が高い企業の方がデフォルトの可能性が低い状況となっていることが予想される。

なお、「④ 固定比率」は固定資産合計÷資本合計で求められるため、この値が低いということは資本合計が大きいか、あるいは固定資産合計が小さいということになる。パターン C-1 の分析結果から、「③ 資本合計」が大きい先はデフォルトしやすいことから、「④ 固定比率」についても規模につられた結果となっていることが懸念されるが、「④ 固定比率」と「③ 資本合計」の相関を確認すると相関係数が-0.12 程度であるため、「④ 固定比率」に関しては、確かに、資本見合いでの固定資産の大きさというものが説明変数として有効に機能しているであろうことが推測される。

(2) パターン Continuous-2

図表 19 : パターン Continuous-2



AR = 0.560

	説明変数	係数	p 値
ln_v339	① 借入金依存度 II	0.14557	0.020
ngl_v306	② 売上高総利益率	-1.92816	<0.001
ln_v110	③ 資本合計	0.389177	<0.001
ln_v325	④ 固定比率	-0.12646	0.024
ln_v314	⑤ 棚卸資産回転日数	0.115155	0.036
year_flag	年フラグ(2015)	1.009261	<0.001
_cons	定数項	-8.91837	<0.001

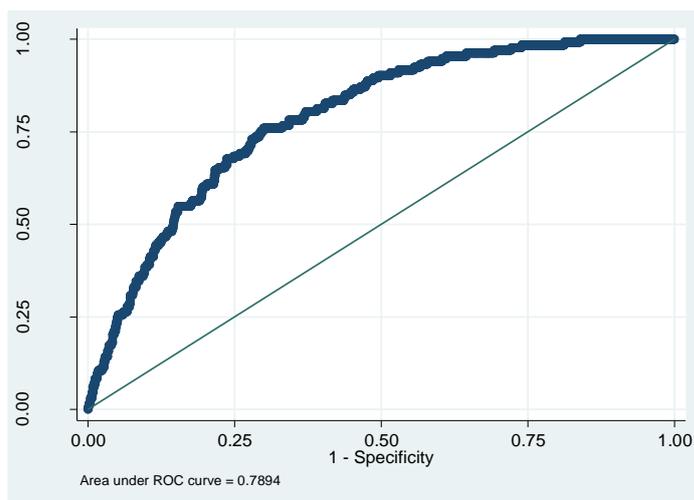
次に属性ごとのデフォルト傾向を反映して、説明変数の組み合わせの精度を高めることを検討する。まず、属性の中でも特に違いが顕著であった年によるデフォルト率の違いを反映することを考える。以下のパターン Continuous-2 (以下、C-2) は、パターン C-1 に 2015 年の年フラグを加味したものである。データセットの中で、データが 2015 年決算書のものであれば 1、他の年のデータであれば 0 とする変数である。この説明変数を加えて推計した場合も、全ての説明変数は 5% 以下の有意水準でデフォルト判別に有意となっている。

全体の組み合わせの説明力を確認すると AR 値は 0.56 となり、C-1 よりも精度が向上することが分かる。

### (3) パターン Continuous-3

さらに、会社形態の違いによる影響を加味するため、データセットの中で個人事業主データであれば1、他の会社形態であれば0とするフラグを作成し、推計に加えた。

図表20：パターン Continuous-3



AR=0.579

	説明変数	係数	p 値
ln_v339	① 借入金依存度 II	0.260613	<0.001
ngl_v306	② 売上高総利益率	-1.37416	0.007
ln_v110	③ 資本合計	0.438505	<0.001
ln_v325	④ 固定比率	-0.13935	0.012
ln_v314	⑤ 棚卸資産回転日数	0.08833	0.114
year_flag	年フラグ(2015)	1.088889	<0.001
btype	会社形態	1.110601	<0.001
_cons	定数項	-10.8916	<0.001

個人事業主であるかどうかを組み合わせに加えることで、「⑤ 棚卸資産回転日数」の p 値が 11%まで低下するものの、他の説明変数は 1%以下の有意水準で有意な結果となっており、全体としての精度は 0.579 まで上昇している。

なお、推計の中ではこれらの組み合わせに、製造業であるか、ないかの説明変数を加えることも試行したが、全体としての AR 値が 0.587 まで上昇するものの、財務指標の組み合わせから「⑤ 棚卸資産回転日数」が外れてしまうため、財務のバランスを考慮して、製造業フラグを含めない推計結果を最終形とした。

今回のデータセットの多くを個人事業主データが占めることを考えると、パターン C-3 の  $AR=0.579$  という数値は、この説明変数の組み合わせが比較的高い水準であることを示している。

## V-2-2 離散化変数

今回のデータセットについては、連続変数のままでも、比較的精度の高い組み合わせが存在しているが、変数を離散化することで、データの分布状況や外れ値の影響を受けづらくすることが可能なため、次に、離散化変数を用いた推計を行うこととする。離散化変数のパターンは、先ほど変数変換のところでも述べたように、説明変数を 3 ランク、5 ランク、10 ランクに分けたものであるが、ロジット単回帰が有意な場合にはランクに関わらず、ほぼすべての変数が有意な結果となっている。

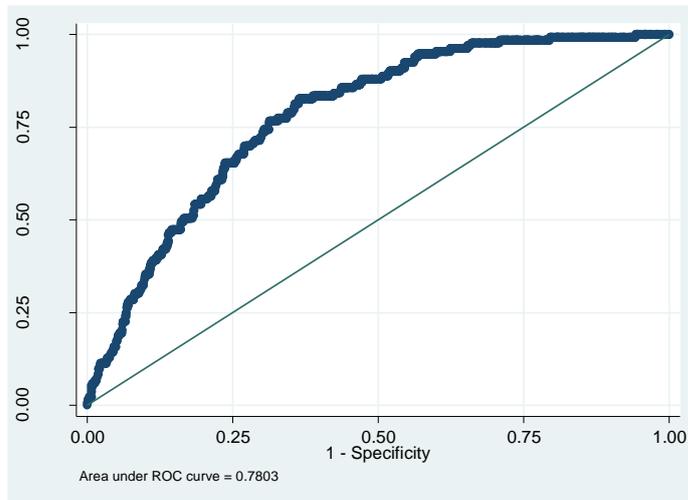
離散化変数の場合にも、連続変数の場合と同様に、推計にあたっては、ロジット単回帰において有意であった変数を用いたが、これら有意な変数の中で、どのランクの変数を用いるかはロジット単回帰における  $p$  値から選択することとした。

### (1) パターン Discrete-1

パターン Discrete-1 (以下、D-1) は財務指標のみの組み合わせの結果となる。連続変数の場合と同様、ロジット単回帰において有意である変数が比較的多く存在したため、これら有意な変数の組み合わせについてもいくつか存在するが、その中で全体としての精度が高く、財務指標のバランスなども考慮して、以下のパターンを示すこととする。

推計の結果はすべての変数が 5% 以下の有意水準で有意であるという結果となっている。これらの変数全体としての精度は、 $AR=0.561$  であり、用いている財務指標の組み合わせは異なるものの、連続変数の財務指標だけの組み合わせパターン C-1 よりも高い水準となっている。

図表 2 1 : パターン Discrete-1



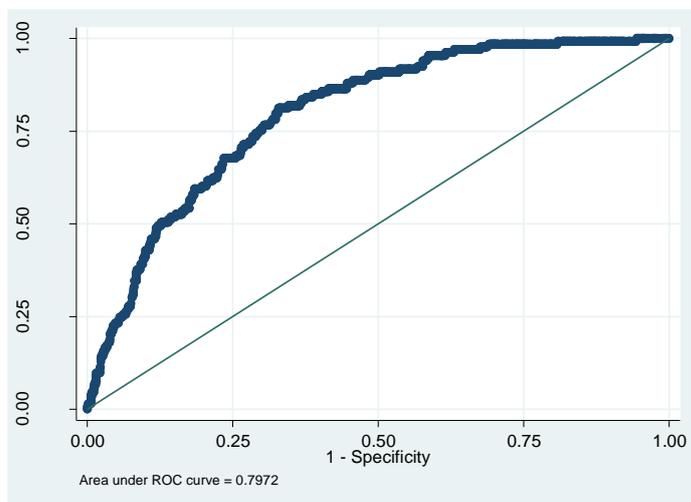
AR=0.561

	説明変数	係数	p 値
v306_r5	① 売上高総利益率	-0.17421	0.012
v330_r3	② 売上高支払利息割引料率	0.412875	0.029
ln_v90_r5	③ 総資本合計	0.661066	<0.001
v317_r5	④ 運転資金月商倍率	0.170389	0.031
v325_r10	⑤ 固定比率	-0.07328	0.048
_cons	定数項	-5.2808	<0.001

(2) パターン Discrete-2

次に、財務指標の組み合わせ、パターン D-1 に 2015 年データの年フラグを加味して推計した結果が以下となる。「② 売上高支払利息割引料」の p 値が 10%まで上昇するものの、その他の変数については 3%以下の有意水準で有意であり、全体としての AR 値も 0.594 まで上昇することとなる。

図表 2 2 : パターン Discrete-2



AR = 0.594

	説明変数	係数	p 値
v306_r5	① 売上高総利益率	-0.18057	0.009
v330_r3	② 売上高支払利息割引料率	0.319988	0.095
ln_v90_r5	③ 総資本合計	0.683924	<0.001
v317_r5	④ 運転資金月商倍率	0.175112	0.027
v325_r10	⑤ 固定比率	-0.08243	0.028
year_flag	年フラグ(2015)	1.039867	<0.001
_cons	定数項	-5.34017	<0.001

(3) パターン Discrete-3 :

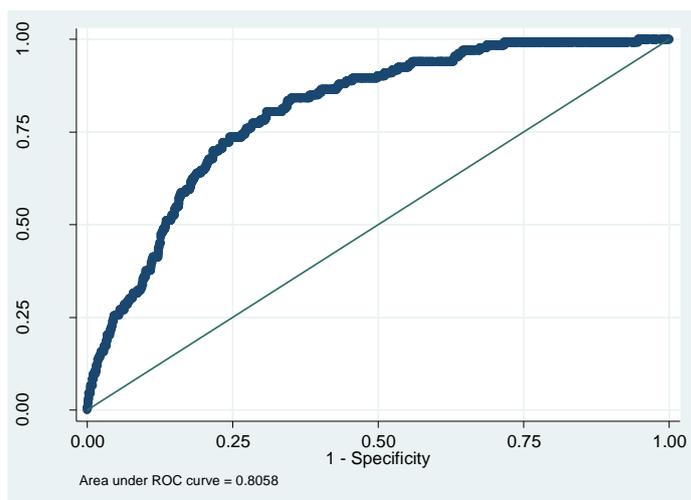
離散化変数の組み合わせの場合には、大きな大差はないが、個人事業主であるかどうかよりも、データが製造業であるかどうかというフラグを組み合わせたほうが個々の説明変数の説明力も高く、全体としての AR 値も高い結果となったので、製造業フラグを加えることとした。

「② 売上高支払利息割引料率」の p 値は 6% であり、その他の変数は 5% 以下の有意水準で有意な結果となった。AR 値は、0.612 と 0.6 を超える水準となった。今回のデータセットの大半が個人事業主のデータであることを考えると、この AR 値の値は十分高い水準であると言える。

なお、CRD の個人事業主のモデルは青色申告書をベースとしている違いがあるが、この AR 値と比較しても、水準については、まったく遜色ない結果となっている。今

回のデータセットは、クレンジング後決算書 3500 件弱、デフォルトデータ 133 件による結果のため、データセットにスペシフィックな結果である可能性はあり、また説明変数として用いる財務指標の数も限られているが、今後さらなるデータの蓄積により、十分安定的で、より使い勝手の良いモデル構築が可能となるであろうことが確認された。

図表 2 3 : パターン Discrete- 3



AR=0.612

	説明変数	係数	p 値
v306_r5	① 売上高総利益率	-0.16927	0.018
v330_r3	② 売上高支払利息割引料率	0.367458	0.058
ln_v90_r5	③ 総資本合計	0.706388	<0.001
v317_r5	④ 運転資金月商倍率	0.159835	0.047
v325_r10	⑤ 固定比率	-0.0871	0.023
year_flag	年フラグ(2015)	1.088755	<0.001
manu_dum	製造業	0.709846	<0.001
_cons	定数項	-5.7185	<0.001

なお、パターン D-3 に個人事業主のフラグを加えると AR 値は 0.624 まで上昇する。「① 売上高総利益率」の p 値が 11%、「④ 運転資金月商倍率」の p 値が 7%となるため、財務指標を優先しパターン D-3 を最終形としたが、参考までに以下に推計結果をお示しする。

図表 2 4 :

	説明変数	係数	p 値
<b>v306_r5</b>	① 売上高総利益率	-0.11916	0.114
<b>v330_r3</b>	② 売上高支払利息割引料率	0.437515	0.026
<b>ln_v90_r5</b>	③ 総資本合計	0.752659	<0.001
<b>v317_r5</b>	④ 運転資金月商倍率	0.146914	0.073
<b>v325_r10</b>	⑤ 固定比率	-0.09516	0.017
<b>year_flag</b>	年フラグ(2015)	1.146475	<0.001
<b>manu_dum</b>	製造業	0.604552	0.001
<b>btype</b>	会社形態	0.747402	0.004
<b>_cons</b>	定数項	-6.53712	<0.001

## BOX: ROC 曲線と AR 値

### ・ ROC 曲線

ROC 曲線は、スコアリングモデル等のデフォルト判別力（精度）を表す曲線であり、モデルのデフォルト判別力（精度）が高いほど左上方に膨らんだ形となる。

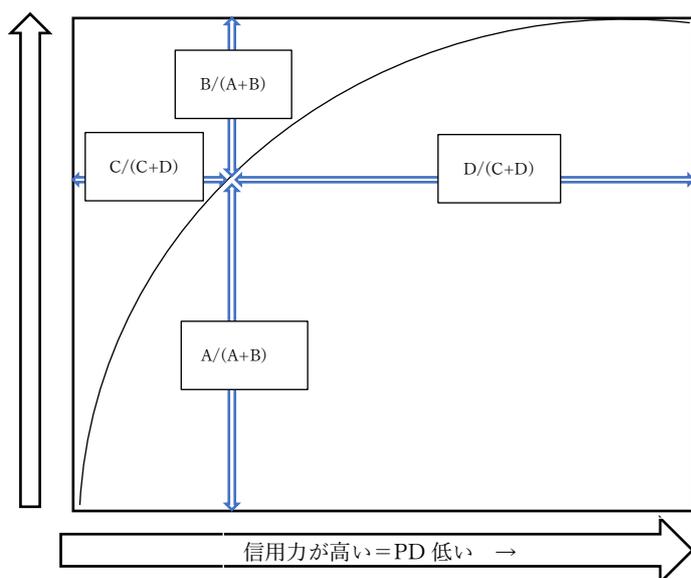
スコアリングモデルの評価について、一定の閾値（カットオフ値）を設定し、ある値（閾値）以上だとデフォルト、それ未満であれば非デフォルト先（非 DF 先）と予測する。この予測と実績とを比較することで、下右図のような配置表を作成する。例えば、PD=5%以上をデフォルト先（DF 先）と予測し、PD=5%以上の先が実際にデフォルトすれば A に、デフォルトしなければ C に分類する。同様に、PD=5%未満であり非デフォルト先と予測された先が実際に非デフォルト先であれば D に、デフォルトすれば B に分類する。

下図において、各カットオフポイント（デフォルト先と非デフォルト先を区分する PD の値）に応じ、横軸は実際に非デフォルト先であった債務者（C+D）のうち、デフォルトと予想されていた債務者の割合（ $=C/(C+D)$ ）を示し、縦軸は実際にデフォルト先であった債務者（A+B）のうち、デフォルト先と予想されていた債務者の割合（ $=A/(A+B)$ ）示している。ROC 曲線は、このカットオフポイントを移動させた場合の軌跡となる（横軸に、誤判別率（ $=C/(C+D)$ ）、縦軸に判別成功率（ $=A/(A+B)$ ）をプロット）。

そこで、モデルの予想が正しければ、ROC 曲線は左上方に膨らむ結果となる。

予測の正しかったDF先数

全DF先数



【配置表】

		実績	
		DF 先	非 DF
予測	DF 先	A <sup>1</sup>	C <sup>2</sup>
	非 DF 先	B <sup>2</sup>	D <sup>1</sup>

<sup>1</sup> 判別が正しい債務者数

<sup>2</sup> 判別が誤りの債務者数

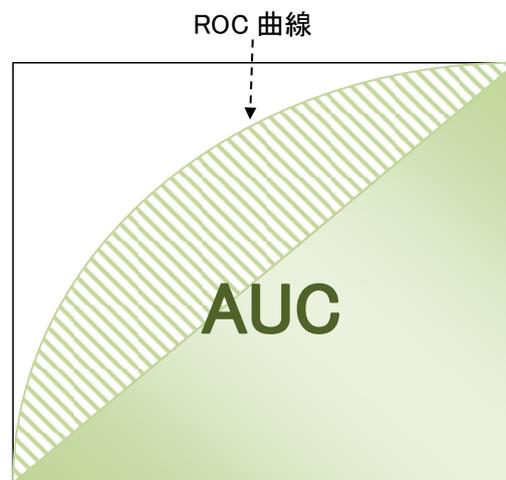
予測が誤りであった非DF先数

全非DF先数

・AR 値

AR 値は、信用リスクが高い債務者と予想された順番で、実際にデフォルトが生じているかどうかという、モデルの「予測順位の妥当性」を評価する指標である。AR 値はゼロから1までの値をとり、「1」に近ければ近いほど、モデルの順位性に関する予測精度が高いと判断する。

AR 値は、ROC 曲線の下面積 AUC (Area Under Curve) から、以下のように求められる<sup>9</sup>。



$$AR=2 \times (AUC-0.5)$$

この式は、AR 値が上図の緑斜線部分を2倍した値となることを表している。ROC 曲線が左上方にあるほど、AR 値は高く、モデルの精度が高くなるが、モデルが何の判断もできず、アドホックな予想と変わらない場合には緑の斜線の面積は0、完全な予測が可能な場合には0.5となる。これに従い、AR 値はモデルが何の判別もしない場合のAR=0から完全な予測をするAR=1までの値をとる。

<sup>9</sup> AR 等モデルの評価については、山下智他 (2003)、Basel Committee (2005)に詳しい。

### V-3 スコアリングトライアル

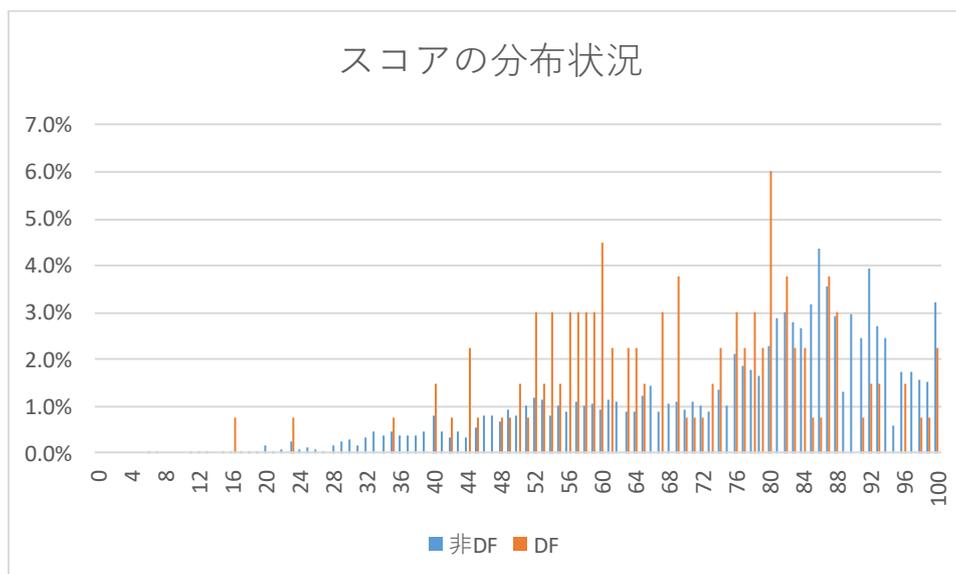
次に CRD のスコアリングモデルを用いて、データセットに対するスコアリングトライアルを実施した。CRD モデルは、設立以来、最初のモデル（モデル1）とその次のモデル（モデル2）については、法人と個人事業主について、用いる説明変数が異なる等の違いはあったが、基本的には同じモデルの枠組みで、同様な構造のモデルとなっていた。しかしながら、その後は法人、個人事業主モデルのそれぞれの精度を向上させるため、モデルの分化を行った。

今回のデータセットは大半が個人事業主のデータとなっており、個人事業主のデータから構築されたモデルの方がフィットがよい可能性も想定されるが、CRD の個人事業主のデータは申告書をベースとしたデータとなっており、他方、データセットのデータは法人決算書と同様なフォーマットとなっているため、スコアリングトライアルにおいては法人モデルを用いることとする。

データセットを CRD のスコアリング用のデータセットに変換し、スコアリングを行った。データセットに対する CRD モデルの精度は、AR 値=0.248 であり、前項のロジット重回帰の結果と比較して、低い水準となっている。

データセットのスコア分布状況を見てみると、デフォルト（DF）先も非デフォルト（非 DF）先も、全体的にスコアは良いほうに分布している。それぞれの中央値は、DF 先が 69 点のところ、非デフォルト先が 81 点と差がみられるが、特に点数の低い部分にデフォルト先が分布しておらず、点数の高い先にもデフォルト先が分布していることが、AR 値が低い状況を示している。

図表 2 5：CRD モデルスコアの分布状況



	最小値	5%点	25%点	中央値	75%点	95%点	最大値
非DF	6	39	63	81	89	98	100
DF	16	44	57	69	82	96	100

今回、スコアリングトライアルに用いたモデルは、27個の財務指標で構成され、各指標の水準で数段階にランク分けし、ランクごとに、そのランクの実績デフォルト率と関連付けられた配点がなされたモデルとなっている。今回のデータセットに対するスコアリングの精度があまり高くない要因としては、デフォルト判別に有効な財務指標の違いの他、各指標の分布状況の違い等が挙げられる。

モデルの27指標のうち4指標は規模の指標、13指標は安全性の指標、2指標は収益性の指標、4指標は効率性の指標、残り4指標は成長・安定性の指標となっている。これらのモデルの指標のうち、自己資本比率や現預金比率、支払状況を判断する支払利息割引料関連の指標等、安定性の指標のデフォルト判別力が高い他、規模指標や増収率といった成長性の指標の判別力も高い。

今回のデータセットに関しては、日本と異なり、規模が大きいほうがデフォルトしやすい傾向となっている。また、データの制約からか2期必要な成長・安定性の指標のデフォルト判別力はあまり高くなかった。また、例えば自己資本比率については、フィリピンでは極めて高い水準（中央値で、デフォルト先86.69%、非デフォルト先90.08%）にあり、デフォルト判別には有効となっている（離散化変数）が、そのままの水準をCRDモデルの自己資本比率の評価に当てはめると、デフォルト先も非デフォルト先も押しなべて高い評価となってしまい（自己資本比率の場合、指標値に応じて20段階の評価がなされるが、中央値の値で余裕を持って、最高ランクの評価となる）、指標の有効性が減じられる結果となる。このように財務指標の有効性や分布状況の違いから、CRDのデータで構築されたモデルをそのままフィリピン企業の信用力判断に用いることには、AR値の水準が示しているように限界がある可能性が高い。

## VI おわりに

「フィリピン国信用リスク情報データベース構築に係る情報収集・確認調査」に係る本品質調査では、フィリピンにおいて日本の CRD のような財務データベースの導入、それをもとにしたスコアリングモデルの構築が可能であるかを、政府系三金融機関からの協力を得て、実際のフィリピン企業データを分析することで確認した。

本品質調査からの主なファクトファインディング及びそれに対する考察は、以下の通りである。

### ～データについて～

- ・政府系三行の取引先中小企業の財務諸表は、金融機関の本部システムで電子化され、集中管理されておらず、出先ごとに、紙ベースあるいはエクセルファイルで保存が行われていた。そこで今回の分析に当たっては、紙ベースからの電子化、エクセルファイルからのデータベース化を行って分析データセットを作成した（一部の限られた項目は本部で電子化されていたが、今回の分析には十分ではなかった）。
- ・デフォルト関連データに関しては、本部システムに入力されデータ抽出も可能であるが、データ分析用に作成されているわけではないため、分析に当たっては加工や検証が必要であった。
- ・今後、データベースの本格的な構築にあっては、各金融機関における提供データ作成方法等についての検討が必要となると考える。
- ・非財務データについては、各機関で異なる項目の収集がなされているため、データベース構築に当たっては、基準化、標準化が必要と考える。また、同じ機関からのデータであっても一定程度の欠損割合があった。
- ・データ数は減少するものの、分析に当たっては、基本的なデータクレンジング等が必要である点を確認した。

### ～分析について～

- ・ロジット単回帰の結果、連続変数、離散化変数ともに有意な財務指標が確認された。
  - －10%以下の有意水準で、連続変数 14 個、離散化変数 39 個
  - －5%以下の有意水準で、連続変数 12 個、離散化変数 35 個（上記は、図表 16 及び図表 17 のロジット単回帰の結果のうち、理屈付けが出来ず符号が反転して有意となっているものを除く。）

- ・特に離散化変数において、比較的多くの有意な財務指標が確認された。今回の調査では、データ数の制約等もあり、等分による極めてシンプルな変数変換のみを行ったが、離散化手法の改善によるモデルの精緻化の可能性を確認した。
- ・ロジット重回帰の結果は、連続変数の場合も離散化変数の場合も全体としての精度も比較的高く、財務指標のバランスもとれた組み合わせが確認された。ロジット単回帰分析の結果と同様、離散化変数を用いた分析結果の方が良好な結果を示した。
- ・本稿では数種の組み合わせの中から精度が高く、バランスのとれたものについて示したが、連続変数の場合も、離散化変数の場合も、最終的に選択された財務指標の特性は以下に見るように、同様なものとなった。

図表 2 6

特性	連続変数	離散化変数
①損益計算書上の科目で収益性を判断	「売上高総利益率」	
②財務内容の効率性を判断	「棚卸資産回転日数」	「運転資金月商倍率」
③資本見合いで投資の大きさを判断	「固定比率」	
④借入状況を判断	「借入金依存度」	「売上高支払利息割引料率」
⑤貸借対照表の大きさ（規模）を判断	「資本合計」	「総資本」

- ・上記⑤に関して、日本では、企業の規模が大きい先は安定的な経営となっており、リーマンショックの際もV字回復を見せるなど、一般的に回復も早いですが、これとは対照的にフィリピンでは規模が大きい先ほどデフォルトしやすいという結果となった。この要因としては、規模の大きい先は、スリムな経営となっておらず、機動性が失われる結果、デフォルトしやすいといった状況などが想定される。
- ・また、このような場合は財務の効率性も良好でなく、利益の創出に貢献できていない等の姿が分析から想定される（上記②及び①）。
- ・借入状況がデフォルト判別に有効である点は日本と同様な結果となった（上記④）。

- ・また、上記③については、有意であるが、指標の符号条件については、日本と逆の結果となった。フィリピンにおいては、自己資本が厚く、資本見合いでの積極的な投資を行っている先がむしろデフォルトしづらいという解釈をするならば、この点は納得できる結果となる。この検証としては、今後、キャッシュフロー等について、より詳細に分析することが有効であろう（キャッシュフロー計算書の入手が難しければ、貸借対照表、損益計算書から簡易なキャッシュフロー分析を行うことは可能である）。
- ・今回のデータセットに対する CRD モデルのスコアリングトライアルの結果は、ロジット重回帰分析ほどの精度が出なかった。この要因としては、データの利用可能性（収集可能な項目数の違い）も関係するかもしれないが、フィリピンと日本の財務指標の分布の違いも大きいものと推測される。これにより、日本のモデルをそのままフィリピン企業の評価に用いることは難しく、モデル化に当たっては、フィリピン企業の特徴を反映させる必要性があることを確認した。
- ・また、ロジット重回帰分析においては、財務指標に加え、年フラグや業種の違い、会社形態の違い等を反映させることで全体の精度が向上することを確認した。一部のデータのみを用いた分析では、地域の違い（ルソン島か否か）を入れることで精度が向上するケースも確認している。
- ・一般的にデータ数が限られており、特にデフォルトデータが少ない場合には、モデル化に当たり、選択できる説明変数に限界がある。今後より多くのデータを収集することで、利用可能な財務指標が増加し、これら地域や業種といったカテゴリーの違いも、財務の組み合わせだけで表現できる可能性がある。
- ・あるいは、データ数が確保できれば、業種や地域といったカテゴリー別のモデル構築の是非の検討も可能となる。加えて、離散化手法の高度化等により、より精度が高く、安定的なモデル構築の検討も可能となる。
- ・以上、本品質調査により、フィリピンにおいても、CRD を導入し、財務データをベースとしたスコアリングモデルの構築が可能であること、フィリピン企業の信用力を財務データをベースとしたスコアリングモデルにより評価することが十分に可能であることを確認した。この結果を踏まえ、今後のさらなるデータ収集により、フィリピンの特性を活かした、より頑健なモデル構築を行うことが望まれる。

以上

・参考文献

- Basel Committee on Banking Supervision (2005), Studies on the Validation of Internal Rating Systems, Working Paper, No. 14, May.
- Kuwahara, S., N. Yoshino, M.Sagara and F. Taghizadeh-Hesary (2016), “Role of the Credit Risk Database in Developing SMEs in Japan: Ideas for Asia“, *SMEs in Developing Asia*, Asian Development Bank Institute, pp.297-323.
- OECD(2017), “Fostering Markets for SME Finance: Matching Business and Investor Needs”
- Creehan S.(2018), “How Digital Innovation can increase Small Business Access to Finance in Asia”, Asia Focus, Federal Reserve Bank of San Francisco, March.
- 山下智、川口昇、敦賀智裕（2003）, 「信用リスクモデルの評価方法に関する考察と比較」金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー

別添 4

**フィリピン国  
信用リスク情報データベース  
構築に係る情報収集・確認調査**

**CRD 構築に係る効果の検討  
報告書**

株式会社日本経済研究所



# 1. CRD 構築による効果発現の背景

## (1) フィリピンの銀行セクター概要

フィリピンの金融機関は、ユニバーサルバンク（Universal bank）・商業銀行（Commercial bank）、貯蓄銀行（Thrift bank）、農村銀行（Rural bank、農村協同組合銀行を含む）に大別される。

ユニバーサルバンク・商業銀行は、業務として預金・貸出、信用状発行、外為、信託、投資（制限あり）などが認められており、ユニバーサルバンクは、商業銀行業務に加え、証券引受および株式売買、非金融業への投資（出資）が可能とされている。ユニバーサルバンクには、主要産業向け中長期融資と保証業務を行うフィリピン開発銀行（Development Bank of the Philippines、DBP）、農地改革推進を主な目的として設立されたフィリピン土地銀行（Land Bank of the Philippines、LBP）などの国営銀行も含まれる。

貯蓄銀行は貯蓄抵当銀行、証券貯蓄貸付組合、民間開発銀行、マイクロファイナンス貯蓄銀行の総称であり、個人向け小額貯蓄・貸付業務と住宅ローンおよび債券投資などで運用を行う。

農村銀行は、農村銀行と協同組合銀行から成るが、村落地域における基本的な金融サービスを提供するという役割を担っている。

銀行制度の中核はユニバーサルバンク・商業銀行が担っており、その総資産額は銀行セクター全体の約9割を占めている。

表1 フィリピンの金融システムの規模（2017年）

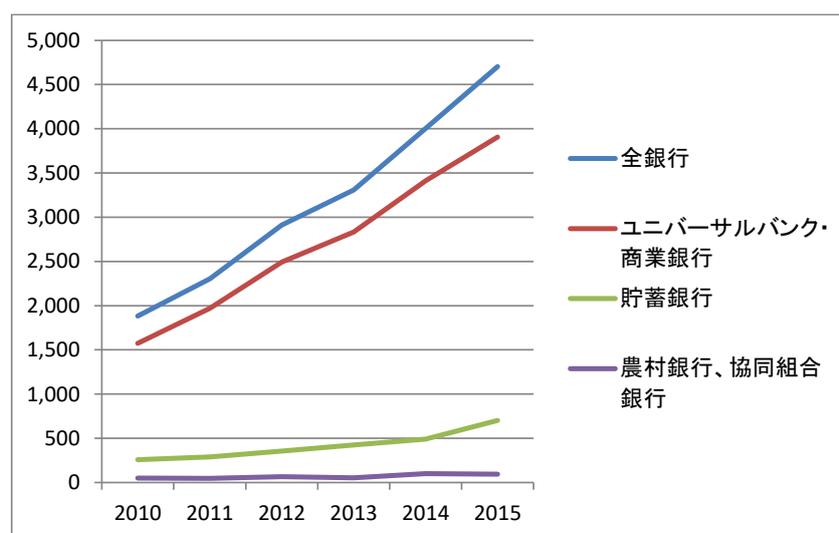
	銀行数		資産規模 (億ペソ)	融資残高 (億ペソ)	構成比 (%)
	2010年	2017年			
銀行計	698	587	151,662	86,136	100.0
うちユニバーサルバンク	19	21	137,633	76,171	88.4
商業銀行	19	22			
貯蓄銀行	73	55	11,682	8,582	10.0
農村銀行	647	489	2,347	1,382	1.6

（出典）Bangko Sentral ng Pilipinas、Annual Report 2011, A report on the Philippine Financial System 2<sup>nd</sup> Semester of 2017 および BSP 金融統計 2017 をもとに（株）日本経済研究所作成。なお、資産規模および融資残高データは BSP の公表している Balance sheet, Philippine banking system, Selected Accounts の Total Assets と Total Loan portfolio, gross（exclusive of IBL）、および各業態にかかる同項目の計数である。

### 1) 零細・中小企業向け融資の伸び悩み

フィリピンにおける金融機関総融資残高は過去 10 年間で急速に増加しており、1 年あたり増加率は 15~20%に達している。

しかし、フィリピン国内における融資残高の伸びは、主にユニバーサルバンクと商業銀行によるものである。貯蓄銀行の融資残高は微増にとどまっているほか、農村銀行・協同組合銀行の融資残高はほぼ横ばいである。



(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics をもとに (株) 日本経済研究所作成。

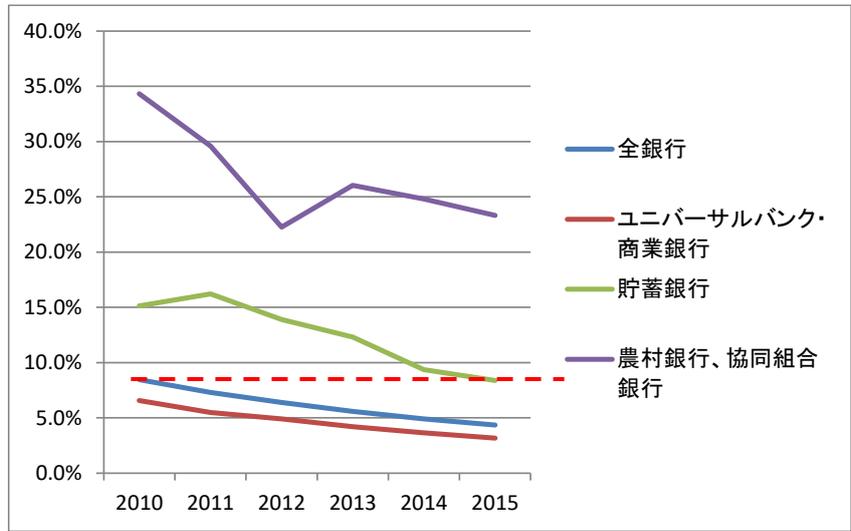
図 1 金融機関カテゴリーごとの融資残高の推移

フィリピンでは、2008 年の改訂「零細・中小企業マグナカルタ (Magna Carta for Micro, Small and Medium Enterprises)」<sup>1</sup>により、金融機関は、総融資残高の 8%を零細・小企業向けの融資とすること、また同 2%を中企業向けとすることが義務付けられているものの、ほとんどの金融機関、特にユニバーサルバンク・商業銀行はこれを遵守できていない。とりわけユニバーサルバンク・商業銀行の零細・小企業向け融資は、総融資残高の約 4%にとどまっている<sup>2</sup>。

零細・小企業向けの融資は、伸び幅が総融資残高の伸び幅よりも小さいこともあって、融資残高に占める割合は相対的に減少傾向にあり、ユニバーサルバンク・商業銀行だけでなく、すべてのカテゴリーの金融機関で同じ傾向が見られる。

<sup>1</sup> Sec.15。なお、同法は 1991 年に RA6977 として制定され、以後 1997 年の RA8289、2008 年の RA9501 と 2 度改訂されている。なお、零細中小企業は、原則として総資産規模により以下のように定義されている (Sec. 3)：零細企業：3,000,000 ペソ以下、小企業：3,000,001 ペソから 15,000,000 ペソ、中企業：15,000,001 ペソから 100,000,000 ペソ。

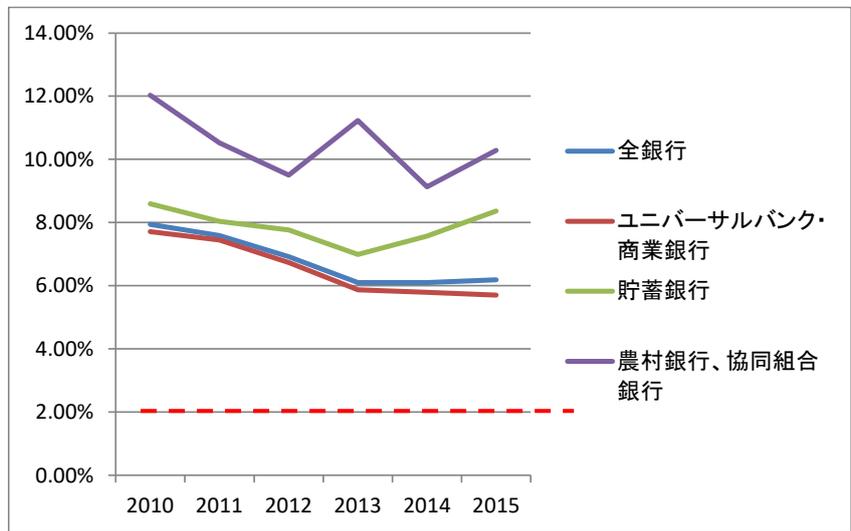
<sup>2</sup> 未達分に対しては、BSP により最低でも 500,000 ペソのペナルティが課される扱い (Republic Act 6977, as amended by RA 8289 and further amended by 9501, Sec 19)。



(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics をもとに (株) 日本経済研究所作成。

図2 金融機関カテゴリーごとの零細・小企業向け融資残高割合の推移

また、中企業向けの融資残高割合も、上記マグナカルタで定められた目標値である2%は上回っているものの、零細・小企業向け同様全般的に低下傾向にある。



(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics をもとに (株) 日本経済研究所作成。

図3 金融機関カテゴリーごとの中企業向け融資残高割合の推移

## 2) 農村銀行など小規模金融機関による融資の担保偏重

農村銀行や協同銀行などの小規模な金融機関は、信用リスクをそれほどとることなく利子収入を確保できることもあり、事業融資よりも消費者融資（給与融資など）を重視する傾向にある。

このような小規模金融機関の無担保融資に対する取り組み姿勢は非常に保守的で、事業融資を行うに当たっては、基本的には担保ベースで行っており、無担保での事業融資に積極的な一部農村銀行であっても、担保カバー率は70%程度と、ユニバーサルバンク・商業銀行の同カバー率（20～60%）よりもかなり高い。

## (2) フィリピンにおける金融機関の信用リスク評価

### 1) ユニバーサルバンク・商業銀行による信用リスク評価

本調査で聞き取りを行ったユニバーサルバンク・商業銀行は、いずれもクレジット・スコアリング・システムを保有しており、融資審査に活用している。そのようなスコアリング・システムは、経験モデルに基づくもの、ないしは外部のベンダーから購入し自行の融資先の特徴などを反映させたものに大別される。

このようなスコアリング・システムは、①統計分析に基づき構築されたものではなく、スコアリング結果が融資先の倒産確率を説明できるかどうか検証されていない、②導入されてから数年もしくは10数年経過していて経年劣化している可能性がある、などの問題を抱えているものと考えられる。

また、零細・中小企業の財務諸表は、売上や資産が過小計上されているなど、信憑性に問題があり、企業提出の財務諸表をもとに算出されたスコアリング結果に調整を加えていると説明する金融機関も多い。

こうした中、ユニバーサルバンク・商業銀行は、スコアリング結果をそのまま融資方針決定に用いることはなく、融資先の財務内容、経営の質、市場状況などを分析するなど、より詳細な融資審査を行ったうえで融資判断を行っている。そのため、零細・中小企業向けの融資審査にかかる手間（取引コスト）も大きくなっている。

前記のとおり、ユニバーサルバンク・商業銀行の総融資残高は増加しているにもかかわらず、零細・中小企業向け融資が伸び悩んでいる原因のひとつとして、このような融資審査に関する手間が大きいことが挙げられる。

金融機関は、企業向け融資審査を行うにあたりCICにより提供される情報（他行での借入状況、返済状況等の取引情報）を入手・確認はしているものの、CICデータベースには全ての企業情報が収集されているわけではなく、また、CICにより提供される企業情報も、一部属性情報や返済状況など限定的で、企業の信用リスクの水準を確認するには不十分である。

## 2) 農村銀行など小規模金融機関による信用リスク評価

農村銀行や協同銀行など多くの小規模金融機関は、大きな信用リスクをとることなく収益を確保できることから、消費者融資（給与融資など）に偏重しており、事業融資の供与には消極的である。また、事業融資を行う場合でも、担保の範囲内でしか融資を行わない例がほとんどである。

上述のとおり無担保融資にやや積極的な農村銀行であっても、無担保融資のカバー率は約30%と、ユニバーサルバンク・商業銀行の担保カバー率（40～80%）よりも低い。

ほとんどの小規模金融機関では、内部格付システムやスコアリング・モデルは活用されておらず、2014年に中央銀行により出された「通達855号：健全な信用リスク管理手順に関するガイドライン」に準拠してリスク管理メカニズム（内部格付やクレジット・スコアリング・システム）を構築できていない金融機関も依然多い<sup>3</sup>。

通達855号に基づき、リスク管理メカニズムを保有・運用していない中で無担保融資を行えば、銀行は銀行監督当局から、貸倒引当金の追加計上を求められるため、小規模な金融機関はリスクベース融資を行うことに対して消極的になっていることも指摘されている。

加えて、小規模金融機関の主要な融資先である零細企業や個人事業主は、金融機関の審査に耐えうる十分な内容の財務諸表を作成できていないため、小規模金融機関の信用リスク評価はより困難なものとなっている。

---

<sup>3</sup> 小規模金融機関では、リスク管理メカニズムを構築するだけの十分な人的資源をもっていないことが理由として挙げられる。また、このような金融機関は、リスク管理メカニズムの構築を行うコンサルタントを雇用したり、ベンダーからシステムを購入するだけの十分な資金を持っていないことも理由と考えられる。

## 2. CRD 構築により期待される効果

上述のとおり、フィリピンにおいて零細・中小企業向けの融資が限定的である理由は、以下のようにまとめられる。

- ・ 金融機関が運用しているスコアリング・モデルでは、信用リスクの評価が十分に行えておらず、より信用リスクが低いと思われる大企業に対する融資に偏重する。
- ・ 中小企業が作成する財務諸表などの情報の信頼性が低く（いわゆる情報の非対称性が大きく）、金融機関は中小企業の実際の業態・財務内容を把握するために手間がかかるため、中小企業向けの融資を回避する。
- ・ これらの結果として、金融機関（特に小規模な金融機関）が零細・中小企業向けの融資を行う際には、より担保を重視することになる。

これに対して、本調査の中で実施された「データの初期的品質調査」で、3,440件の決算書データ（うち、133件はデフォルトした企業の決算書データ）をもとに、試みに日本のCRDモデルを用いて分析が行われた結果、フィリピンにおいても、CRDを導入し、財務データをベースとしたスコアリング・モデルの構築は可能であり、それを用いてフィリピン企業の信用力を評価することが十分に可能であることが確認された。

CRDの構築により、融資残高の増加、特に無担保融資の増加といった効果が得られる可能性が高いものの、現時点では、どの程度増加するかを把握することは困難である。

これは、CRDの構築により、融資審査がより客観的・効率的に実施できるようになるものの、それがフィリピンの金融機関の融資姿勢にどのような影響を与えるかを定量的に把握できないこと、現時点ではどの程度の金融機関にCRDが導入されるか定かではないことなどによるものである。

すでにCRDが構築・運用されている日本の事例を参考にすることも考えられるものの、日本においてもCRD構築による定量的な効果は確認できていない。

日本では、CRDが構築されて以来、信用保証協会による有担保での保証承諾額が大幅に減少、無担保での保証承諾額が増加したことが確認されたものの、CRD導入と同時に金融緩和政策、信用保証制度の適用基準緩和、政府等による他の中小企業振興策等が実施されたため、CRDの導入効果のみを切り分けることができない。

そのため、以下ではCRD構築により得られる効果を、定性的に分析する。また、中小企業向け融資残高の増加、無担保融資残高の増加といった定量的な効果については、全ての金融機関にCRDが導入されたとの前提で得られる最大値を推定するにとどめる。

上記のとおり、フィリピンにおいては、①零細・中小企業向けの融資が限定的であること、②小規模金融機関が無担保融資に消極的であることといった問題が確認されているため、CRD導入によりこれらの問題が解消されるものとして分析を行う。

### (1) 小規模金融機関での中小企業向け融資の増加

本調査の中で別途実施された「フィリピンにおけるリスクベース融資」調査により、ユニバーサルバンク・商業銀行などの大規模金融機関と、貯蓄銀行・農村銀行などの小規模金融機関を比較した場合、後者がより担保に偏重した融資を行っていることがわかった。上記調査では、ユニバーサルバンク・商業銀行による無担保融資の割合が40～80%であるのに対して、後者は0～30%であることが確認された。

この背景としては、貯蓄銀行・農村銀行などの小規模金融機関は、ユニバーサルバンク・商業銀行に比べて融資審査能力が低いことに加え、スコアリング・システムが導入されておらず信用リスクの評価ができないため、事業融資を行うにあたり、より担保に偏重することが挙げられる。

加えて、スコアリング・システムが導入されていないため、中央銀行による通達855号に記載された「リスク管理メカニズム」が運用されていないとみなされ、計上する貸倒引当金が大きくなることも、このような小規模金融機関が無担保融資の拡大に消極的になる原因となっている。

したがって、これらの金融機関がCRDを導入し、スコアリング結果に基づき融資審査の精度を向上させ、またリスクの水準に応じた金利設定を行うようになれば、より多くの事業性融資が行われるようになるとともに、担保に偏重した融資姿勢も解消に向かうものと思われる<sup>4</sup>。

#### Box 1：貯蓄銀行・農村銀行など小規模金融機関による無担保融資拡大の可能性

上記のとおり、CRDの導入により貯蓄銀行・農村銀行などが、無担保での事業融資に前向きになることが予想されるものの、実際にどの程度無担保融資を許容するのかは現時点では不確定要素も大きく予想が困難である。

これらの金融機関は、現時点で融資残高の0～30%程度が無担保となっているが、CRD導入によりこれが引き上がるものと思われる。現時点の無担保割合が15%（0～30%の中間値）であり、これがユニバーサルバンク・商業銀行の最低水準である40%程度まで引き上がるものと仮定すると、貯蓄銀行・農村銀行の無担保融資残高は、以下のとおり増加するものと計算される。

<sup>4</sup> 詳しくは「フィリピンにおけるリスクベース融資」報告書、3-2 金融機関におけるリスクベース融資、(1) 1) 融資残高と無担保融資の推移を参照されたい。

表 2 CRD 導入により期待される貯蓄銀行・農村銀行による無担保融資の増加額  
(単位：億ペソ)

	2017 年末		CRD 導入後		無担保融資残高増加額
	融資残高	無担保融資残高(推計) 15%	融資残高	無担保融資残高(推計) 40%	
貯蓄銀行	7,728	1,159	10,948	4,379	+3,220
農村銀行	1,065	160	1,508	603	+443
合計	8,793	1,319	12,457	4,983	+3,664

(出典) Bangko Sentral ng Pilipinas Statistics、Supervisory Data Center, Supervision and Examination Sector 発表の Compliance with Magna Carta for Micro, Small and Medium Enterprises の計数をもとに(株)日本経済研究所作成。なお融資残高の数値は、集計ベースが違うため表 1 の数値とは異なる。

貯蓄銀行・農村銀行による融資総額は、BSP 公表の金融統計によれば、2017 年末現在 8,793 億ペソでフィリピン銀行の融資残高計 64,383 億ペソの 13.7%を占めている。

上記仮定に基づき、CRD 導入後これら業態の無担保融資残高が、融資総額の 40%相当の水準まで増加した場合、貯蓄銀行では 3,220 億ペソ、農村銀行では 443 億ペソ融資残高が増加することとなる。貯蓄銀行と農村銀行の融資残高は、合計で 3,664 億ペソ増加することとなり、これは 2017 年末の全銀行融資残高を 5.7%押し上げることとなる。

なお、これも CRD がすべての貯蓄銀行・農村銀行に導入されるとの前提に基づくものであり、上記は無担保融資残高増加額の最大値を示したものである。

## (2) ユニバーサルバンク・商業銀行による零細・中小企業向け融資の増加

表 3 に示した通り、2017 年末現在、農村銀行以外の金融機関は、マグナカルタに定められている総貸出額の 8%を零細・小企業に振り向けるとの目標を達成できていない。

この背景としては、金融機関が保有しているスコアリング・モデルの質が必ずしも高いものではないこと、零細・小企業の財務諸表の信頼性が低く、得られたスコアリング結果が信頼できるものではないことなどから、金融機関が現在用いているスコアリングでは企業の信用リスク水準の把握ができないことが挙げられる。

またユニバーサルバンク・商業銀行の多くは、零細・中小企業向けの融資に前向きに取り組んではいないものの、実地調査を通じた実態把握など融資審査に手間がかかることなど、情報の非対称性による問題のため、大企業向け融資に比べ、零細・中小企業向け融資は相対的に減少している。

CIC も金融機関により活用されており、企業の延滞情報や、他行による貸付状況の確認に用いられるなど、特定の企業や個人に関する信用プロファイルの照会には用いられている。ただし、財務諸表データに基づく企業の営業状態の比較分析や、客観的なデータに基

づく倒産確率分析等を行うことはできず、CIC を利用しても、企業の信用力の把握や、信用リスクの水準が確認できるわけではない。そのため、CIC は金融機関と零細・中小企業間の情報の非対称性の解消には不十分である。

これに対しCRDは、個別の企業の借入情報や、延滞情報などの信用プロファイルを把握するためのものではなく、企業の①財務データ、②非財務・属性情報データ、③デフォルト情報を匿名で収集し、収集したデータの統計分析を行うことにより構築された「CRDモデル」により、企業が将来デフォルトする確率「推計デフォルト確率（PD）」をパーセント（%）または評点で示すものである。

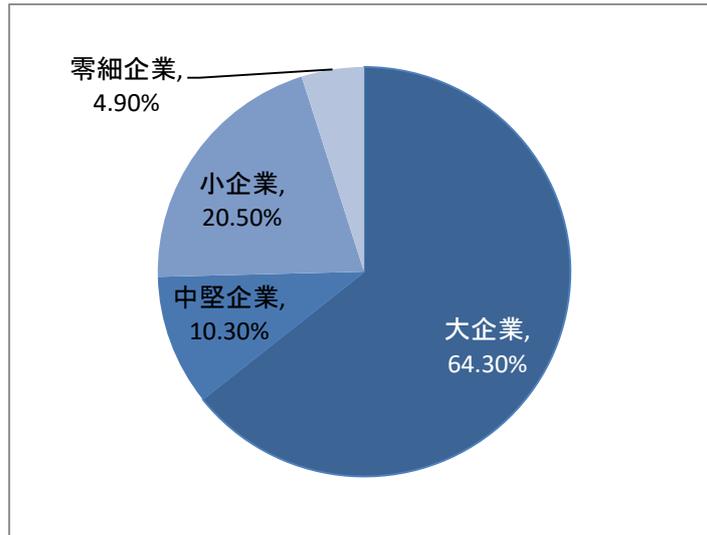
このように、フィリピンにおいてCRD が構築された場合、融資対象企業の信用リスクをスコアリングにより評価することが可能になるため、担保資産を十分に保有していないものの、信用力が高いとみなされる企業への融資を新たに行うことができるようになったり、信用リスクがそれほど高くない企業に対して信用リスクを反映した金利設定での融資を行うこともできるようになることにより、金融機関と零細・中小企業間の情報の非対称性の解消に繋がることが期待される。

貯蓄銀行・農村銀行など、やや規模の小さい金融機関は、マグナカルタに定められた目標値の達成度という点では既にほぼ義務を果たしており、すでに零細・中小企業向けの融資残高を相応に積み上げていると考えられる。従って、CRD の構築により情報の非対称性が解消されれば、特にユニバーサルバンク、商業銀行による零細・中小企業向け融資の増加を促すものと思われる。

#### **Box 2：零細・中小企業向け融資残高増加の可能性**

CRD が導入されることにより、どの程度零細・中小企業向け融資の割合が増加するかは定かではないものの、フィリピン国内における付加価値額の 25.4%が零細・小企業により産出されている（図4）ことを考えれば、これより低い水準にあるマグナカルタの目標値の達成は十分期待できるものと思われる<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> なお、中小企業白書および財務省法人企業統計によれば、日本でも製造業付加価値額に占める中小企業の割合は、35%前後（全法人ベースでは55～60%）を占める。一方、日本銀行統計（預金・現金・貸出金）によれば、中小企業向けの金融機関融資残高は、全体の約75%を占めている。



(出典) フィリピン統計局資料を基に (株) 日本経済研究所作成。

図4 付加価値額に占める企業類型ごとの割合

2017 年末の零細・小企業向け融資残高と、CRD 導入後の零細・小企業向けの融資残高の期待増加額は、それぞれ表 3、表 4 のとおりと試算される。

表 3 零細・小企業向け金融機関業態別融資残高  
(2017 年末、単位：億ペソ)

	融資残高	零細・小企業向け融資残高目標値	零細・小企業向け融資残高	融資総額に対する比率 (%)	融資残高目標値に対する未達額
	(a)	(b)=(a)x8%	(c)	(c)/(a)	(b)-(c)
全銀行	64,383	5,151	2,138	3.3%	-3,012
ユニバーサルバンク、商業銀行	55,590	4,447	1,477	2.7%	-2,970
貯蓄銀行	7,728	618	424	5.5%	-195
農村銀行	1,065	85	237	22.2%	152

(出典) 表 2 に同じ。

表 4 CRD 導入により期待される零細・小企業向け融資の増加額

(単位：億ペソ)

	2017 年末時点 零細・小企業 向け融資残高	CRD 導入後の 零細・小企業 向け融資残高	零細・小企業 向け融資残高の 増加額
ユニバーサルバンク・商業銀行	1,477	4,447	+2,970
貯蓄銀行	424	618	+195
農村銀行	237	85	0
合計	2,138	5,151	+3,165

(出典) 表 2 に同じ。

農村銀行は、すでに目標値である 8% を達成しているため、CRD 導入後も零細・小企業向けの融資が増加しないと考えると、ユニバーサルバンク・商業銀行において 2,970 億ペソ（同業態融資総額の 5.3%）、貯蓄銀行において 195 億ペソ（同 2.5%）の融資増加となるため、銀行全体の融資額は 3,165 億ペソ（+4.9%）増加するものと推定される。

なお、上記は CRD がすべての金融機関に導入されたものとの前提での試算であり、上記は融資残高増加額の最大値を示したものとなる。

以上



**フィリピン国  
信用リスク情報データベース  
構築に係る情報収集・確認調査**

**財務諸表の作成・利用の強化に係る  
調査報告書**



## 1. 財務諸表の作成基準

### (1) 財務諸表作成義務および作成基準（会計基準）の変遷

フィリピンでは、1990年代半ばまでは、基本的にはアメリカの会計制度・基準がそのまま適用されていたが、その後、世界の潮流が国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、IFRS）へと移行したことを受け、2000年にフィリピン会計基準委員会（Accounting Standards Council、ASC）が設置され、2005年に国際会計基準をベースにしたフィリピン会計基準（Philippines Accounting Standards、PAS）が制定された。

フィリピン会計基準委員会の活動は2004年制定の Philippine Accountancy Act (Republic Act No. 9298)<sup>1</sup>により財務報告基準委員会（Financial Reporting Standards Council、FRSC）に継承され、財務報告基準委員会は2006年、国内にて適用する財務基準検討の目的で Philippine Interpretation Committee（PIC）を設立した。その後、さらに会計基準の共通化を進め、2012年1月1日以降は、一部の移行措置を除いて、国際財務報告基準と同様の会計基準を採用、国際財務報告基準の見直しに合わせアップデートしながら現在に至っている。

会計処理に関連する基本法規としては、会社設立や会社運営ルールを規定した会社法（The Corporation Code）、証券市場取引にかかるルールを定めた証券法（The Securities Regulation Code (RA No.8799)、租税に関する規定である内国歳入法（The National Internal Revenue Code、RA No. 8424）、主に公認会計士制度を規定した改正会計法（The Revised Accountancy Law）の4法が挙げられる。

うち内国歳入法は2017年末に出された改正法（RA No.10963、The Tax Reform for Acceleration and Inclusion、略称 TRAIN）により、2018年初から改正された。

また、内国歳入法改正に合わせ、財務報告基準委員会も小規模零細企業向けの会計基準の見直しを行い、2017年12月13日付で小規模企業向けフィリピン財務報告基準（PFRS for Small Entities）を採択、2018年2月20日に会計士職業規則委員会（Board of Accountancy and Professional Regulation Commission）の承認を得、2019年1月1日以降適用する旨発表している<sup>2</sup>。

租税法改正に伴い関連法規は、改訂途上にあるものもあるため、本調査では、2018年7月時点で確認できた改正内国歳入法および証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、SEC）による通達（特に2018年3月26日付 Circular No.5）の内容に準拠し、取りまとめる。

### (2) 財務諸表の作成義務

フィリピンでは、企業には、国際財務報告基準に準拠した監査済み財務諸表の作成および

---

<sup>1</sup> 正式名称は AN ACT REGULATING THE PRACTICE OF ACCOUNTANCY IN THE PHILIPPINES, REPEALING FOR THE PURPOSE PRESIDENTIAL DECREE NO. 692, OTHERWISE KNOWN AS THE REVISED ACCOUNTANCY LAW, APPROPRIATING FUNDS THEREFOR AND FOR OTHER PURPOSES.

<sup>2</sup> 2018年2月26日付官報（Official Gazette）に掲載。

監査済み財務諸表の証券取引委員会への提出が義務付けられている（会社法 Section 141）<sup>3</sup>。ただし、財務諸表の監査証明は、払込資本金が 5 万ペソ未満の企業については、独立公認会計士（Independent Certified Public Accountants）の監査に代え、財務担当者ないしは企業の代表権を有する者の宣誓署名でも良いとされている（同 Section 75）。

また、会社法のほか、証券法でも、有価証券を発行するすべての企業に対し<sup>4</sup>、会計基準に準拠した監査済み財務諸表の提出が義務付けられている（Chapter III, Section 8.5、Chapter V, Section 17.4、Chapter VI, Section 22.1 等）<sup>5</sup>。

また改正内国歳入法では、原則として個人を含む全居住者および外国人・企業に対し、徴税当局に登録し（Title IX, Chapter III）、フィリピン国内のリソースに起因する収入につき納税義務を課すること（Chapter II, Sec.23）、法人税については、原則として課税対象所得に対し一律 30%を課税する<sup>6</sup>（Chapter IV, Sec.27）ことが規定されている。

会計処理に関しては、当局が納税義務者に財務諸表等所要の書類の作成義務を課する（Title I）とともに、会計処理基準については、原則各企業が通常用いている基準によるとしている（同 Chapter VIII Sec.43）が、旧法では、四半期の売上が 5 万ペソ未満の先には財務大臣の承認する簡易財務諸表の使用を認める一方、四半期売上が 15 万ペソ超の先については、帳簿につき監査を受けるとともに、毎年内国歳入庁が定めている会計情報届出書（Account Information Form）フォームに則った公認会計士の監査済み財務諸表を提出することが義務付けられていた。

しかし、改正法では、帳簿監査義務および内国歳入庁が定める会計情報届出書フォームに則った公認会計士の監査済み財務諸表を毎年提出すべき先の売上高基準額を年商 3 百万ペソ超に引き上げるとともに、納税義務を有する全企業・個人等に対し、「財務大臣が認めた適切な帳簿類を保管・使用すること」とされ、納税申告用の財務諸表類の作成・保管義務に柔軟性が付与されたようにかがわれる。

なお、金融機関については、銀行法（Republic Act No.8791）および中央銀行による銀行規定マニュアル<sup>7</sup>等で、証券取引委員会に提出した監査済み財務諸表の中央銀行（Banko Sentral ng Philipinas、BSP）への提出を義務づけている<sup>8</sup>。また、保険法でも、全保険会社に対し、財務諸表の作成と委員会への提出及び公表と帳簿、証票類の保管義務を課している<sup>9</sup>。

<sup>3</sup> 会計基準の適用および CPA の資格要件、責務、監督等についても会計法により規定。

<sup>4</sup> 証券法 17.2. The reportorial requirements of Subsection の規定による。詳細については証券法 17.2 参照。

<sup>5</sup> 法律にて定められている財務諸表の届け出先は SEC のみ。

<sup>6</sup> 2009 年 1 月以降は拡大付加価値税法（RA No. 9337）により 30%とされている。

<sup>7</sup> 銀行規定マニュアル（Manual of Regulations for Banks） Volume 1、2。

<sup>8</sup> 銀行規定マニュアル Sec.X190, Sec. X191.3, Sec.X192, Sec.X425, Sec.X426 等参照。融資実行に際しては、財務諸表等に基づく融資先審査、リスク管理の実施（Sec. X178.7、179.4、Sec. X 191.3 等）を求めており、金融機関は融資先にかかる財務諸表等の保管義務も課されている。

<sup>9</sup> 保険法 Chapter II, Title 8, Sec.223-231 参照。

### Box 1 : 企業の登録義務

企業は、事業開始に当たり、会社法により企業設立にかかる法人登録（企業登録）が義務付けられており、対象となるすべての企業は、最初に証券取引委員会に企業登録申請をし、企業名の使用可否確認とともに、企業番号および納税者番号を取得した後、事業を行う予定の自治体から事業許可を取得（バラングイ・クリアランス<sup>10</sup>という）、さらに内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue、BIR）、その他社会保証制度や健康保険会社等に登録し、事業を開始することとなる。なお、個人事業主については、貿易産業省（Department of Trade and Industry、DTI）に登録し事業免許の交付を受ける<sup>11</sup>。

登録申請者の属性や登記内容により、企業登録の主管部署は以下の通りとされている。

表 1 企業登録の主管部署と対象者

主管部署	対象の申請者属性・登録内容
証券取引委員会（SEC）	パートナーシップ、法人
共同組合開発庁	協同組合
貿易産業省（DTI）	個人事業主
知的財産権室	商標

個人事業主については、貿易産業省に対して行う事業登録（Business registry）を5年毎に更新する義務が課されており、それに基づき事業活動の把握が行われている。

### (3) 企業形態による財務諸表作成義務の違い

当初、フィリピン証券取引委員会では、フィリピン内のすべての企業において国際会計基準を元にしたフィリピン会計基準を適用すると定め、一定の規模以下の企業（総資産2億5,000万ペソ以下、または総負債1億5,000万ペソ以下の企業）については、フィリピン会計基準（PAS）101号により基準の一部の適用を行わなくてもよいとしていた。

しかし、2009年9月に国際会計基準委員会（International Accounting Standards Board、IASB）が中小企業向けの会計基準を発表したのを受け、同年12月、「中小企業向けフィリピン財務報告基準（Philippine Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities、PFRS for SMEs）」を採択し、中小企業に対する適用基準の緩和が図られた。

<sup>10</sup> 内国法人は法人登録の後、事業を行う予定の最小地方自治単位（バラングイ、すなわち事務所所在地の市政府や自治体のことをいう）に対しバラングイ・クリアランス（事業所所在地確認）を申請し、その許可証を得て事業許可証の申請手続きに移ることとなっている。

<sup>11</sup> 詳細については貿易産業省ウェブサイト（<https://www.dti.gov.ph/businesses/business-name-registration>）を参照。

現在、証券法<sup>12</sup>に基づき、下記のいずれかに該当する会社や支店などは、証券取引委員会に対し「フィリピン財務報告基準」または「中小企業向けフィリピン財務報告基準」に準拠した財務諸表の提出を義務付けられている<sup>13</sup>。

- a) 株式会社 (Stock corporations) : 払込資本額 5 万ペソ以上
- b) 非株式会社 (Non-stock corporations) : 総資産 50 万ペソ以上、または 年商 10 万ペソ以上
- c) 外国株式会社の支店 : 授權資本 1 百万ペソ以上
- d) 非株式会社の支店 : 総資産 1 百万ペソ以上
- e) 外資の地域経営統括本部 (Regional operating headquarters) : 総収入 1 百万ペソ以上

「中小企業向けフィリピン財務報告基準」は、国際財務報告基準の中小企業向け基準を概ね導入したもので、それまで適用されていたフィリピン会計基準 (PAS) 101 号に代えて、2009 年 10 月、財務報告基準委員会により採択され、2010 年 1 月以降に始まる会計年度から<sup>14</sup>適用が認められることになったものである。

これに加え、財務報告基準委員会は、小規模零細企業向けの会計基準の見直しを行い、2017 年 12 月 13 日付で「小規模企業向けフィリピン財務報告基準 (PFRS for Small Entities)」を採択し、2019 年 1 月 1 日以降適用する旨発表している (詳細は後述)。

「中小企業向けフィリピン財務報告基準」の適用対象となる企業の定義は、2009 年 8 月 13 日付証券取引委員会決議 (En Banc Resolution) と 2018 年 3 月 26 日付証券取引委員会通達 (Memorandum Circular) No.5 により業態別に定められており<sup>15</sup>、中堅・中小・零細企業は、「フィリピン財務報告基準」、「中小企業向けフィリピン財務報告基準」、または「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」のいずれかに準拠した財務諸表の作成が義務づけられている。

#### 1) 中堅企業 (Medium-sized Entities)

中堅企業については、以下の全てに該当する場合、「中小企業向けフィリピン財務報告基準」が適用される。

- ① 総資産 100~350 百万ペソ、または負債総額 100~250 百万ペソ以下の企業<sup>16</sup> (なお、親企業の場合は、これら金額は連結ベースの額)

<sup>12</sup> Securities Regulation Code, SRC, Rule 68 (Part I, 1. A)

<sup>13</sup> なお、後述の通り、証券取引委員会 Memorandum Circular No.5 により、2019 年 1 月 1 日以降、小規模企業は原則として小規模企業向けフィリピン財務報告基準に準拠することとなる。

<sup>14</sup> さらに 2015 年 8 月 12 日、財務報告基準委員会による改定採択をうけ、2017 年 1 月 1 日から、同改定と同様の改定が行われ、その際 SEC により SME の定義も追加された。

<sup>15</sup> 外資企業についても、フィリピン国内企業と同様の体系による会計基準が適用される。

<sup>16</sup> Circular No.5 で、総資産 350 百万ペソ、または総負債 250 百万ペソ以上の先は大企業ないし公益企業

- ② SRC 規則 68 条の II による財務諸表届け出義務が課されていない企業
- ③ 公開市場で資金調達を行うため財務諸表を届け出中の企業
- ④ 規制当局により発行された第二次ライセンスを保有していない企業

ただし、以下のどれかの条件に該当する企業については、「フィリピン財務報告基準」の適用を選択することもできる<sup>17</sup>。

- ① フィリピン財務報告基準に完全準拠した財務諸表を届け出ている親会社の子会社
- ② 本国において実施中の国際会計基準統一化計画に基づき、国際会計基準への対応を図っている外国企業の子会社
- ③ フィリピン財務報告基準に完全準拠して報告を行っている企業グループ（共同企業体または提携先）
- ④ 国際会計基準に完全準拠して財務報告を行っている外国企業の支店
- ⑤ フィリピン財務報告基準に完全準拠して財務報告を行っている子会社を有する企業
- ⑥ 中小企業にかかる量的基準に近い将来凌駕する見込みが確実かつその状態が長期的に続くと見込まれる企業
- ⑦ 先行き 2 年以内に公開市場において資金調達（IPO）を実施する確固たる予定がある企業
- ⑧ フィリピン財務報告基準に完全準拠する財務諸表を準備中で、かつ会社整理を決定した企業
- ⑨ その他証券取引委員会が中小企業向けフィリピン財務報告基準の適用がふさわしくないと判断する企業

## 2) 小企業（Small Entities）

以下の基準に該当する先は、証券取引委員会の承認を得たうえで、「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」の適用が認められる（2018 年からの繰り上げ適用も容認）。

- ① 総資産 3～100 百万ペソ、または負債総額 3～100 百万ペソ以下の企業（なお、親企業の場合は、これら金額は連結ベースの額）
- ② SRC 規則 68 条の II による財務諸表届け出義務が課されていない企業
- ③ 公開市場で資金調達を行うため財務諸表を届け出中の企業
- ④ 規制当局により発行された第二次ライセンスを保有していない企業

ただし、外国において、営業ないし投資をフィリピンペソ以外の通貨により行っている企業については、上記のかわりにフィリピン財務報告基準もしくは中小企業向けフィリピ

---

（Publicly-accountable Entities）と定義。

<sup>17</sup> ただし、上記の条件に該当する中小企業は、財務報告書の脚注に、「中小企業向けフィリピン財務報告基準」ではなく「フィリピン財務報告基準」を適用している旨を明記することが義務付けられている。

ン財務報告基準を適用することも可能である。

なお、上記中堅企業にかかる付帯条件の①～⑥および⑧、⑨は、小企業にも同様に適用される。

また、以下すべての条件に該当する零細企業についても、「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」の適用が認められる。

- ① 総資産および総負債額が3百万ペソ未満の企業
- ② SRC 規則 68、Part II にて財務諸表の提出を求められていない企業
- ③ 公開市場で資金調達を行うべく財務諸表の届け出を行ってはいない企業
- ④ 規制当局の発行した第二次ライセンスを保有していない企業

なお、零細企業に関しては、財務諸表に代えて、所得税申告書を提出することもできるほか、「中小企業向けフィリピン財務報告基準」を適用することも可能である。また、小規模企業向けフィリピン財務報告基準と異なる会計基準を適用していたとしても、企業の性格や財務諸表の目的などから、法律に照らしそれが受容し得るものであれば、認められる場合もある。

## 2. 財務諸表作成基準の概要

### (1) フィリピン財務報告基準

既述の通り、フィリピンでは、1990年代半ばまでアメリカの会計制度・基準が基本的にはそのまま適用されていた。しかし、世界の潮流が国際財務報告基準（IFRS）へと移行したことを受け、2000年にフィリピン会計基準委員会（Accounting Standards Council、ASC）<sup>18</sup>が設置され、2005年に国際会計基準をベースにしたフィリピン会計基準（Philippines Accounting Standards、PAS）がされた。その後、さらに会計基準の共通化を進め、2012年1月1日以降は、一部の移行措置を除いて、国際会計基準と同様の会計基準を採用、国際会計基準の見直しに合わせアップデートされながら現在に至っている。

なお、同会計基準は、株式会社、公開・非公開会社、パートナーシップ、外資企業、個人事業者に対して適用されることが定められている。

フィリピンの一般会計基準の主な特徴は以下の通り。

- 1) 国際会計基準への準拠：フィリピン会計基準（Philippine Accounting Standards）は、一部の例外を除き国際財務報告基準に準拠。
- 2) 法定監査：資本金が5万ペソ以上と比較的小規模な企業についても独立会計士による法定監査が必要とされている。また、税法の規定により、四半期の売上げが15万ペソを超える企業は、確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められている。
- 3) 監査済み財務諸表は、法人税年次申告書とともに、内国歳入庁には決算日から4ヵ月目の15日まで（105日以内）、また証券取引委員会には120日以内に提出することが義務付けられている。また、会計帳簿、証票類は申告書提出から10年間保管の義務がある（最初の5年間は紙ベースで、その後の5年間は電子ファイルの保管でも可）。
- 4) 会計と税務の分化：フィリピンにおいても、会計制度と税務制度は分化<sup>19</sup>されており、税法上の主な留意点は以下の通りとされている。

#### <原価償却>

原価償却において税務上の減価償却を会計上の減価償却と一致させる必要はない（定額法が採用されている）。

#### <棚卸資産>

棚卸資産は原価法または低価法で評価される。1984年10月以降、それまで後入先出法を採用していた全ての製造業者は移動平均法へ変更とされた。

<sup>18</sup> 1981年11月に Philippine Institute of Certified Public Accountants（PICPA）により設立された。2004年制定の Implementing Rules and Regulations of the Philippine Accountancy Act（RA No.9298）に基づき設立された財務報告基準委員会がこれを引き継ぎ、現在に至っている。

<sup>19</sup> 日本も同じ。

#### <貸倒引当金と貸倒損失>

貸倒引当金と貸倒損失については、会計処理上貸倒引当金を計上することは当然であるが、税務上は実際に貸倒となったもののみが損金として課税年度に償却され、繰延処理は許されない。

#### <欠損金>

欠損金は発生年度以降3年間繰延処理が認められるが、繰り戻し処理は認められない。

一方、「フィリピン財務報告基準」では、以下の基準による会計処理が求められている。

- 1) 資産の再評価は公正市場価格による（資産の一部ではなく全体について実施）。
- 2) 有形固定資産の再評価の頻度は3年から5年毎に定期的実施。
- 3) 資産の予想有効耐用年数と減価償却方法を定期的に検証すること。
- 4) 資産の減損については、減損価値の判定基準に従い期末に減損を評価。評価損は、資産の回収可能額を、正味販売価格か使用額のいずれか高い方として認識される。
- 5) 無形資産の評価は、操業前費用も計上し、減価償却期間は最長20年まで。

## (2) 中小企業向け財務報告基準

「中小企業向けフィリピン財務報告基準」では、報告項目の削減、会計処理方法の簡便化、開示義務の軽減等の面で中小企業の負担軽減を図っており、見直しの頻度も毎年ではなく3年毎とされている。また、財務諸表として作成すべき書類（Complete set of Financial Statement）は以下の5種類とされるなど、報告書の作成負担軽減に一定の配慮がなされている。

- 財政状態計算書（旧貸借対照表）
- 包括利益計算書（または損益計算書と包括利益計算書）
- 株主持ち分変動計算書（旧利益処分計算書）
- キャッシュフロー計算書
- 経理基準の説明（その他関連情報を追記）

なお、財政状態計算書に記載すべき項目は以下のとおりで、うち若干の項目については、詳細につき注記することとなっている。ただし、様式、タイトルなどは任意とされている。

- 現金および同等物（Cash and equivalents）
- 売掛金（Receivables）
- 金融資産（Financial assets）
- 棚卸資産（Inventories）

- 有形固定資産 (Property, plant, and equipment)
- 投資不動産 (Investment property at fair value)
- 無形資産 (Intangible assets)
- 生物資産 (Biological assets at cost)
- 同公正価値で計上されたもの (Biological assets at fair value)
- 関連会社に関する投資 (Investment in associates)
- 共同支配企業に対する投資 (Investment in joint ventures)
- 買掛金 (Payables)
- 金融負債 (Financial liabilities)
- 当期税金に係る負債・資産 (Current tax assets and liabilities)
- 繰延税金負債・資産 (Deferred tax assets and liabilities)
- 引当金 (Provisions)
- 下記とは区別して資本に表示される非支配持分 (Non-controlling interest)
- 親会社の所有者に帰属する持ち分 (Equity of owners of parent)

準拠すべき会計基準に関しても、一般会計基準に比べ以下のような簡略化が図られている<sup>20</sup>。

- 1) 報告内容の軽減：一株あたり利益、中間財務報告、セグメント別報告等は中小企業では作成不要。また包括利益計算書の作成も、中小企業向けフィリピン財務報告基準では限定的（外国投資にかかるネット為替差損益等がない限り作成不要等）。
- 2) 資産評価：一般基準では、原則原価法（公正価値）ながら、現在原価、実現可能価値、現在価値等も可能。これに対し、原則として容易に公正価値が把握できる場合を除き取得原価を採用。特に金融資産・負債は、償却原価か公正価値で測定するのに対し、原則として償却原価（取得原価から過去に費用または収益として認識した価格を加減した原価）で評価。建物・工場、設備の評価は、原価モデルか再評価モデルを取るべきところ、中小企業は原価法のみで可。非金融資産は取得原価、非金融負債は清算価額で評価する。また償却については、一般基準は原則として耐用年数に基づき実施すべきとされているが、中小企業の場合、のれんを含めることもみとめられる。
- 3) 無形固定資産は原則 10 年間で償却が認められる。在庫関連のロスは、一般原則では原則として在庫評価減として処理するのに対し、中小企業では減損として処理。
- 4) 借入費用、研究開発費はすべて費用計上し、資産再評価は無用。不動産には減価償却を認めるが、公正価値が容易に把握できるケースを除くとされている。なお、金融資

<sup>20</sup> 国際財務報告基準の原文書が 2300 ページであったのに対し、2009 年に IASB から示された中小企業向け国際財務報告基準は 230 ページのみ。

産は上記の通り取得価格で計上し、公正価値評価は求められない。政府贈与については、計上は無用で未実現損益についても仮計上は無用とされている。

- 5) キャッシュフロー計算書以外の財務諸表は発生主義会計で作成し、資産と負債、収益と費用の相殺は原則として認められない。
- 6) 開示義務：売却目的で保有している資産・負債の開示をはじめ、概ねフィリピン財務報告基準が3000項目となっているのに対し、中小企業向けフィリピン財務報告基準では300項目と1割程度に抑えられている（ただし、このため、企業により内容が異なる場合も生じ、その分比較対象可能性も減殺される側面もある。）

反面、

- 7) 法定監査については、資本金が5万ペソ以上と比較的小規模な企業についても独立会計士による法定監査が必要とされている。また、税法の規定により、四半期の売り上げが15万ペソを超える企業は、確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められている。

なお、「中小企業向けフィリピン財務報告基準」を適用した場合、1株あたり収益や分野別報告（Segment report）等、「フィリピン財務報告基準」が求めているいくつかの条項の適用も免除される扱いとなっている<sup>21</sup>。

### (3) 小規模企業向け財務報告基準

既述の通り財務報告基準委員会は、小規模零細企業向けの会計基準の見直しを行い、2017年12月13日付で「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」を採択、フィリピン政府「Board of Accountancy and Professional Regulation Commission」の2018年2月20日承認<sup>22</sup>により、2019年1月1日以降適用する旨発表した。これを受けて証券取引委員会も、2018年4月4日、2019年1月1日以降同基準を適用する旨発表した。

「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」は、「中小企業向けフィリピン財務報告基準」は複雑すぎるとの批判にこたえ、小規模企業には適当とは言い難い項目の削除、費用計上基準の簡便化、情報開示義務の軽減等により、小規模企業の財務報告負担軽減を図ったものである。

主な改正ポイントは以下の通りである。

- 在庫評価は低価法ないし市場価格（報告日時点での通常取引価格）とする。
- 投資は企業の選択により、原価法ないしは公正価値で評価。
- ファイナンスリースの概念はとらず、すべてのリース料は発生ベースで収入（ないし費用）として計上。

<sup>21</sup> 資産、工場・機器の評価替え、投資、借入れコスト等の資本繰入免除等。

<sup>22</sup> その後2018年1月15日期限でパブリックコメントを徴求。

- 費用が経済的便益を超過すると見込まれる契約の計上は不要とする。
- 持ち分決裁型株式報酬取引<sup>23</sup>については、受け取った商品・サービスを、純資産価値を計上時点の株式数で除したネット資産価値により、資本に計上。
- 給付権制度<sup>24</sup>については、フィリピン退職金法（Philippine Retirement Pay Law）、あるいは企業の方針（ただし、上記退職金法よりも退職金額が大きい場合）に準拠し、発生主義により債務額を計上。
- 繰延税金を計上するか否かは企業の任意。
- 生物資産は、企業の選択により取得原価ないしは市場価格で計上。
- 過年度調整は期初のみ容認（ただし、内容の開示が必要）。

また、財務諸表として作成すべき書類は以下のとおりであり、中小企業向けフィリピン財務報告基準同様の5種類だが、作成負担軽減が図られたものとなっている。

- 財務状態計算書（Statement of Financial Position）
- 損益計算書（Statement of Income）
- 株主持ち分変動計算書<sup>25</sup>（Statement of Changes in Equity）
- キャッシュフロー計算書（Statement of Cash Flows）
- 経理基準の説明（Notes）

#### (4) 会計監査義務

原則として、証券取引委員会に提出する財務諸表は、独立公認会計士による監査済みのものでなければならないこととされている（会社法 Title XVI、Section 141, SRC Rule 68, Part 1.3.A. 改正証券法 Chapter V, Section 17 等）。ただし、既述のとおり小規模企業については、企業の代表権を有する者が署名し真正である旨を証明することでも可とされている。

フィリピンで、独立会計監査人の資格を有する者は国内に 607 名（うち証券取引委員会認定者 420 名）、また公認会計事務所が 165（うち証券取引委員会登録は 99）とされている（証券取引委員会年報 2016）。

なお、証券取引委員会の一般監査法人室（Office of the General Accountant、OGA）に登録されている認定監査法人等の数は 2016 年末現在 540 であり、その内訳は下表のとおりである。ただ、監査費用が高い（後述）ことから、大企業ないし一部中堅企業はともかく、中小企業の利用は極めて限定的とされている。

<sup>23</sup> Equity-settled share based payment transaction: 株式報酬取引のうち企業が自己の持ち分の金融商品の対価として財貨またはサービスを取得する取引。

<sup>24</sup> 退職後給付に関する債務を計上する制度。発生主義で、将来の賃金の変動や勤務期間の移動は考慮せず報告日時点での対象従業員給与に勤務年数を乗じて計上すると規定。

<sup>25</sup> ただし、変動が業務損益、配当ないし前期の間違いの修正、会計基準の変更によるものである場合は、損益計計算書のみの提出で良い。

表 2 認定会計監査機関等の数

形態	認定数 (2016 年時点)
外部監査人	424
監査法人	102
資産評価士	12
信用格付け機関	2
合計	540

(出典) 証券取引委員会年報 2016、p92 Table 16. Type and Number of Entities Accredited by the OGA as at December 31, 2016.

フィリピンのトップ 5 監査法人は以下の通りで、すべて国際監査法人（カッコ内）と提携している。

- ① SGV and Company (Ernst and Young PA)
- ② Manabat Delgado Amper & Company (Deloitte Touche and Tohmatsu)
- ③ Isla Lipana and Company (Pricewaterhouse Coopers (PwC))
- ④ Manabat, San Agustin and Company (KPMG)
- ⑤ BDO Alba Romeo and Company (BDO International)

なお、実際の監査では、通常、取引記録をランダムに抽出し適正に処理されているかどうかをチェックし、その結果に基づき「公正意見 (Fairness opinion)」を付記することと、サンプル調査であるため、同意見書には「Not responsible for any material misstatement or fraud」との留保が付されている。

我が国の場合は、納税申告に際し、会計処理システム（ソフト）を提供する第 3 者民間会社（特に TKC<sup>26</sup>および同全国会）にも、記入の適時性にかかる証明書の発行が認められており（下表参照）、金融機関もそれに対し一定の評価を与えている<sup>27</sup>。

しかし、フィリピンでは、TKC のような民間組織による作成指導やチェックを得た者に対し、税法上等のメリットを与えるといった制度は存在せず、個別金融機関の扱いとして、自行の融資審査の際、提携先の会計監査法人や公認会計士を指定し、その監査を受けることを求めている、それを満たした先は融資審査が促進される例が見受けられる程度である。

<sup>26</sup> 1966 年、会計事務所、税理士、地方自治体等を支援する目的で設立された株式会社で、会計事務所とその顧客企業に対する財務会計などのシステムおよび情報処理サービスの提供、弁護士事務所や法科大学院などへの法律情報データベースの提供、上場会社等に対する連結会計、連結納税などのシステムの提供等を行っている。

<sup>27</sup> ちなみにドイツでも、1985 年の商法改正により、中規模以上の資本会社に、外部監査が義務付けられているほか、信用制度法 18 条に基づき、融資の際金融機関に提出される年度決算書には、少なくとも「蓋然性評価を伴う年度決算書の作成証明書」の添付が義務付けられているが、税理士も、中小企業金融における格付けコンサルタント (Ratingberter) として認知されている。

表 3 日本の第三者機関活用例

	チェック内容	アウトプットおよび効果
税理士等	適時、正確な記帳を指導 予測と実績をモニタリング 減価償却に関する指導 引当金計上に関する指導	決算書類の信頼性を担保 中小会計要領に準拠していることの確認 事業計画の策定・見直しを支援
金融機関	適時・正確な指導を奨励 予測と実績をモニタリング 月次試算表を徴求	決算書類の信頼性を評価 中小会計要領に準拠していることの確認 事業計画の策定・見直しを支援 計画達成に向けたソリューションの提案 金利優遇商品の開発
第3者機関 (TKC=民間機関)	財務・会計システム（ソフト）を活用	記帳適時性証明書の発行

この間、財務諸表については、各機関とも原則監査済みのものを収集しているとされているが、中小企業により作成され証券取引委員会に提出される財務諸表については、独立会計監査人の監査済み、ないしは社内監査役（または代表権ある責任者）の確認証明が付されていれば良いとされている。ただ、中小企業が提出する財務諸表については、金融機関はもとより、政府関係機関も含め、その信憑性に疑念を示す先が多い。

そうした背景として、まず、財務諸表の作成負担が依然大きいことによるものとの指摘がある。すなわち、中小企業向けフィリピン財務報告基準でも、現在価値や公正価値による評価が求められる項目があり、中小企業にとっては把握が難しいとみられるものが含まれていることが中小企業の負担になっているとの指摘である。フィリピンでは、財務報告基準が、概ねそのまま税務申告基準と連動しており、国際財務報告基準に基づく帳簿作成、会計処理が、中小企業にとって依然かなりの負担となっていて会計スタッフの書類記載ミスも多く、内容の信頼度の低さにつながっているほか、会計書類の整備を怠ることが節税（脱税）を図る手法の一つにもなっているといたことが指摘されている。これを受け財務省/内国歳入庁は、本年初に施行した改正税法により、中小企業に対しては申告の際提出すべき書類は原則として以下の内容を記載した最大 4 ページまでの書面提出にとどめることとし、負担軽減を図っている。

- ・ 企業概要
- ・ 売上/収入金額
- ・ 経費控除内訳
- ・ 課税所得計算書
- ・ 納税予定

なお、我が国を例にとると、中小企業に対し国際財務報告基準からの乖離をかなり認めているため、国際会計基準の遵守という点ではフィリピンに劣後しているといわざるを得ない。しかし、中小企業の多くが国内市場を中心に活動しており、国際投資家への配慮のため国際比較を可能とするような基準に準拠した財務諸表の作成が必要とされていない状況にあることを考慮して、企業経営者の便益に配慮し負担を軽減した財務諸表の作成を容認することにより、企業の財務状況の把握がより容易な方法を取っているといえ、上記の負担軽減により、フィリピンも我が国の例により近い扱いになったといえよう。

ASEAN の周辺諸国につき、会計基準の骨格を、2006 年 3 月時点で我が国中小基盤整備機構 (SMRJ) が取りまとめた調査結果をもとに、適宜それ以降の改定等を織り込みつつ概要を比較してみると下表のとおりである。

ASEAN 域内においては国際財務報告基準との調和化 (Harmonization) が進められてきており、国による制度的な差異はかなり埋められる方向にある。しかし、国毎に歴史的背景や経済・産業構造の違いがあつて、調和化の状況は EU のような高いレベルにまでは至っていない。特に中小企業については、財務諸表への理解度も低く、特に国際財務報告基準に準拠した財務諸表の作成負担が大きいことから、制度適用状況や対応可能性には国により、依然かなりの差異がみられる。

表 4 中小企業向け会計基準の骨格にかかる主な近隣諸国との比較

	IFRS 導入時期	帳票保存期間、年次報告書類の数	資産にかかる評価法	公認会計士の役割等	中小企業の扱い(国際基準準拠)
フィリピン	2001 年 (2005 年改定)	10 年、6 種類。	原価法。ただし資産の再評価は取替原価(正市場価格)を採用し期末に減損評価。	原則全企業に監査義務。税法により財務(会計)と税務報告基準の双方を規定。	一部を除き準拠(2010 年より中小企業財務報告基準を適用)。株式公開、非公開ローカル企業及び外資企業、金融業に適用。
タイ	2000 年	5 年(ただし歳入局と未解決事案ある場合は 10 年)	原価法。棚卸資産は低価法。有形固定資産の減価償却は定額法。無形固定資産の繰延を容認。	全企業に監査義務。監査人(公認会計士)による税務申告代行と経理書類記帳代行の兼務を容認。	別基準の適用を検討中。
マレーシア	2006 年 2016 年 MPERS 導入。	7 年、5 種類。	MPERS は公正価値基準(PERS は原価基準)。また無形固定資産の研究開発費は費用計上。借入費用も資産化ではなく費用に計上。機能通貨を導入。	全企業外部監査。監査人による記帳代行等は禁止。	一部別基準。

インドネシア	1995年(2000年PSAKを導入)	10年、監査済み財務諸表4種類。	有形固定資産には定額法、定率法以外も容認。試験研究費は直接経費処理。例外的に取得原価主義、年金債務時価評価等容認。	総資産250億ルピア以下のローカル企業は監査義務なし(ただし銀行借入企業等は外部監査対象)。	ほぼ国際基準に準拠。ただし、中小企業の財務諸表は税務当局への自主提出のみ。
シンガポール	2003年	5年、4種類。	IFRS 準拠	除外私的非公開会社で、年間売上高が5百万S\$以下の場合、会計監査義務を免除。	全企業に国際事務報告基準への準拠を義務付け。
[参考] 日本	2010年任意適用開始	7年(法人税法)、5種類(附属明細書を含む)。	原則取得原価。利息を取得原価に含める扱いは例外的に容認。当初認識後の測定は原価モデルと同様の方式のみ。減価償却につき、見直し頻度や構成要素別償却を求める定めはない。また無形固定資産は原則定額法。なお研究開発費は発生時に費用計上。		別基準(中小企業会計指針か要領)を容認。

(出典) SMRJ「ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査 2006年3月」をもとに(株)日本経済研究所作成。

なお、中小企業の財務諸表作成負担度合を見るため、主な項目について日本とフィリピンと比較してみると下表のとおりである。

表 5 主な財務諸表作成基準-日比比較

	日本	フィリピン
原則	細則主義(数値基準を明示)、損益計算書重視、独自の会計基準を採用。 (安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとされている。)	原則主義(数値基準なし)、貸借対照表重視、グローバル基準。(ただし、公的説明責任のない企業については2005年前のフィリピン会計基準への準拠を容認。なお、2019年初から小規模企業向け財務報告基準を導入の予定。)
財政状態計算書	貸借対照表	財務計算報告書
棚卸資産	原則として、取得原価で計上し、評価基準は、原価法または低価法。評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。なお時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した	原則低価法または市場価値で評価。費用は一部先入先出法か移動平均法。調達コスト、運搬コスト等は費用化される。

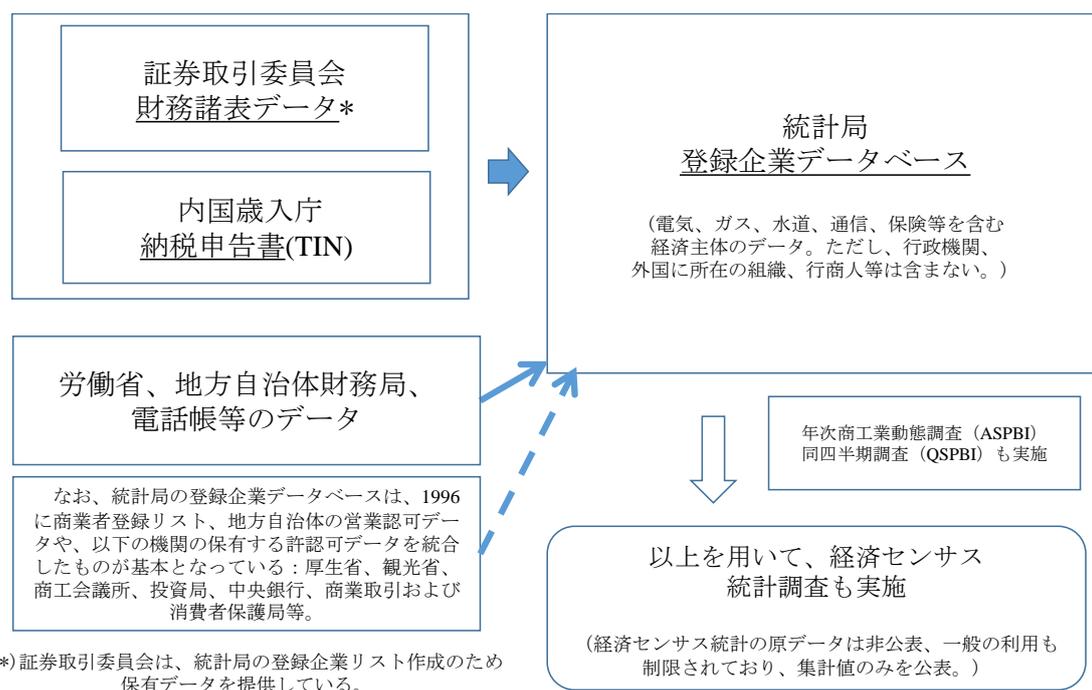
	場合を除き、評価損を計上する。	
有価証券	原則として、取得原価で計上し、売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上。 評価方法は、総平均法、移動平均法等。なお、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上。	当初認識額は、取引価格（取得原価）。ただし金融取引の場合は現在価値で計上。負債金融商品は原則として償却原価。なお償却原価の計算は原則実効金利法による。
固定資産	有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類し、原則として、取得原価で計上。 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、また無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とし、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上。	有形固定資産は取得原価償却減損モデルのみ。再評価モデルは認められない。小企業は取得原価法。 残存価値を除去した残価が償却の対象となる。資産の予想有効耐用年数と減価償却方法を定期的に検証することが求められている。著しい価値の変動があった場合のみ、評価手法の見直しを容認。 研究開発費用はすべて費用として処理。 無償、資産交換等別途調達された無形固定資産は使用可能残存期間で償却。のれんは公正価値（小企業は取得原価）で評価し、償却。
貸倒引当金、貸倒損失	倒産手続き等により債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上。 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上。また、回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上。	引当金計上は限定的。 なお、税務上は、貸倒となったもののみが損金として課税年度に償却され、繰延処理は認められない。
減損	資産の帳簿価額と回収可能額を比較する前に、帳簿価額と割引前キャッシュフローを比較し、後者が前者を下回らない場合は、回収可能額の算定を不要とする。	資産の減損については減損価値の判定基準指針に従い、期末に減損を評価。資産の帳簿価額と回収可能額を比較。

### 3. 関係機関の財務データ収集・利用状況

証券取引委員会が法律上の企業財務諸表の提出先と定められているが、内国歳入庁、信用情報公社（Credit Information Corporation、CIC）、金融機関、信用情報会社、保険会社（再保険会社を含む）も、業務上の必要性に応じ財務諸表を収集している。主要機関のデータ収集状況をみると次の通りである。

財務諸表を含む企業活動のデータを全分野にわたり統一的に収集している組織はないが、フィリピンではフィリピン統計庁が管理する企業登録情報データベースが最大のカバレッジを有するものとなっている。

同データベースは年および四半期ベースで定期的にアップデートされており、その主たる情報源は証券取引委員会および内国歳入庁が収録しているデータである。企業関連データを収集している機関の関係とその主な用途を図示すると以下の通りである<sup>28</sup>。



(出典) 国連 SIAP (Statistical Institute for Asia and the Pacific) 資料により JERI にて作成。

図 1 企業関連データを収集している機関とその用途

<sup>28</sup> 従前証券取引委員会は、トップ 25,000 社を公表 (2011 年)、また内国歳入庁も納税者番付上位 500 社を公表している。

## (1) 証券取引委員会による財務データの収集

証券取引委員会の収集企業数は、643,637 社（ただし稼働実数）<sup>29</sup>、うち国内資本の株式会社は 351,321 社である。これらの企業については、財務諸表の全項目が収集対象となっている。

収集したデータは、利用登録者に対し、内容により有償にて個社企業情報を提供している（ただし、上場企業以外の個別企業名は非公表）。

なお、証券取引委員会に財務諸表の提出義務を有する企業は、株式会社のほか、パートナーシップも含まれる一方、大企業ではあっても公益事業体は対象外となっている。

このうち監査済み財務諸表を提出している企業は 192,782 社（全体の 30%）とされている。

表 6 登録企業等の数

形態	数
国内企業	537,968
a) 株式会社	351,321
b) 非株式会社	186,647
パートナーシップ	101,460
a) 一般	87,750
b) 有限責任	10,668
c) 職業	3,042
外資企業	4,209
a) 株式会社	3,921
b) 非株式会社	252
c) パートナーシップ	36
計	643,637

（出典）証券取引委員会年報 p88、Table11.Number of Active Entities

Registered as at December 31, 2016。

なお、証券取引委員会に財務諸表提出を求められる企業については、既述（3 ページ、(3)）の通り。

地域別（ただし地域別の統計は、2017 年 8 月現在の証券取引委員会ホームページ上に記載の総登録企業数 987,975 社ベースのもの）では、首都圏（National Capital Region : NCR）が 354,103 社、Region 4-A（CALABARZON）および B（MIMAROPA）が 74,989 社、Region 3（Central Luzon）が 53,700 社、Region 7（Central Visayas）が 40,618 社等となっている。

<sup>29</sup> 2016 年時点での登録総数は 949,819 社となっている。

## Box 2 : 中小企業の財務データ収集に関する日本・フィリピンの比較

日本における財務諸表の作成状況について、法人企業統計によりみると、調査母集団 284 万社、うち約 281 万社が資本金 1 億円未満の中小企業で、そのうち 70%から財務関連情報につき回答を得ている<sup>30</sup>。

既述の通り、中小企業<sup>31</sup>による財務諸表の作成状況について両国で適用している作成基準を比較すると、我が国では、国際基準には必ずしも準拠しない簡易な基準<sup>32</sup>の適用を認めているのに対し、フィリピンでは、国際財務報告基準への準拠がより広い範囲で求められており、それが両国における財務諸表の信頼度の違いを生み出してきた一つの背景となっているようにみえる。

作成負担に配慮し、中小企業の実情に合わせた簡易な財務諸表の作成をどこまで許容しているかの差がその要因となっているものと考えられる。

## (2) 内国歳入庁による財務データの収集

内国歳入庁も、徴税権限に基づき、事業者に対し財務諸表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等の会計書類の作成、提出を求めており、約 79 万社の納税資料データを把握している点で、証券取引委員会以上のデータカバレッジを有している。

内国歳入庁の納税者統計<sup>33</sup>では、2016 年末現在の全納税申告者数（企業、個人、一時的な納税者その他を含む）は 29,752,723、うち企業が 877,660 社（免除先 221,159 と非居住者外資 11,246 社を含む）<sup>34</sup>、個人納税者が 17,919,087（個人事業主 2,350,490 を含む）となっている。

## (3) フィリピン統計局による財務データの収集

また、フィリピン統計局も、5 年毎に実施する企業センサス統計で、23 万社弱のデータを収集している。センサス間のデータについては、内国歳入庁のデータを活用して企業動向を把握する形となっている。ただし、通常フィリピン統計局から提供されるデータは上位 1000 社の財務諸表（貸借対照表 および所得申告書）主要項目の集計値で、主要公表データはフィリピン統計局発行の統計年報に掲載されているが、統計分析等のためより詳しいデータを参照したい場合には、フィリピン統計局と守秘義務契約書を交わし、個別名は伏せる形で

<sup>30</sup> 法人企業数 382 万社中、380.8 万社が中小企業（99.5%、ただし従業員数ベース）。なお、個人事業主を含めると、総数 593 万社、うち 565 万社（95%、同）が中小事業所とされる。

<sup>31</sup> 日本における中小企業の定義：①製造業・建設業・運輸業、その他の業種（②～④を除く）資本金 3 億円以下および従業員 300 人以下、②卸売業：同 1 億円以下、100 人以下、③サービス業：同 5,000 万円以下、100 人以下、④小売業 5,000 万円以下 50 人以下。

<sup>32</sup> 中小企業の会計に関する指針（中小指針）ないしは中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の 2 つがある。

<sup>33</sup> 内国歳入庁年報 2017, Table 7: Comparative Number of Registered Tax Payers (January to June)。

<sup>34</sup> 免除先および外資企業を除く企業数は 645,255 社。p6 の証券取引委員会登録企業数比 1,618 社多い。免除先には公益事業体等が含まれているためかと思われるがその理由、内訳等は不詳。

データの提供を受けることができるとのことである<sup>35</sup>。なお内国歳入庁では、目下 Web 経由での申告書提出制度の普及を推進しており、この体制が確立されれば、関連統計のカバレッジ等の一層の充実も期待される。

フィリピン統計局統計<sup>36</sup>（ただし 2016 年現在）に基づき、企業規模別の数をみると、全国企業数は 915,726 社、そのうち零細中小企業の本数は 911,768 社（全企業数の 99.6%）。

内訳をみると 820,795 社（89.6%）が零細企業、86,955 社（9.5%）が小企業で、中規模企業は 4,018 社（0.4%）、また大企業も同じく僅か 0.4%（3,958 社）となっている<sup>37</sup>。

なお、同統計により零細中小企業の内訳を業種別にみると、卸小売・車両修理業が 420,638 社（46.1%）、サービス・飲食業が 119,718 社（13.1%）、製造業は 115,748 社（12.7%）、その他サービス 56,466 社（6.2%）、金融・保険業が 39,925 社（4.4%）となっている。

また、地域別では、2015 年現在、190,166 社（20.9%）が首都圏（National Capital Region : NCR）、Region 4-A（CALABARZON）が 131,011 社（14.4%）、Region 3（Central Luzon）が 100,880 社（11.1%）、Region 7（Central Visayas）が 53,218 社（5.8%）、Region 1（Ilocos）が 47,996 社（5.3%）で、これら上位 5 地域で零細中小企業全体の 58.4%を占めている。

#### (4) CIC による財務データの収集

2008 年に証券取引委員会傘下に設立された CIC も、法律に基づき財務諸表関連データを収集する権限を有している（信用保証システム法 Credit Information System Act、RA 9510, 2008）。CIC が収集する企業の財務諸表は、企業が証券取引委員会に提出したものと同一ものとされている<sup>38</sup>。

CIC では企業の財務諸表に加え、消費者ローン利用者等個人関連情報も収集しており、カバーしうる対象者の範囲は広い。ただし、現時点ではまだ、十分なデータ収集ができていないとされており、全国の主要都市を回って、CIC の役割につき関係機関への周知徹底に努めているとのことである<sup>39</sup>。

<sup>35</sup> PIDs や Asian Institute of Management 等でも、これらデータに独自アンケート調査等を加え、折々、企業動向や財務状況の分析等を行っている。

<sup>36</sup> 集計結果は貿易産業省から公表。企業登録情報をデータベース化。収集対象は single ownership 企業及び電気、ガス、水道、建設、運輸、倉庫、通信、保険、証券業者等の事業者。収録情報は、企業名、住所、業務内容、企業形態、従業員数等で、2009 年以降 BIR データの提供を受け、納税者番号、および総資産、親企業情報等も追加収録されている。

<sup>37</sup> 因みに従業員数では零細中小企業が 4,879,179 名（63.3%）、付加価値額では 35.7%を占めている。

<sup>38</sup> CIC の収集しているデータの内容は以下の通り：①属性（設立日、事業目的、事業年数、事業場所、TIN/SSS 番号、代表者名）、②収入・資産関連（過去 2 年の平均年収、月あたり支出、税前利益、口座を保有している銀行、その他資産、借入に関する取締役会の承認）、③負債関連（負債の種類、取引の種類、口座番号、口座開設日、取引担当部署、返済方法（延滞データ）等。

<sup>39</sup> 現地金融機関等ヒアリング時コメント。

## (5) その他機関による財務データの収集

上記、証券取引委員会、内国歳入庁、フィリピン統計局、CIC（信用情報公社）のほか、中央銀行、協同組合開発庁（Cooperative Development Authority、CDA）も財務データの情報収集を行っている。

中央銀行は、銀行監督権限に基づき、金融機関の融資先企業についても、金融機関経由で、必要に応じ財務諸表を含む所要書類の提出を求めている。なお、データ徴求対象に個人向け融資先を含む点で、収集データにはCICと重なる部分もあると考えられる。

表 7 機関別財務諸表収集数

証券取引委員会	643,637 社（うち国内資本株式会社 351,321 社）。うち公認会計士監査済みは 192,782 社。
財務省 内国歳入庁	29,752,723 件。 うち企業は 877,660 社（免税先および外資を除く企業数は 645,255 社）。 また個人納税者は 17,919,087 件であり、うち個人事業主が 2,350,490 件。
フィリピン統計局	全国企業数（establishment）は 915,726 社（ただし登録数）。収集 FS データは財務省/内国歳入庁データに準ずる。 なお、5 年に 1 回センサス統計を実施しており、2014 年の統計では、製造業につき 6,653 社のサンプル調査を基に 225,245 社の母集団推計値を発表。トップ 1000 社の財務諸表データも抜粋、集計。
CIC（信用情報公社）	個人及び企業につき約 6 百万項目のデータを収集（なお、大半がクレジットカード情報、残りは個人事業主）。 クレジットカード情報は、333 業者から収集、また協同組合については、28,000 件のデータ（うち活動している先は半分）。 加えて金融機関についても 161 行のデータを収集。
中央銀行	全金融機関 587 行（うちユニバーサル・バンク 21、商業銀行 22、貯蓄銀行（Thrift banks） 55、農村銀行（Rural banks） 489）（なお、銀行監督権限に基づき必要に応じ金融機関経由、融資先企業データも徴求。）

協同組合開発庁（CDA）	対象 28,000 先の約半分につきデータを収集済み（うち協同組合が 3 分の 2 残りは農家を含む個人）。データベースを作成。
（参考）金融機関取引先	金融機関では、銀行検査への対応上、原則として全融資先（世銀 Enterprise Survey によると、2016 年第 3 四半期時点で、全企業の 33.2%が銀行借入れを有するとされている）の財務関連指標を収集しているものと想定される。
CIBI（信用情報機関の 1 つ）	CIC 情報に、ディスクロージャー誌や独自のソースからデータを入手し企業情報データベースを作成。 （CIBI では目下 50,000 社を目標に過去 10 年分のデータを蓄積するデータベースを構築し債券格付け情報等の提供を準備中。今後さらに経営レベルを含む企業評価情報の提供も検討中。

（出典）関係先 Web サイトおよびヒアリングにより（株）日本経済研究所にて作成。

## （6）財務諸表の利用状況

証券取引委員会が上位 1000 法人につき、収入（売上）、収益、資産負債、株式の動向を集計・分析、公表している<sup>40</sup>ほか、フィリピン統計局も収集データにつき集計値を公表している。

また、これらが収集し公表している財務諸表データは、中央銀行および金融機関のほか、民間の信用情報・格付機関でも、融資先信用状況の分析等に用いている。会計監査を行っている代表的な会計事務所としては、Fits、PwC、KPMG 等の外資系に加え、地場企業の SyCip（SGV & Co.）<sup>41</sup>等があげられるが、これらが業務実施を通じて収集しているデータは、情報公開義務のある上場企業および、それぞれが契約により会計監査を行っている先のもので、特に中小企業に関しては信用情報の提供や企業格付けデータベースの構築という点でのカバレッジは高くない。

なおフィリピン統計局のデータは、統計分析目的のため大学や研究機関の利用にも供されている。また、フィリピン統計局が収集している企業（Business Name）登録情報（List of Establishments）については、一般の照会にも対応しているとされているが、提供されるデータは企業名、住所、事業領域、登記日時のみとなっている。

CIC が収集するデータについては、CIC が認定した民間の信用情報会社（Credit Bureau、Special Accessing Entities ともいわれる）数社に対し、個別借入人の情報を含めデータベースへのアクセスを認めており、信用情報会社各社は CIC データを用い借入人の信用状況報告

<sup>40</sup> SEC 年報 p106、“The Top 1000 Corporation: Managing through Difficult Times (2014 Edition)”等。

<sup>41</sup> SyCip Gorres Velayo & Co.(SGV & Company)。

書や「クレジット・スコア」を算定、金融機関に提供している。

## 4. 財務諸表の作成を推進するために行われている取組み

### (1) 会計処理の専門化と会計基準の簡略化による作成負担の軽減

企業による財務諸表の作成・管理形態は企業の規模によりまちまちとなっている。大企業及び上場企業では、社内に専門部署および会計担当者を配置し、IT 機器・ソフトも使いながら財務諸表を作成の上、公認会計士の監査を受けて証券取引委員会に提出している先が大半であるが、中小・零細企業では、企業オーナーが自ら作成している例が多いとされており、記載の誤りも多いことから、①会計専任者を起用する、ないしは②IT 機器を用い市販会計ソフトを利用することなどが推奨されている。

この間、証券取引委員会や内国歳入庁等監督機関側も、特に小規模企業を対象に、既述したような適用会計基準の簡略化による報告書作成負担の軽減、独立会計監査人の監査に代え代表権を有する者の真正署名による提出を認めるなどの扱いを導入し、企業の財務諸表作成にかかる負担軽減を図ってきている。

具体的には、既に触れたとおり、本年初から施行された改正内国歳入法（RA No. 10963）により、個人所得税減税に加え、①申告書類を最大4ページまでにとどめ、記載内容も簡略化する、②取引証票類の作成について、これまでは、四半期所得が5万ペソを超えない企業については証票類を保管したうえで簡易書式の使用を認めるとしていたのに対し、財務省の承認を得た書式・記録であれば従前の規定以外のものでも受け付けるとし柔軟性のある対応を可能とする、また③会計監査が義務付けられる企業の最低所得額を四半期売上が15万ペソ超の先から、年間売上3百万ペソ超に引上げ、④準備が整い次第5年以内に電子申告・納税制度の導入を謳う<sup>42</sup>など、申告負担の軽減・簡素化を打ち出している。

### (2) 財務諸表作成のための支援

現在、商工会議所（Philippine Chamber of Commerce and Industry、PCCI）がメンター制度を導入し、財務諸表の作成を含め中小企業の経営指導に当たっている<sup>43</sup>。しかし、商工会議所からのヒアリングによれば、実際は、食料品産業部会メンバーの有力企業経営者が、自社の主な取引先企業に対して、必要に応じ指導を行っている形で、まだ業種を超えた幅広い取り組みにはなっていないとのことである。メンターとして活動できる人員が限られていて、必要先をカバーするには不十分なことがその理由で、順次メンターの育成を図ってはいるが、指導・相談は本業の合間に行わざるを得ないこともあり、かなりの時間がかからざるを得ないとしている。

この間内国歳入庁でも、徴税書類等の作成を支援する認定納税管理人（Accredit Tax Agent）制度<sup>44</sup>を導入し、順次地方にも拠点を設け税務申告書作成指導や問合わせ対応に当たってお

<sup>42</sup> 改正 RA No.10963 では、施行後5年以内に輸出業者、e コマース従事者および大規模納税企業は、電子納品・請求書、領収書を採用すること、また内国歳入庁に対し売上げを電子報告することを謳っている。

<sup>43</sup> 面談先：PCCI Director for SMEs and Export Services, Chairman, Agriculture Committee, Mr. Roberto C. Amores。

<sup>44</sup> Tax Code, Section 6, G.

り、作成基準等にかかる理解の一層の深耕を図るため、フィリピン公認会計士協会や、国際連携を図りつつ企業ガバナンスの強化や納税義務の見直し提言等の面で活動を行っているフィリピン財務執行者協会（Financial Executive Institute of the Philippines、FINEX）等とも協力しながら広報活動に当たっているとのことである。

ただし、予算制約があり今のところ拠点の設置はまだ主な都市をカバーしつつある程度、かつ税務申告書の記載にかかる相談・指導が主目的であって、我が国における税理士のような企業の経営相談までを含む幅のある活動ではなく、今後順次そうした視点も加えていきたいとしている。

### (3) IT化の促進

財務諸表作成作業の簡略化や誤記載解消、提出負担軽減等を図るべく、証券取引委員会や内国歳入庁は、Webサイトを通じた情報提供、登録申請書式の交付、納税申告書の受付、電子納税方式の導入等を行ってきた<sup>45</sup>。また上述の通り財務諸表作成支援のため、複数の会計ソフトが市販されており、政府でもこうしたソフトの活用を推奨していることから、ソフトを活用する企業も徐々に増えてきているとのことである。

しかし、フィリピン商工会議所では、中小企業側からは引き続き、報告項目が多くかつ難しい内容が残っているため、依然作成負担が重いので一層の簡略化を図ってほしいとの声が寄せられているとしており、内国歳入庁でも、フィリピン公認会計士協会等と協力し、前述の報告基準や項目の見直しを踏まえつつ、帳簿への記帳の段階からよりわかり易い会計処理ソフトの作成およびその利用講習会等の開催なども支援していくとしている。

### (4) 監査費用負担

大企業では、公認会計士やコンサルタントによる会計監査、経営指導が行われているが、中小企業にあっては、関連費用の高さが嫌われ、容易にはそうした機能を活用することができないと指摘する向きが多い。

現に本調査チームが実施したヒアリング<sup>46</sup>でも、企業側から、金融機関借入に際し銀行から提出を求められる書類は、財務諸表、事業計画、営業許可証、担保物件の登記書、また時には出生届等の書類まで多数にのぼり、かつ審査手続きも煩雑で時間もコストもかかるとし、このため、金融機関取引をあきらめ、マイクロファイナンス等いわゆるインフォーマル機関からの資金調達にシフトする先が少なくないとの指摘があった。また、銀行側も、企業から提示される財務情報の信頼度が低い中小企業に対しては、実態把握のための追加審査や、より現実的な書類を作成するなどの負担が大きいことから、大企業に比べ適用金利も高

---

<sup>45</sup> 脚注 42 参照。

<sup>46</sup> 2017年1、2、3、4、8月と複数回にわたりマニラ首都圏にて実施（一部信用リスクベース融資関連金融機関ヒアリングと並行）。

く<sup>47</sup>設定せざるを得ず、またリスクカバーのため担保や保証も厚めに取らざるを得ない<sup>48</sup>のが実情としている。

ただ金融機関でも、大手を中心に企業審査のため自行職員による企業実態把握のための情報収集の一環として、融資審査等の際一部親密先会計監査人等の活用を求める先は見られる。しかし、そうした費用を割引くとか具体的に融資条件の緩和に反映するとしている先はほとんど見られない。取引先企業の指導・育成という視点に立って、金融機関が、取引先とのリレーションシップの一層の強化の一環としてそうした融資条件の見直し等を図ることも必要と思われる。

なお、企業規模により財務諸表作成負担度合いは当然異なるが、資産規模 5 万～50 万ペソの企業であれば、通常作成作業に 1～3 か月、また通年監査を依頼するとして年間 1 百万ペソ強の費用がかかる。

より小規模な個人事業主の場合、費用は年間 5 万ペソ程度（なお、連結決算対象となる大企業の場合の監査費用は数百万ペソ）のことである。

---

<sup>47</sup> ヒアリングした金融機関で複数の先が、審査コストをカバーするため、中小企業に対する適用金利（年利）は、大企業向けプライム金利の 10%程度に比べ 12～15%と高めにせざるを得ないと回答している。

<sup>48</sup> ヒアリングした貯蓄銀行および農村銀行のうち複数の先が、大企業に対する担保のカバー率は 20 から 60%のところ、中小企業に対しては 70%以上とコメント。

## 5. 検討課題等

### (1) 制度的側面—簡易申告書の制定・普及

決算書の信頼性向上を如何にして図るかが第一の課題と考えられる。この課題解決のためには、「中小企業向けフィリピン財務報告基準」につき、財務報告基準委員会と貿易産業省が協力して、中小企業の財務諸表作成負担をさらに減らす方向で見直しを続けるべきであろう。具体的には、固定資産の評価方法の簡素化や外貨建債権債務の評価替えの免除、貸倒引当金計上基準の緩和、欠損金の繰越控除<sup>49</sup>・繰戻控除<sup>50</sup>、設備投資等にかかる特別控除・償却<sup>51</sup>等の記載基準や内容を簡略化するなど財務諸表作成基準の一層の簡便化を図ることが必要ではないかと考えられる。2019年初から正式導入された「小規模企業向けフィリピン財務報告基準」でも、こうした面で一部配慮が加えられているが、さらにそうした見直しを進めるべきであろう。

また、納税申告書作成についても、既述の通り本年初から施行された改正内国歳入法（RA No. 10963）により、会計監査が義務付けられる企業の最低課税所得額の引上げをはじめとする法人税率等の軽減措置に加え、所得税申告書類数の削減及び記入項目の簡素化、電子納税方式の拡充等を打ち出されている。

内国歳入庁には、こうした簡素化に加え、さらに、設備投資にかかる減価償却や特別・割増償却制度等の導入等についても一層の見直しが求められよう。

また、こうした措置に加え、中小企業納税者に対し財務諸表作成費用負担の経費控除や補填、あるいは会計監査実施促進のため支払い費用への補助金支給や一部補填、さらには、担当人材の育成研修に対する研修費用補助等の財政処置等措置を付与することも納税者の適正書類作成意欲を高めるうえで有効な措置であると考えられる。研修等の実施ないしは費用補助については、財務報告基準委員会や商工会議所等の協力も必要となろう。

なお、金融機関に対し、中小企業については、融資審査の際、財務諸表に変え簡略化された納税申告書の受入れをより幅広く認めるよう促すことも、中小企業の納税申告書類の作成、提出意識の向上を図ることにつながるものと考えられる。

なお、中小企業経営者にとっても、こうした追加見直しが進められることにより、納税コスト負担の軽減に加え、自社の経営状況や事業実施面においても、以下のような追加的なメリットが得られるものと考えられる。

<sup>49</sup> 毎期の所得を計算する際、赤字（欠損金）の翌年以降に繰り越し、およびその間に生じた黒字との相殺を認める扱い。

<sup>50</sup> 資本金1億円以下の中小企業の場合は、黒字で法人税を支払った翌期に赤字となった場合、その赤字を前期に繰り戻して法人税を還付する制度。

<sup>51</sup> 会社が一定の設備投資や人材投資を行った場合に、減価償却費を通常より多く計上できる特別償却や、法人税を一定額控除する特別控除を認める扱い。

- ① 意思決定の強化：経営者が自信を持って決算書を意思決定や資金調達に活用できること。
- ② 資金調達の拡大、円滑化：取引先金融機関からの信頼が高まり、融資がスムーズに得られる。また、融資に際し金利低減等の優遇が得られること。
- ③ 信頼性の向上：税務署等公的機関からの信頼が厚くなるほか、債権者、取引先との関係も有利に展開されること。
- ④ 透明性の向上：出資者や従業員に対する説明責任が果たしやすくなり、企業経営がより円滑となること。

こうした観点からも、証券取引委員会ないし貿易産業省がイニシアティブを取り、フィリピン財務専門家協会（FINEX）とも連携し業界団体を巻き込みながら、財務諸表の信頼性向上が企業経営の透明性向上を通じ、中小企業への信頼性を高め取引拡大にもつながるといふ啓蒙活動を行っていくべきであろう。

## **(2) 第三者認証機関の整備ないしビジネス・デベロップメント・サービス（BDS<sup>52</sup>）機関の育成および機能強化**

このような啓蒙活動を一層強化するための一案として、日本の税理士制度のような、会計監査人以外の第三者による財務書類作成認証制度の導入、普及を図ることを検討してはどうか。貿易産業省が、内国歳入庁や財務報告基準委員会等と協力しつつ、利用者側の立場に立って税務相談等を行うだけでなく、企業と金融機関の間に立ち情報の非対称性を埋める仲介役となったり、経営指導やビジネスマッチングの実現も図ることのできる BDS プロバイダーの育成および機能強化を図るべきであろう。

フィリピンでは、積極的にこのような役割を果たしている民間企業はさほど多くないとされている<sup>53</sup>ので、貿易産業省を中心に商工会議所等の業界団体やフィリピン財務専門家協会（FINEX）とも協働しながらその育成を図るべく、研修プログラムを立ち上げ修了者に認定証を付与することを検討する必要があると考えられる。

こうした取組みの例としては、ベトナムにおいて、日本国際協力銀行（JBIC）および JICA が実施した中小企業向けツーステップローン供与の際、借入申請者が適格な BDS プロバイダーの支援を受ける事を要件に加え、借入申請書の作成指導及び企業経営指導に当たらせるかたちで BDS プロバイダーの育成にも取り組んだこと<sup>54</sup>、またタイ、インドネシア等に

<sup>52</sup> Business Development Services: 主に中小企業経営者に対し、企業経営の各局面で必要となる金融以外のサービスを提供することを業とし、起業から経営・生産の効率化、税務相談や、中小企業の access to finance 改善支援等、企業の経営能力の強化をサポートしている。

<sup>53</sup> たとえば Tax and Accounting Center, Inc. では現在、公認会計事務所と連携して企業向けに財務諸表作成セミナー・研修を実施している。同研修を強化し、その修了者に第三者認証の交付権限を付与することも一案であろう。

<sup>54</sup> 上記ツーステップローンの借入人はベトナム財務省、事業実施機関は中央銀行（State Bank of Vietnam）である。

において、経営指導員制度の導入時に、その BDS プロバイダーとしての機能の活用を促した  
こと等が挙げられる。

なお国際労働機関（ILO）でも、BDS 向けトレーニングプログラム（Start and Improve your  
Business Program）を提供しながら各国における BDS の育成を支援してきている<sup>55</sup>。

フィリピンでも、このような政府または商工会議所等が認定する第 3 者が作成を支援し  
た財務関連書類や税務申告書を、税務当局だけでなく金融機関においても適格書類として  
柔軟に受け入れることになれば、中小企業の融資申請書類作成負担の軽減と金融機関によ  
る融資審査の一層の迅速化につながるほか、その結果として、金融機関による融資金利や保  
証料率の引下げ、あるいは融資限度額拡大等につながることも考えられる。

### Box 3：日本における BDS 育成の例

#### ① 中小企業診断士（国家資格）

中小企業庁の委託を受けた中小企業診断協会が実施する試験に合格した者に資格を付  
与するが、中小企業大学校や日本生産性本部の所定の講座を受講することによっても資  
格の取得が可能。試験科目は経済学、財務・会計、企業経営理論、オペレーション・マネ  
ージメント、法務、中小企業政策等。当初は公的な企業診断業務を行うことを目的に導入  
されたが、現在は、一定以上の能力を持つ民間コンサルタントの育成を図ることに制度運  
営の主眼が置かれている。

診断士は、経済産業省に登録、地域の商工会議所や商工会の経営相談員として中小企業  
の各種経営相談（納税申告も含まれる）にも当たっている。

また、日本政策金融公庫（Japan Finance Corporation、JFC）が行う小規模事業者向け無  
担保無保証融資（小規模事業者経営改善資金、いわゆるマル経融資）申請に際しても、申  
請者が商工会議所や商工会を通じこうした経営指導を受けていることが条件となってい  
る。

#### ② 経営士

一般社団法人日本経営士会が認定団体となり、同会が実施する所定の講義を受講した  
者に付与される民間資格で、すでに企業指導面で実績経験を重ねている者には、学科試験  
免除で資格を付与する特別推薦制度もある。

認定資格者は、同会に入会の上、企業経営の各分野で、中小企業に対するコンサルティ  
ング指導にあたるほか講演・セミナー講師等としても活動している。

<sup>55</sup> 1970 年代に開始されて以来 100 各国以上に提供。トレーニング実施機関は官民多岐ながら、フィリピンでは、職業訓練の任に当たる労働省か、中小企業の育成支援に当たっている DTI または PCCI 等の経  
済・業界団体が適任と思われる。

### **(3) モニタリングの強化とインセンティブの供与**

中小企業経営の透明性と信頼性の向上を促し、経済活動の持続的な発展を図るには、財務の透明性向上を含む企業ガバナンス強化に向けた企業自身の取組みを促す必要がある。そのため、上述のような財務諸表作成段階における第三者機関の有効活用に加え、証券取引委員会当局による財務諸表内容審査の強化も必要であろう。さらにはフィリピン統計局、証券取引委員会、内国歳入庁等の関係機関が連携して、財務諸表分析情報等をより幅広く一般に提供し、企業及び金融機関による業務分析への活用を図ることも有効な措置のひとつとなる。現に日本では、CRD モデルから得られた企業経営診断情報は、同モデルを利用している金融機関にとって、取引先のリスク管理のみならず経営指導面でも非常に有益な情報として活用されており、フィリピンにおいても同様の効果が得られるものと考えられる。

以上

(別紙) 主要機関別財務諸表収集状況

証券取引委員会 (Security and Exchange Commission、SEC)

1. Data collection by Government ministries/agencies	
Number of entities covered for collection of FS data	949,819 corporates registered as of 2016 (cf. number of corporates registered as of end 2015 was 900,914) ; o/w 643,637 are active: among which 351,321 domestic stock corporations, and 186,647 domestic non-stock corporations) +101,460 partnerships +4,219 foreign entities.
Accounting Standards required to be used by nature of entities	<p>•<b>LARGE AND/OR PUBLICLY-ACCOUNTABLE ENTITIES</b> shall use the Philippine Financial Reporting Standards (“PFRS”) as adopted by the Commission. However, a set of financial reporting framework other than the PFRS may be allowed by the Commission for certain sub-class (e.g., banks, insurance companies).</p> <p>•<b>MEDIUM-SIZED ENTITIES</b> shall use the Philippine Financial Reporting Standards for SMEs (“PFRS for SMEs”) except for the cases that shall be exempted from the mandatory adoption of PFRS for SMEs and may instead apply at their option the full PFR.</p> <p>•<b>SMALL ENTITIES</b> shall apply PFRS for Small Entities as adopted by SEC. But, small entities that have operations or investments that are based or conducted in a different country with different functional currency shall not be required to apply the framework and should instead apply full PFRS or PFRS for SMEs.</p> <p>•<b>MICRO ENTITIES</b> have the option to use either the income tax declaration or PFRS for SMEs. If different accounting standards from PFRS are applied, it will be acceptable in light of the nature of the company, the purpose of the financial statements and related laws and regulations.</p>

<p>Kind/contents of data collected by size of entities</p>	<p>FS data with company profile from,</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) Stock corporations with paid-up capital stock of P 50 Thousand or more;</li> <li>b) Non-stock corporations with total assets of P 500 Thousand or more, or with gross annual receipts of P 100 Thousand or more;</li> <li>c) Branch offices of stock foreign corporations with assigned capital in the equivalent amount of P 1Million or more;</li> <li>d) Branch offices of non-stock corporations with total assets in the equivalent amount of P 1Million or more;</li> <li>e) Regional operating headquarters of foreign corporations with total revenues in the equivalent amount of P 1Million or more.</li> </ul> <p>Financial Statements include:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) Current assets, noncurrent assets, current liabilities, noncurrent liabilities (for specialized industries in which classified balance sheets or statements of financial position are normally not presented, information shall be provided as to the nature and amount of the major components of assets and liabilities);</li> <li>(b) Net sales or gross revenues, gross profit (or, alternatively, costs and expenses applicable to net sales or gross revenues), income or loss from continuing operations and net income or loss (for specialized industries, other information may be substituted for sales and related costs and expenses if necessary for a more meaningful presentation).</li> </ul>
--	--

Data filing requirements by size of entities	<p>(i) <b>LARGE AND/OR PUBLICLY-ACCOUNTABLE ENTITIES:</b> those that meet any of the following criteria:(1) Total assets of more than P350 Million or total liabilities of more than P250 Million; or(2) Are required to file financial statements under Part II of SRC Rule 68; or(3) Are in the process of filing their financial statements for the purpose of issuing any class of instruments in a public market; or(4) Are holders of secondary licenses issued by regulatory agencies.(ii) <b>MEDIUM-SIZED ENTITIES:</b> (in principle) those that ① Have total assets of between 3million to 350 million pesos or total liabilities of between 3million to 250 million pesos. (If the entity is a parent company, the said amounts shall be based on the consolidated figures);② Are not required to file financial statements under Part II of SRC Rule 68;③ Are not in the process of filing their financial statements for the purpose of issuing any class of instruments in a public market; and④ Are not holders of secondary licenses issued by regulatory agencies.(iii) <b>SMALL ENTITIES:</b> those that will meet with all of the following criteria:① Have total assets of between 3 million to 100 million pesos or total liabilities of between 3 million to 100 million pesos . ( If the entity is a parent company, the said amounts shall be based on the consolidated figures);② Are not required to file financial statements under Part II of SRC Rule 68;③ Are not in the process of filing their financial statements for the purpose of issuing any class of instruments in a public market; and④ Are not holders of secondary licenses issued by regulatory agencies.(iv) <b>MICRO ENTITIES:</b> those that meet all following criteria: ① Total assets and liabilities are below 3 million pesos, ② Are not require financial statement submission under Part II of SRC Rule 68,③ Are not in the process of filing their financial statements for the purpose of issuing any class of instruments in a public market; and, ④ Are not holders of secondary licenses issued by regulatory agencies.</p>
Number of data collected	na
Industrial sectors covered with the data	In principle all industry
Data categorization by administrative regions	All the country, to be aggregated by region
Timing of data collection/submission	Annually, in principle within 105 days after the end of the most recently ended fiscal year

Time series of the data collected (from year X to Y, annually or monthly, etc.)	2 years prior to the most recent ended fiscal year
Among FS collected, how many (or about how many percentage) are audited FS	In total 192,782 entities submitted audited FS in 2016 not covering sole proprietorships of which the registration and monitoring is under DTI
<b>2. Data availability / usage</b>	
Availability (published or limited members only, or need to pay a fee to refer, etc.)	Several FS data/items are available with request and paying a fee defined by SEC; Registrants can use information about registration procedure, list of registered corporates and security market information via web-site and SEC Records Management System (RMS)
Analytical outputs and method of data feed back	Annual report; and web-site Publication of the Top 1,000 Corporations in the Philippines (provides an overview and insights on the financial performance of these corporations)
<b>3. Law or regulation allowing the data collection /submission</b> <i>(refer Sheet 2 for more details)</i>	Commonwealth Act (CA) 83 (Securities Act) (1936), Revised Security Act, (Section 141); SRC Rule 68 (2015), etc. and Corporation Code, SEC Memorandum Circulation No.5 dated March 26, 2018

## 信用情報会社（Credit Information Corporation、CIC）

1. Data collection by Government ministries/agencies	
Number of entities covered for collection of FS data	Compulsory participation of an entity which provides credit facilities such as, Banks (universal, commercial, thrift banks, including their trust department, rural banks), quasi-banks, their subsidiaries, life insurance companies, mutual benefit associations, credit card companies, financing companies, trust entities, investment houses, NGO engaging micro financing, government lending institutions, cooperatives engaging in lending activities, and other entities that provide credit facilities, are required to submit <b>basic credit data</b> and updates on a regular basis and may include other credit providers to be subject to compulsory participation. (As for the number of financial institutions, refer to the column of BSP.)
Accounting Standards required to be used by nature of entities	Data in the possession of the submitting entities for not more than last 5 years prior to the effectively of the Act.
Kind/contents of data collected by size of entities	Company profile (subject, address, employment. historical data, etc.), finance data (detail of installment, guarantees, detail of credit card data, etc.); Credit information, especially about small and medium companies to directly address the need for reliable credit information concerning credit standing and track record of borrowers, in the form of Credit Report (information attribute to the borrower, detail of credit contract, historical data (track records), etc.), positive and negative credit information provided by a borrower to a submitting entity in connection with the application for and availability of a credit facility and any information on the borrower's creditworthiness in the possession of the submitting entity and other factual and objective information related or relevant thereto in the submitting entity's data files or that of other sources of information. CIC can also access credit and other relevant information from government offices, judicial and administrative tribunals, prosecutorial agencies and other related offices, as well as pension plans administered by the government
Data filing requirements by size of entities	Data to be submitted is differ between individual, corporation, partnership,, cooperatives, and exposure profile data and credit card data.For example,

	Corporation are required to submit following data: date of incorporation, primary purpose or business, term of existence, principal place of business, TIN/SSS No., directors and officers, number of employees, average gross income for the last 2 years, monthly expenses, net taxable income, banks where accounts are maintained including types of accounts, other assets both real and personal, and Board Resolution authorizing the borrowing of fund from a credit institution/submitting entity.
Number of data collected	na
Industrial sectors covered with the data	All industry
Data categorization by administrative regions	All the country
Timing of data collection/submission	Each time when financial institutions extend credits to its clients (in practice on monthly basis)
Time series of the data collected (from year X to Y, annually or monthly, etc.)	All credit data for the last 5 years prior to the effectivity of CIC circular No.2015-2 possessed by credit card issuers, universal & commercial banks, thrift banks, rural banks and entities with quasi-banking license issued by BSP  Negative information on a borrower as contained in the credit history of borrowers should stay in the database of the corporation unless sooner corrected, for not more than three (3) years from and after the date when the negative credit information was rectified; which shall be corrected and updated within 15 days from the time of payment, liquidation or settlement or debts
Among FS collected, how many (or about how many percentage) are audited FS	na
<b>2. Data availability / usage</b>	
Availability (published or limited members only, or need to pay a fee to refer, etc.)	Authorized to release consolidated basic credit data on the borrower, subject to the provisions of Section 6 of this Act;  Submitting entities, special access entities, data subjects and outsource entities have access to basic credit data.  The borrower, for a reasonable fee, shall have, as a matter of right, ready and immediate access to the credit information pertinent to the borrower.

Analytical outputs and method of data feed back	Database is used for providing credit ratings for smaller enterprises and individuals by financial institutions and rating companies.
<b>3. Law or regulation allowing the data collection /submission</b> <i>(refer Sheet 2 for more details)</i>	Credit Information System Act (CISA) (RA 9510, 2008)

フィリピン統計局 (Philippine Statistics Authority、PSA)

<b>1. Data collection by Government ministries/agencies</b>	
Number of entities covered for collection of FS data	<p>915,726 establishments (number of registered ones): FS data collected shall be the same as that of DOF/BIR.</p> <p>2014 Census Survey covered 6,653 manufacturing establishments; annual data (statistical year book) available for 225,245 establishments (as of 2013) by 18 major industry groups</p> <p>By region, the top three regions accounted for almost three-fourths (73.9%) of the total or 4,914 establishments. The top three regions are all located in Luzon as follows: National Capital Region (NCR) with the highest number of 2,477 establishments or 37.2 percent of the total, followed by CALABARZON with 1,623 establishments (24.4%) and Central Luzon with 814 establishments (12.2%). Among the regions in the Visayas area, Central Visayas registered 661 establishments or 9.9 percent of the total. While in Mindanao, Davao Region recorded 234 establishments with a share of 3.5 percent of the total. (2014 Census)</p>
Accounting Standards required to be used by nature of entities	In line with the PAS, data recorded in the tax declaration form are accepted.
Kind/contents of data collected by size of entities	<p>Revenue/Sales, Total cost, value added, changes in (and gross) inventories, gross addition to fixed assets, subsidies, total compensation, number of establishments and employees (number of paid employees), foreign investment by major industry sector</p> <p>About 300,000 samples surveyed ;</p> <p>covered establishments engaged in 18 economic sectors classified under the 2009 PSIC, namely:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>o Agriculture, Forestry and Fishing (A)</li> <li>o Mining and Quarrying (B)</li> <li>o Manufacturing (C)</li> <li>o Electricity, Gas, Steam, and Air Conditioning Supply (D)</li> <li>o Water Supply; Sewerage, Waste Management and Remediation Activities (E)</li> <li>o Construction (F)</li> <li>o Wholesale and Retail Trade; Repair of Motor Vehicles and Motorcycles (G)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>o Transportation and Storage (H)</li> <li>o Accommodation and Food Service Activities (I)</li> <li>o Information and Communication (J)</li> <li>o Financial and Insurance Activities (K)</li> <li>o Real Estate Activities (L)</li> <li>o Professional, Scientific and Technical Activities (M)</li> <li>o Administrative and Support Service Activities (N)</li> <li>o Education (P)</li> <li>o Human Health and Social Work Activities (Q)</li> <li>o Arts, Entertainment and Recreation (R)</li> <li>o Other Service Activities (S)</li> </ul> <p>Top 1000 corporates data stored and aggregated; several FS and Income statements items are inputted and aggregated in the database; aggregated data is available for research and statistical analytical purpose.</p>
Data filing requirements by size of entities	MSME survey 2015 reported that 896,839 are MSMEs, 99.5% out of 946,988 establishments: distribution of MSMEs were, 190,166 in National Capital Region, 131,011 in Region 4-A (Calabarzon) 100,880 in Region 3 (Central Luzon), 53,218 in Region 7 (Central Visayas), 47,996 in Region 1 (Ilocos), etc.
Number of data collected	na
Industrial sectors covered with the data	All industry
Data categorization by administrative regions	All countries, by region and by industry
Timing of data collection/submission	Census survey in each 5 year term , and annual data published in Statistical Year Book
Time series of the data collected (from year X to Y, annually or monthly, etc.)	Long term time series data available (more than 10 years)
Among FS collected, how many (or about how many percentage) are audited FS	na
<b>2. Data availability / usage</b>	

Availability (published or limited members only, or need to pay a fee to refer, etc.)	By publications, CD-ROMs and On-line Statistical Service through the Internet
Analytical outputs and method of data feed back	Provides services through information centers, online statistical service, coordination of subnational statistical system, coordination of inter-agency concerns, statistical survey review and clearance system, international data requests, designation of statistics, technical services, interactive statistical databases, advocacy for statistical awareness and media services.
<b>3. Law or regulation allowing the data collection /submission</b> <i>(refer Sheet 2 for more details)</i>	Philippine Statistical Act of 2013 (Republic Act No. 10625)

フィリピン中央銀行 (Banko Sentral ng Philipinas、BSP)

<b>1. Data collection by Government ministries/agencies</b>	
Number of entities covered for collection of FS data	<p>All the banks and financial institutions under the supervision of BSP.</p> <p>Number of the entities shall be the same as the number of borrowers of banks under the supervision of BSP.</p> <p>(as of 2014, 31.3% of Filipino adults own a formal account at banks, but only 4.4% have accessed banks as a source of borrowing: according to the BSP NBSFI Survey 2015)</p> <p>There are in total 28,711 financial institutions including head offices and branches of banks and non-banks (as of September 2017). Number of head offices is 6,210 of which that of banks is 592 (Universal &amp; commercial banks 43, thrift banks 57, and rural banks 492).</p> <p>There are 613 operating banks with a network of 10,411 branches/other offices (as of end 2016).</p> <p>Percentage of enterprise with bank loans/line of credits: large 48.1%, medium 38.9%, small 22.6% (as of 2015: World Bank Enterprise Survey)</p>
Accounting Standards required to be used by nature of entities	<p>All the data submitted to SEC shall be accessible if necessary, from all the banks under the supervision of BSP.</p>
Kind/contents of data collected by size of entities	<p>Loan and receivables by production and by economic activities, by household consumption, by category of banks;</p> <p>Loan outstanding for production and household consumption by economic activity and by type of loan (credit cards, motor vehicle loans, and salary based consumption loans) by category of banks;</p> <p>FS data of banks with detail of items of FS, default data, past due amount, NPL, loan reserve, liquidity amount, etc. with ratios.</p> <p>Under FRP format (from Dec.2001), classification was by economic activity, by household consumption (loans for household needs such as food, education, household appliances, family cars, among others) and by residency of transaction (loans by individuals or institutional units whose center of economic interest is outside the economic territory of the Philippines).</p> <p>In addition to the data above,</p>

	Data and information of borrowers shall be available but only internally for bank supervision purpose.
Data filing requirements by size of entities	Loan amount of Large & MSME (medium and micro and small) by size of borrowers and by category of banks,
Number of data collected	na
Industrial sectors covered with the data	All the financial institutions (and all industries as their clients)
Data categorization by administrative regions	All countries and by region and city, and by category of banks
Timing of data collection/submission	In principle monthly, quarterly, and annually, but submission of data will be required anytime when BSP deems it necessary
Time series of the data collected (from year X to Y, annually or monthly, etc.)	Monthly, annually etc. for years
Among FS collected, how many (or about how many percentage) are audited FS	(At least the same as that of SEC.)
<b>2. Data availability / usage</b>	
Availability (published or limited members only, or need to pay a fee to refer, etc.)	Available by publication and via web-site (monthly and annually); Data in CSOC format during 1993-Nov. 2001 and in FRP after Dec. 2001
Analytical outputs and method of data feed back	Periodical reports and statistics
<b>3. Law or regulation allowing the data collection /submission</b> <i>(refer Sheet 2 for more details)</i>	General Banking Act, MORB, etc.

財務省 (Department of Finance, DOF) /内国歳入庁 (Bureau of Internal Revenue, BIR)

<b>1. Data collection by Government ministries/agencies</b>	
Number of entities covered for collection of FS data	In principle the same as the number of tax payers: 29,752,723 including 877,660 corporations (of which 232,405 are tax exempted or non-resident) and 17,919,087 individual tax payers including 2,350,490 single proprietorships (as of end 2016).
Accounting Standards required to be used by nature of entities	In principle all of the above mentioned entities submit required documents and FS.
Kind/contents of data collected by size of entities	<p>All the data of eligible taxpayers, but aggregated by kind of tax and by type of tax payer (company, individual, other); name and amount paid of top 500 taxpayers are published;</p> <p>Data related to the Income Statement such as Gross Sales/ Revenues, Receipts/ Fees (Less: Sales Returns and Allowances, Sales Discounts), Net Sales/ Revenues Receipts/Fees (Less: Cost of Sales/ Services/Direct Costs), Gross Profit From Operations (Add: Non-operating Income, Gain from Sales/Exchanges of Real Property, Gain from Sales/Exchanges of Other Fixed Assets, Scrap, etc., Fund Utilization (For Exempt Activity of Exempt Corporation), Salaries and Allowances, Fringe Benefits, SSS, GSIS, Medicare, HDMF and Other Contributions, Commission, Outside Services, Advertising, Rental, Insurance, Royalties, Repairs and Maintenance, Representation and Entertainment, Transportation and Travel, Fuel and Oil, Communications, Light and Water, Supplies, Interest, Taxes and Licenses, Losses, Bad Debts, Depreciation, Amortization of Intangibles, Depletion, Charitable Contribution, Research and Development, Amortization of Pension Trust Contribution, Miscellaneous, Total Expenses), Net Income/(Loss);</p> <p>And data related to the Balance Sheet, such as ASSETS: Current Assets (Beginning &amp; Ending): Cash on Hand and in Banks, Marketable Securities, Accounts Receivable - Trade (Less: Allowance for Bad Debts), Net Accounts Receivable - Trade, Other Receivables, Inventory (Finished Goods/ Merchandise, Goods in Process, Raw Materials, Supplies), Total Inventory, Prepayments, Total Current Assets; Long-Term Investments (Stocks &amp; Bonds, Real Estate, Others), Total Long-Term Investments; Fixed Tangible Assets (Land, Building (Less Accumulated Depreciation), Net Book Value - Other Depreciable Assets, Fixed Asset - Appraisal</p>

	Increase (Appraisal Increase (Less Accumulated Depreciation Appraisal Increase), Net Book Value-Fixed Assets- Appraisal increase), Total Fixed Tangible Assets); Intangibles Assets; Other Assets; Total Assets; LIABILITIES AND STOCKHOLDERS' / PARTNERS' EQUITY: Current Liabilities (Accounts Payable – Trade, Other Payables, Total Current Liabilities); Long-Term Liabilities (Long-Term Debts); Deferred Credits / Other Liabilities (Deferred Credits/Other Liabilities, Total Liabilities); Stockholders' Equity / Partner's Equity: Stockholder's Equity (Capital Stock, Premium (Discount) on Capital, Retained Earnings/(Deficit), Appraisal Capital, Donated Capital, Treasury Stock, Total Stockholder's Equity, Partners' Equity); Total Liabilities and Stockholders' / Partners' Equity
Data filing requirements by size of entities	MSMEs are allowed to submit simplified declaration forms.
Number of data collected	the same as the number of tax payers mentioned above
Industrial sectors covered with the data	All sectors
Data categorization by administrative regions	All the country
Timing of data collection/submission	In principle annually
Time series of the data collected (from year X to Y, annually or monthly, etc.)	2 years-current and previous year (Data filled in annual Tax Declaration form attached with audited FS).
Among FS collected, how many (or about how many percentage) are audited FS	(At least the same as the number of SEC or more.)
<b>2. Data availability / usage</b>	
Availability (published or limited members only, or need to pay a fee to refer, etc.)	Top 500 taxpayers names and amount paid, both corporates and individuals are published in the web-site of DOF
Analytical outputs and method of data feed back	In principle, annual report on Government Revenue; Aggregated data in the Statistical Year Book published by PSA

<p><b>3. Law or regulation allowing the data collection /submission</b> <i>(refer Sheet 2 for more details)</i></p>	<p>National Internal Revenue Code 1997 with its amendments by Republic Act No. 10963 (Tax Reform for Acceleration and Inclusion, TRAIN)</p>
---	---

